

(      は、改正部分を示す。)

新	旧
<p>第1章 総則</p> <p>1 略</p> <p>2 用語例</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) <u>規則</u>とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>危規則</u>とは、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)をいう。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>条規</u>とは、神戸市火災予防規則(昭和37年規則第34号)をいう。</p> <p>(8)、(9) 略</p> <p>(10) <u>建基規則</u>とは、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)をいう。</p> <p>(11)~(14) 略</p> <p>(15) 防火設備とは、建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備をいう。</p> <p>(16)~(21) 略</p> <p>(22) 防災センターとは、<u>規則</u>第12条第1項第8号に規定する防災センターをいう。</p> <p>(23) 防災センター等とは、<u>規則</u>第12条第1項第8号に規定する防災センター、中央管理室、守衛室その他これらに類する場所(常時人がいる場所に限る。)をいう。</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) 告示7号階段とは、<u>規則</u>第4条の2の3並びに...をいう。</p> <p>(26) 特定一階段等防火対象物とは、... (当該...れ、又は<u>規則</u>第4条の2の3に規定する...は、1) 以上設けられていないものをいう。</p> <p>(27) 略</p> <p>第2章 消防同意審査基準</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1 消防同意の留意事項</p> <p>1 略</p> <p>2 消防同意の審査は...消防法令(法、政令、<u>規則</u>)についてはすべての規定、建築基準法令(建基法、建基政令、<u>建基規則</u>)...別表1によること。</p> <p>3~11 略</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1 略</p> <p>2 用語例</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) <u>省令</u>とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>危省令</u>とは、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)をいう。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>条則</u>とは、神戸市火災予防規則(昭和37年規則第34号)をいう。</p> <p>(8)、(9) 略</p> <p>(10) <u>建基省令</u>とは、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)をいう。</p> <p>(11)~(14) 略</p> <p>(15) 防火設備とは、建基法第2条第9号の2ロ<u>及び</u><u>第64条</u>に規定する防火設備をいう。</p> <p>(16)~(21) 略</p> <p>(22) 防災センターとは、<u>省令</u>第12条第1項第8号に規定する防災センターをいう。</p> <p>(23) 防災センター等とは、<u>省令</u>第12条第1項第8号に規定する防災センター、中央管理室、守衛室その他これらに類する場所(常時人がいる場所に限る。)をいう。</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) 告示7号階段とは、<u>省令</u>第4条の2の3並びに...をいう。</p> <p>(26) 特定一階段等防火対象物とは、... (当該...れ、又は<u>省令</u>第4条の2の3に規定する...は、1) 以上設けられていないものをいう。</p> <p>(27) 略</p> <p>(28) <u>棟</u>とは、<u>原則</u>として独立した一の建築物(屋根及び...ものをいう。)</p> <p>第2章 消防同意審査基準</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1 消防同意の留意事項</p> <p>1 略</p> <p>2 消防同意の審査は...消防法令(法、政令、<u>省令</u>)についてはすべての規定、建築基準法令(建基法、建基政令、<u>建基省令</u>)...別表1によること。</p> <p>3~11 略</p>





第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

1 各項に共通する事項

(1)、(2) 略

(3) 政令別表防火対象物の用途は、同一の項であってもイ、ロ、ハ又はニの細項目（以下、この第2において「細項目」という。）ごとに決定するものであること。同一項であっても、細項目が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。

(6)項の規定に見られる(1)～(5)等の区分については、細項目を便宜上詳細に分類したものであるため、これら(1)～(5)等の詳細分類が混在する場合であっても、同一細項目であれば複合用途防火対象物としては取り扱わない。

(4) 略

(5) 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下、この第2において同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること（第2-3表参照）。

- ・ 一般住宅は、前(2). アで定める従属的な部分に含まれないものであること。
- ・ 一般住宅と政令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と政令別表防火対象物部分の床面積の合計とで用途を決定すること。

ア～ウ 略

2 項ごとの適用事項

(1) 略

(2) 政令第8条の規定により区画され、別の防火対象物とみなす複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに前1.(2). イ及び前(1)を適用するものであること。

第2-1表

項	法令	定義	該当用途例	補足事項
(1) 項イ ～ (2) 項ロ	[略]	[略]	[略]	[略]

第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

1 各項に共通する事項

(1)、(2) 略

(3) 政令別表防火対象物の用途は、同一の項であってもイ、ロ等等の細項目（以下、この第2において「細項目」という。）ごとに決定するものであること。同一項であっても、細項目が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。

(6)項の規定に見られる(1)～(5)等の区分については、細項目を便宜上詳細に分類したものであるため、これら(1)～(5)等の詳細分類が混在する場合であっても、同一細項目であれば複合用途防火対象物としては取り扱わない。

(4) 略

(5) 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下、この第2において同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること（第2-3表参照）。

ア～ウ 略

- (1) 一般住宅は、前(2). アで定める従属的な部分に含まれないものであること。
- (4) 一般住宅と政令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と政令別表防火対象物部分の床面積の合計とで用途を決定すること。

2 項ごとの適用事項

(1) 略

(2) 政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている、複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに前1.(2). イ及び前(1)を適用するものであること。

第2-1表

項	法令	定義	該当用途例	補足事項
(1) 項イ ～ (2) 項ロ	[略]	[略]	[略]	[略]

<p>(2)項ハ</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号以下、この表において「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（二並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの</p>	<p>1 本項の防火対象物は、<u>風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗</u>（(1)項イ、(2)項ニ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるものをいう。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 その他これに類するものとして総務省令で定めるものは、次に該当するものをいう。</p> <p>(1) <u>専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、異性を紹介する営業を営む店舗で、その一方の者からの情報通信に関連する機器による交際の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐこと</u>によって営むもの（その一方が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、<u>風営法第2条第9項に規定する営業を営むものを除く。</u>）</p> <p>(2) [略]</p>	<p>ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、SMクラブ、のぞき部屋、ヌードスタジオ、のぞき劇場、レンタルルーム（異性同伴）、アダルトビデオ、レンタルショップ、セリクラ、出会い系喫茶</p>	<p>1 [略]</p> <p>2 店舗型性風俗特殊営業とは、次のいずれかに該当するものをいう。（風営法第2条第6項）</p> <p>(1) 浴場業（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業を営むものをいう。</p> <p>(2) 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（前号に該当する営業を除く。）</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>3 規則第5条第1項第1号に規定する...のことをいう。</p>	<p>(2)項ニ～(4)項</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>1 [略]</p> <p>2 店舗型性風俗特殊営業とは、次のいずれかに該当するものをいう。（風営法第2条第6項）</p> <p>(1) 浴場業（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業（同項第1号）。この営業は、いわゆるソープランドであり、(9)項イに該当する。</p> <p>(2) 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（前号に該当する営業を除く。）（同項第2号）</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>3 省令第5条第1項第1号に規定する...のことをいう。</p>
<p>(2)項ニ～(4)項</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>(2)項ニ～(4)項</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>(5)項イ</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>保養所、ユースホステル、山小屋、ロッジ、貸研修所の宿泊</p>	<p>1～3 [略]</p> <p>4 レンタルルーム等で、<u>宿泊サービスを提供している施設は、次に掲げる条件を勘案す</u></p>					

			室、青年の家、モーター、トレーラーハウス、ウィークリーマンション（旅館業法の適用のあるもの）、サービスアパートメント（旅館業法の適用のあるもの）、国家戦略特区外国人滞在施設、住宅宿泊事業を行う施設（一般住宅又は共同住宅として取り扱う場合を除く。）、 <u>無料定額宿泊所（宿泊を目的としているもので、日常生活支援住宅施設を含む。）</u> 、ラブホテル	ること。 (1)～(4) [略]	(5) 項イ	[略]	保養所、ユースホテル、山小屋、ロッジ、貸研修所の宿泊室、青年の家、モーター、トレーラーハウス、ウィークリーマンション（旅館業法の適用のあるもの）、サービスアパートメント（旅館業法の適用のあるもの）、国家戦略特区外国人滞在施設、住宅宿泊事業を行う施設（一般住宅又は共同住宅として取り扱う場合を除く。）、ラブホテル	1～3 [略] 4 レンタルルーム等で、 <u>主たる目的は宿泊以外のものであっても、副次的な目的として宿泊サービスを提供している施設であって、次の(1)から(4)までに掲げる条件に該当するものについては、(5)項イとして取り扱うものであること。</u> (1)～(4) [略]
(5) 項ロ	[略]	[略]	寮、事業所専用の研修のための宿泊所、アパート、ゲストハウス（シェアハウス（ <u>無料定額宿泊所（住宅の貸付を目的としているもので、日常生活支援住宅施設を含む。）</u> ））	1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸に存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。 2 及び 3 [略] 4 情報把握サービス及び生活相談サービスのみを提供を受けている場合や個別の世帯ごとに関わる訪問介護等を受けている場合には(5)項ロとして扱う。また、共用スペースにおいて入浴や食事の提供等の福祉サービス	(5) 項ロ	[略]	寮、事業所専用の研修のための宿泊所、アパート、ゲストハウス（シェアハウス）	1 共同住宅は、便所、浴室、台所等、 <u>が各住戸ごとに存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。</u> 2 及び 3 [略] 4 情報把握サービス及び生活相談サービスのみを提供を受けている場合や個別の世帯ごとに関わる訪問介護等を受けている場合には(5)項ロとして扱う。また、共用スペースにおいて入浴や食事の提供等

				の提供が行われる場合及び無料定額宿泊施設に含まれる日常生活支援住居施設のうち、入居者が要介護区分1以上であり、かつ、施設が業として報酬の有無にかかわらず規則第5条第6項に規定するサービスの提供を行っているものは、(6)項ロ(1)又は(6)項ハ(1)とする。				の福祉サービスの提供が行われる場合には政令別表第1(6)項ロ又はハに該当するものとする。
(6) 項イ (1) ~ (6) 項ニ	[略]	[略]	[略]	1 「特定診療科目」とは、…規則第5条第4項各号に…抜う。 2 上記1の「規則第5条第4項…いう。 [略] 4 規則第5条第3項…こと。	(6) 項イ (1) ~ (6) 項ニ	[略]	[略]	1 「特定診療科目」とは、…省令第5条第4項各号に…抜う。 2 上記1の「省令第5条第4項…いう。 [略] 4 省令第5条第3項…こと。
(7) 項	[略]	[略]	[略]	[略]	(7) 項	[略]	[略]	[略]
(8) 項 ~ (11) 項	[略]	[略]	[略]	[略]	(8) 項 ~ (11) 項	[略]	[略]	[略]
(12) 項イ	[略]	[略]	[略]	「宅配専門」とは、店頭での販売や受渡し、飲食スペースでの提供等が行われないものをいう。	(12) 項イ	[略]	[略]	[略]
(12) 項ロ	[略]	[略]	[略]	[略]	(12) 項ロ	[略]	[略]	[略]
(13) 項イ	[略]	1 自動車車庫とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項で定める自動車（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的促進に関する法律	[略]	1 ~ 3 [略] 4 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的促進に関する法律（昭和55年法律第87号）第2条第2号に定める車両は自転車又	(13) 項イ	[略]	1 自動車車庫とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項で定める自動車及び原動機付自転車を運行中以外の場所に専ら格納する施設をいう。	1 ~ 3 [略] 4 自動車とは、原動機付き自転車及びゴルフ場のカート（液体可燃物を燃料とするものに限る。）を含む。

		(昭和55年法律第87号)第2条第2号に定める車両を除く。)を運行中以外の場所に専ら格納する施設をいう。 2 [略]		は原動機付自転車 が該当するものであり、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車及び駆動補助機付自転車が含まれる。内燃機関以外のものを原動機とするものは、①二輪を有するもの(側車付のものを除く。)にあつては、その定格出力は1.00キロワット以下、②その他のものにあつては0.60キロワット以下のものをいう。 また、内燃機関を原動機とするものは、①二輪を有するもの(側車付のものを除く。)にあつては、その排気量は0.125リットル以下、②その他のものにあつては0.050リットル以下をいう。		2 [略]		
(13) 項口及び(14) 項	[略]	[略]	[略]	[略]	(13) 項口及び(14) 項	[略]	[略]	[略]
(15) 項	[略]	[略]	官公署、銀行、事務所、取引所、理容室、美容室、ラジオスタジオ、発電所、変電所、変電設備(工作物)ごみ処理場、火葬場、ゴルフ練習場、卸売市場、写真館、保健所、新聞社、電報電話局、裕銀局、畜舎、研修所、クリーニング	1～4 [略] 5 レンタルルームは、宿泊や飲食を伴わないものに限る。 6 小規模地区公民館及び団地の集会所とは、利用者が原則として地域住民であり、使用目的が主として地域住民の集会、会議であること。	(15) 項	[略]	官公署、銀行、事務所、取引所、理容室、美容室、ラジオスタジオ、発電所、変電所、変電設備(工作物)ごみ処理場、火葬場、ゴルフ練習場、卸売市場、写真館、保健所、新聞社、電報電話局、裕銀局、畜舎、研修所、クリーニング	1～4 [略] 5 小規模地区公民館及び団地の集会所とは、当該防火対象物が次の条件を満足するものとする。 (1) 延べ面積がおおむね300㎡未満で2階建以下のもの。 (2) 2方向避難が確保され、周辺の状況も避難上支障がないもの。 (3) 利用者が原則として地域住民であること。 (4) 使用目的が

			店（取り次ぎ店に限る。）、職業訓練所、自動車教習所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券売場、モデル住宅、コミュニティセンター、体育館、 <u>レンタルルーム</u> （貸会議室、ワークスペース、 <u>音楽スタジオ等</u> ）、小規模地区公民館及び団地の集会所、駐輪場、はり灸院、屋内ゲートボール場（観覧席がないもの）、ミニゴルフ場、車検場、放課後児童クラブ（学童保育）、 <u>児童館</u>	
(16) 項イ～	[略]	[略]	[略]	[略]
(20) 項	[略]	[略]	[略]	規則第5条...省略

第3 消防用設備等の設置単位 （令8条の取扱い等）

1 消防用設備等の設置単位について

(1) 防火対象物に係る消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については特段の規定（政令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項又は第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

(2) 棟とは、原則として、独立した一の建築物又

			店（取り次ぎ店に限る。）、職業訓練所、自動車教習所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券売場、モデル住宅、コミュニティセンター、体育館、小規模地区公民館及び団地の集会所、駐輪場、はり灸院、屋内ゲートボール場（観覧席がないもの）、ミニゴルフ場、車検場、放課後児童クラブ（学童保育）	<u>主として地域住民の集会、会議であること。</u>
(16) 項イ～	[略]	[略]	[略]	[略]
(20) 項	[略]	[略]	[略]	省令第5条...省略

第3 消防用設備等の設置単位

1 防火対象物に係る消防用設備等の設置単位

は、建築物である防火対象物については特段の規定（政令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項又は第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

(1) 渡り廊下とは、建築物と建築物を通路により接続した通路部分をいう。

は二以上の独立した一の建築物が渡り廊下等で相互に接続されて一体となったものをいうこと。なお、「相互に接続」とは構造的に接続されているものであること。

(3) 渡り廊下とは、建築物と建築物を通路により接続した通路部分をいい、公共用歩廊等で道路法に基づき道路管理者が設置したものを除く。

(4) 下記 2～7 に適合する場合は原則として政令別表第 1 の適用にあたって別の防火対象物として扱うことができるものであること。

(2) 下記 2～5 に適合する場合は原則として政令別表第 1 の適用にあたって別の防火対象物として扱うことができるものであること。

## 2 政令第 8 条第 1 号の区画

### (1) 政令第 8 条第 1 号の区画の構造

政令第 8 条第 1 号に掲げる開口部のない耐火構造の床又は壁による区画（以下、この第 3 において「耐火構造の壁等」という。）の構造については、規則第 5 条の 2 各号による他、次に示す構造を有することが必要であること。

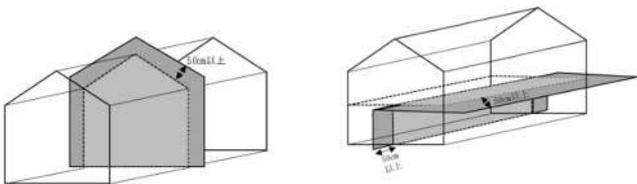
ア 規則第 5 条の 2 第 1 号の規定中「その他これらに類する堅ろうで、かつ、容易に変更できない構造」については、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール、軽量気泡コンクリートパネル及び補強コンクリートブロック等（コンクリートブロックは含まれない。）がこれに該当する。

なお、軽量気泡コンクリートパネルなど工事生産された部材等による施工方法を用いる場合は、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材充填等により、適切に煙漏洩対策が講じられていること。

イ 建基政令第 107 条第 1 号の規定にかかわらず、同号に規定する通常の火災による火熱が 2 時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

ウ 耐火構造の壁等の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から 50cm 以上突き出していること。

これは、床の両端が外壁から 50cm 以上突き出していること、壁の両端が外壁から 50cm 以上突き出していること及び壁の上端が屋根から 50cm 以上突き出していることが想定されるものであること。（第 3-1 図）



第 3-1 図

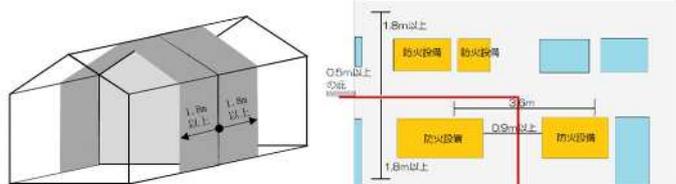
ただし、耐火構造の壁等を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令 8 第 1 号区画部分を含

む幅3.6m以上にわたり耐火構造であり、かつ、当該耐火構造の部分が次のいずれかを満たす場合には、この限りでない。

この場合、耐火構造の壁等を介して両側にそれぞれ1.8m以上の部分が耐火構造となっていることが望ましいものであること（第3-2図）。また、耐火性能は、建基法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りるものであること。

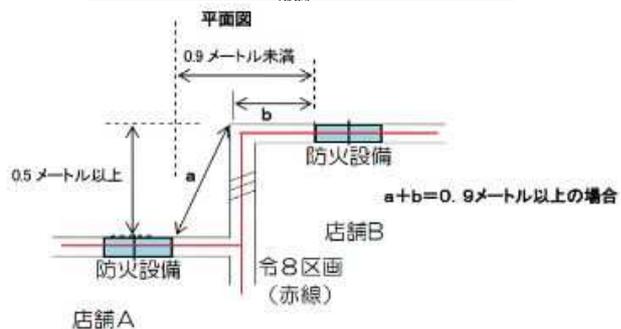
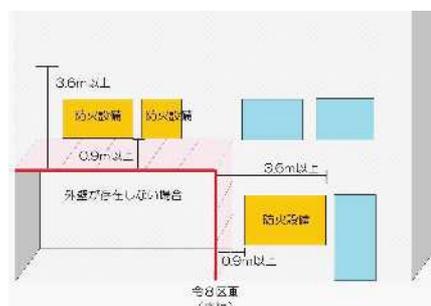
⑦ 開口部が設けられていないこと。（※面積の小さい通気口、換気口等であっても設けることができない）

⑧ 開口部を設ける場合には防火戸（建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）が設けられており、かつ、当該耐火構造の壁等を隔てた開口部相互の距離が耐火構造の壁等を介して90cm以上離れていること。（第3-2～5図）



第3-2図

第3-3図



第3-4図

第3-5図（外壁がない場合のスパンドレル）

(2) 耐火構造の壁等を貫通する配管及び貫通部について

耐火構造の壁等を配管等が貫通することは、原則として認められない。

しかしながら、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管及び貫通部について、開口部のない耐火構造の床又は壁等による区画と同等とみなすことができる場合にあっては、この限りでない。この場合の「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」と同等とみなすことができるものとは、次の事項及び第7-1表に適合するもの、又は（一財）日本消防設備安全センターにおいて性能評定されたものとする。

この場合、貫通する壁により評定条件が異なる場合があることに留意すること。

ア 配管の用途は、原則として給排水管（付属する通気管を含む。）であること。

イ 一の配管の呼び径は、200mm以下であること。

ウ 配管を貫通させるために第1号区画耐火構造の壁等に設ける穴の直径が、300mm以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるもの  
にあっては、直径が300mm円に相当する面積  
以下であること。また、貫通部の内部の断面  
積が、貫通する穴の直径が300mmの円の面積  
以下である場合、当該貫通部に複数の配管を  
貫通させることができるものであること。

エ 配管及び貫通させるために令8第1号区画耐火構造の壁等に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大きな方の数値以上の距離（当該直径が200mm以下の場合にあっては、200mm）以上であること。

なお、埋め戻しを完全に行うため、当該穴は壁及び床の端部からも同様な距離を取ること。◆

オ 配管及び貫通部は一体で通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有する者であること

（配管等の耐火性能は、当該貫通する区画に求められる耐火性能時間（2時間以下の場合にあっては、2時間）以上であること。）。

カ 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等十分な気密性を有するよう施工すること。

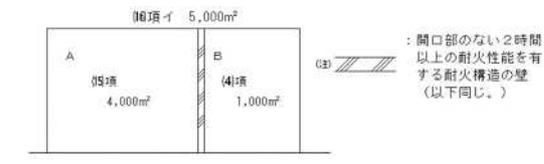
キ 熱伝導により、配管の可燃物が接触した場合表面に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。

第3-1表  
[略]

(3) 令第8条第1号の規定を適用した建築物における消防用設備等の設置の考え方

ア 耐火構造の壁等で区画された部分ごとに、その用途に応じて消防用設備等を設置すること。

イ 耐火構造の壁等で区画された部分ごとに、その床面積に応じて消防用設備等を設置すること。



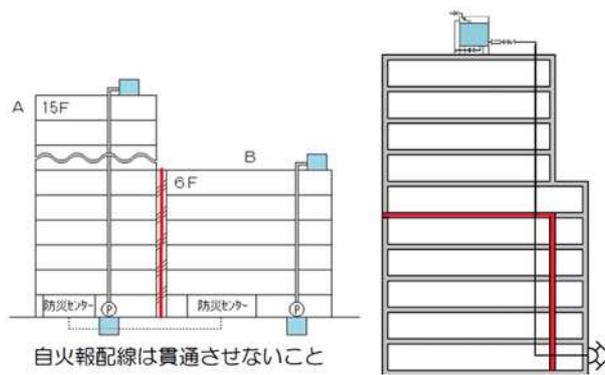
第3-5図

A → 延面積4,000㎡の(15)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B → 延面積1,000㎡の(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

ウ 耐火構造の壁等で区画された部分ごとに、その階又は階数に応じて、消防用設備等を設置すること。ただし、床で上・下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあたっては、下の部分の階数を算入すること。

なお、消防用設備等の配管も前(2)に適合する場合にあっては、給排水管と同様貫通及び兼用を認めるものであること。(自動火災報知設備等の電気配線の貫通は認められない。)

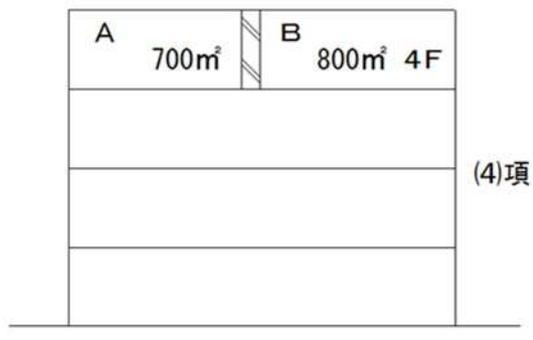


第3-6図

A → 階数15の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

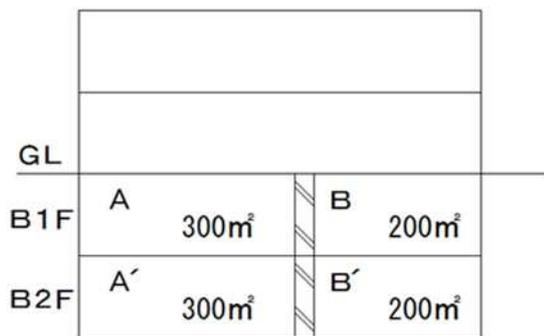
B → 階数6の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。





第3-7図

4階部分の床面積は1,000㎡以上であるが、  
A、Bは4階で1,000㎡未満に耐火構造の壁等  
で区画されているので、4階には政令第12条第  
1項第11号ロを適用しない。



第3-8図

地階部分の床面積は700㎡以上であるが、  
(A + A') (B + B') は地階において700  
㎡未満に耐火構造の壁等で区画されているの  
で、政令第28条の2第1項を適用しない。

### 3 政令第8条第2号の区画

政令第8条第2号に定める区画の取り扱いにつ  
いては、規則第5条の3及び令和6年消防庁告示  
第7号「防火上有効な措置が講じられた壁等の基  
準」（以下、「壁等基準」という。）による他、  
次によること。

(1) 規則第5条の3第2項第1号の規定中「渡り  
廊下等の壁等」及び同項第2号の規定中「渡り  
廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が  
定める壁等」（以下、単に「渡り廊下等の壁  
等」という。）により区画され、別の防火対象  
物とみなされるそれぞれの防火対象物の延べ面  
積の算定については、原則として渡り廊下等の  
床面積を別とみなされる防火対象物の延べ面  
積に応じて按分し、それぞれの防火対象物に帰  
属させること。

また、渡り廊下等における消防用設備等の設  
置については、原則として上記の渡り廊下等が  
帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる  
防火対象物に適用される消防用設備等の技術基  
準に適合させること。

なお、上記原則によるほか、別の防火対象物  
とみなされるそれぞれの防火対象物の管理権原  
者が異なる場合等においては、実情に応じた取

2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類  
するものを含む。以下、この第3において同  
じ。）、地下連絡路（その他これらに類するもの  
を含む。以下、この第3において同じ。）又は洞  
道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水  
管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類  
するものを敷設するためのものをいう。以下、こ  
の第3において同じ。）により接続されている場  
合は、原則として1棟であること。ただし、次の  
いずれかに該当する場合は、別棟として取り扱  
うことができるものであること。

扱いとしても差し支えない。

(2) 渡り廊下の基準

建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下、この第3において同じ。）、地下連絡路（通路でその全部又は出入口以外の部分が地下に設けられるものうち、当該通路により接続されている建築物又はその部分（当該通路が接続されている階をいう。）の建基法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部が耐火構造であるものをいう。その他これらに類するものを含む。以下、この第3において同じ。）又は洞道（換気、暖房若しくは冷房の設備の風道、給水管、排水管、配電管その他の配管類又は電線類その他これらに類するものを敷設するために地中に設けられるものをいう。以下、この第3において同じ。）により接続されている場合は、原則として1棟であること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

ア 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次の①から④までに適合している場合

① 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。

② 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること。

③ 接続される建築物相互間の距離は、1階にあっては6m、2階以上の階にあっては10mを超えるものであること。

イ 渡り廊下が接続する部分の建築物相互間の距離壁等基準第3第2号の規定中「渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離」については、渡り廊下が設けられている防火対象物の部分相互間の距離であって、水平距離で測定するものであること。具体的には、次の第3-9図から第3-11図までの場合、Aの部分となること。

また、1階と2階以上の階に渡り廊下が設けられている場合には、2階以上の階に渡り廊下が設けられている場合の取扱いとするものであること。

(1) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次のアからカまでに適合している場合

ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。

イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること。

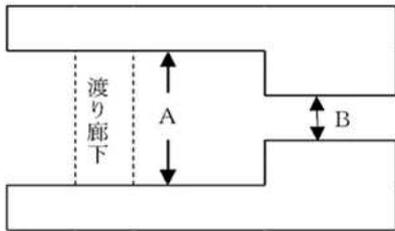
ウ 接続される建築物相互間の距離は、1階にあっては6m、2階以上の階にあっては10mを超えるものであること。

なお、建築物相互間の距離は、次によること。

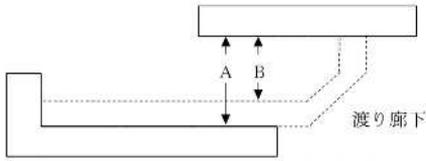
① 渡り廊下が接続する部分の建築物相互間の距離によること。

② 渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合の距離は水平投影距離によること。

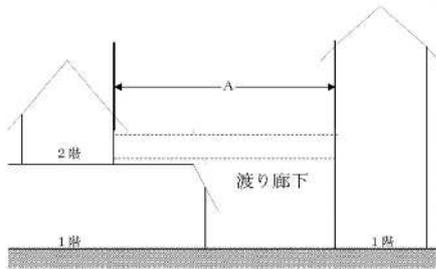
③ 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、接続する階における距離によること。



第 3 - 9 図

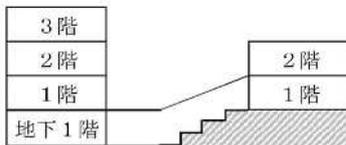


第 3 - 10 図



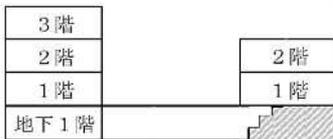
第 3 - 11 図

ウ 壁等基準第 2 第 2 号に規定する地下連絡路の例は、次の第 3 - 12 図から第 3 - 14 図までとすること。



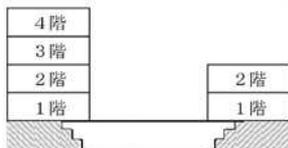
地下 1 階と 1 階を接続する場合  
(地下連絡路の天井が途中から地上に露出する。)

第 3 - 12 図



地下 1 階と 1 階部分を地下で接続する場合

第 3 - 13 図

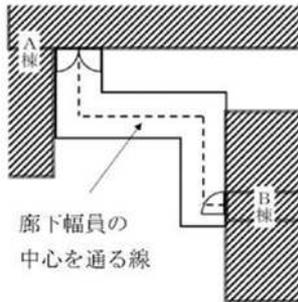


1 階部分同士を地下連絡路で接続する場合

第 3 - 14 図

第3-12図の場合、当該地下連絡路のうち天井が地上に露出する部分が過半で、かつ、天井が地上に露出しない部分の長さが3m以内である場合の当該地下連絡路の排煙設備は、壁等基準第3第2号(3)ハの規定によることができること。

エ 壁等基準第3第2号(3)ハ(ロ)の規定中「渡り廊下の長さ」は、第3-15図のように廊下幅員の中心を通る線で判定するものであること。



第3-15図

オ 建築物の両端の接続部分には防火設備を設けること（開放式の渡り廊下を除く）。◆

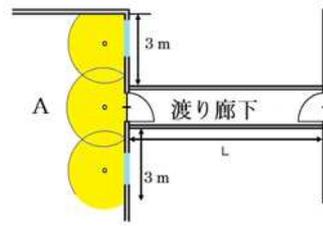
カ 渡り廊下の構造は、準不燃材料で造られたものとする（開放式の渡り廊下を除く）。◆

キ 前ア(1)の基準については、次の(1)から(4)までに適合する場合は、この限りでない。

(1) 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。次の(3)において同じ。）については、次のa又はbによること。

a 耐火構造又は防火構造で造られていること。

b 防火構造の塀その他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること（第3-16図 参照）。



第3-16図

※ スプリンクラー設備又はドレンチャー設備の技術上の基準は政令第12条第2項の基準の例によること。

(1) 前(1)の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積4㎡以内の開口部で防火設備が設けられている場合にあつ

エ 建築物の両端の接続部分には防火設備を設けること（開放式の渡り廊下を除く）。◆

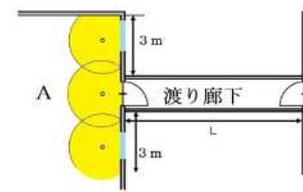
オ 渡り廊下の構造は、準不燃材料で造られたものとする（開放式の渡り廊下を除く）。◆

カ 前ウの基準（なお書きを除く。）については、次の(1)から(4)までに適合する場合は、この限りでない。

(1) 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。次のイにおいて同じ。）については、次のa又はbによること。

a 耐火構造又は防火構造で造られていること。

b 防火構造の塀その他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること（第3-1図参照）。



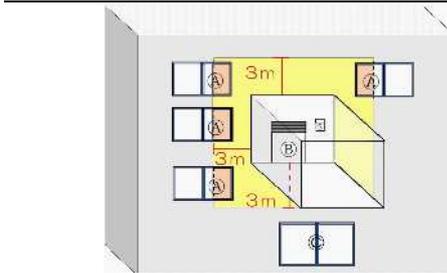
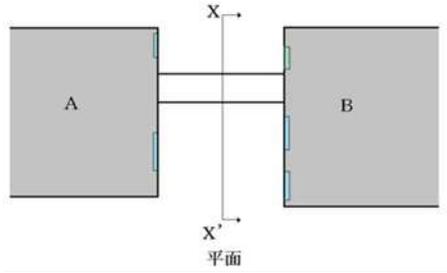
第3-1

※ スプリンクラー設備又はドレンチャー設備の技術上の基準は政令第12条第2項の基準の例によること。

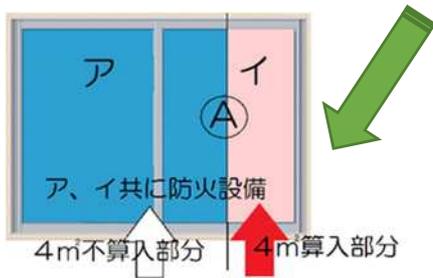
(1) 前(1)の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積4㎡以内の開口部で防火設備が設けられている場合にあつては、この限りではない。

ては、この限りではない。

※ 面積  $4 \text{ m}^2$  以内の開口部とは、第 3-17 図及び第 3-18 図のように A と B の防火対象物が接続する場合、A 側、B 側の開口部面積の合計がそれぞれ  $4 \text{ m}^2$  以下のものをいうものであること。



3 m の範囲にある A が対象  
第 3-17 図



第 3-18 図

(i) 渡り廊下については次の a 又は b によること。

a 吹き抜け等の開放式で、建築物との接続部には防火設備が設けられていること。

開放式の渡り廊下は、次のいずれかに適合するものであること。

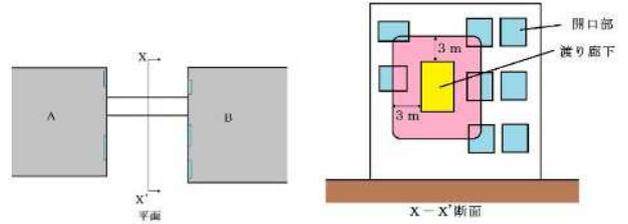
(a) 建築物相互間の距離が  $1 \text{ m}$  以上であり、かつ、廊下の両側の上部が天井高の  $1/2$  又は  $1 \text{ m}$  以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの。

(b) 建築物相互間の距離が  $1 \text{ m}$  以上であり、かつ廊下の片側の上部が天井高の  $1/2$  又は  $1 \text{ m}$  以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもので、かつ廊下の中央部に火災及び煙の伝送を有効にさえぎる構造のたれ壁を設けたもの。

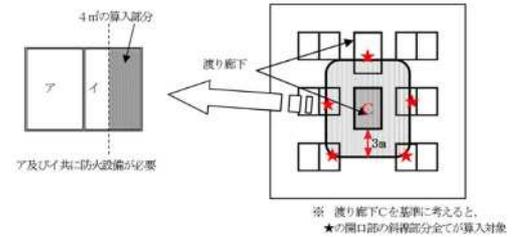
b 吹き抜け等の開放式以外のものについては、次の(a)から(c)までに適合するものであること。

(a) 渡り廊下の構造は建基政令第 1 条第 3 号

※ 面積  $4 \text{ m}^2$  以内の開口部とは、第 3-2 図及び第 3-3 図のように A と B の防火対象物が接続する場合、A 側、B 側の開口部面積の合計がそれぞれ  $4 \text{ m}^2$  以下のものをいうものであること。



第 3-2 図



第 3-3 図

(i) 渡り廊下については次の a 又は b によること。

a 吹き抜け等の開放式で、建築物との接続部には防火設備が設けられていること。

開放式の渡り廊下は、次のいずれかに適合するものであること。

(a) 建築物相互間の距離が  $1 \text{ m}$  以上であり、かつ、廊下の両側の上部が天井高の  $1/2$  又は  $1 \text{ m}$  以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの。

(b) 建築物相互間の距離が  $1 \text{ m}$  以上であり、かつ廊下の片側の上部が天井高の  $1/2$  又は  $1 \text{ m}$  以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもので、かつ廊下の中央部に火災及び煙の伝送を有効にさえぎる構造のたれ壁を設けたもの。

b 吹き抜け等の開放式以外のものについては、次の(a)から(c)までに適合するものであること。

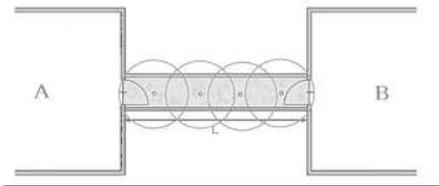
(a) 渡り廊下の構造は建基政令第 1 条第

に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。

- (b) 建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積の合計はいずれも  $4 \text{ m}^2$  以下であり、当該部分は防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。

※ 防火設備がシャッターである場合は、他の区画に避難するため、当該シャッターに近接して建基政令第112条第18項第2号で定める防火設備を設けること。

- (c) 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、第3-19図のように渡り廊下部分を有効に包含するように閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられているものにあつてはこの限りではない。なお、「機械排煙設備」については、建基法の基準に基づき設置される排煙設備が想定されるものであること。



第3-19図

- i 自然排煙用開口部については、その面積の合計が  $1 \text{ m}^2$  以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の  $1/3$  以上の幅で長さ  $1 \text{ m}$  以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の  $1/3$  以上の長さで高さ  $1 \text{ m}$  以上のもの、その他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。

(i) 渡り廊下の天井面に設ける自然排煙口の幅は、廊下の幅員とすること。◆

(ii) 渡り廊下の外壁面に設ける自然排煙口の位置は、天井面から  $1.5 \text{ m}$  以内とすること。

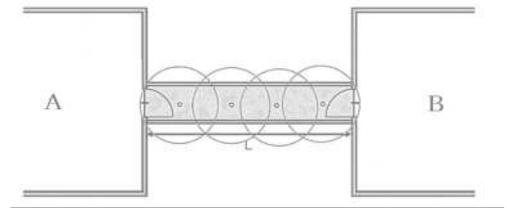
- ii 機械排煙設備にあつては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあつては非常

3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。

- (b) 建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積の合計はいずれも  $4 \text{ m}^2$  以下であり、当該部分は防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。

※ 防火設備がシャッターである場合は、他の区画に避難するため、当該シャッターに近接して建基政令第112条第18項第2号で定める防火設備を設けること。

- (c) 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、第3-4図のように渡り廊下部分を有効に包含するように閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられているものにあつてはこの限りではない。



第3-4図

- i 自然排煙用開口部については、その面積の合計が  $1 \text{ m}^2$  以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の  $1/3$  以上の幅で長さ  $1 \text{ m}$  以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の  $1/3$  以上の長さで高さ  $1 \text{ m}$  以上のもの、その他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。

(i) 渡り廊下の天井面に設ける自然排煙口の幅は、廊下の幅員とすること。◆

(ii) 渡り廊下の外壁面に設ける自然排煙口の位置は、天井面から  $1.5 \text{ m}$  以内とすること。

- ii 機械排煙設備にあつては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあつ

電源が附置されていること。

(i) 機械排煙設備は、次の減圧方式又は加圧方式とすること。

⑦ 減圧方式は、1分間に渡り廊下の床面積1㎡につき1㎡以上の空気を排出する能力を有するものとし、排煙口の大きさは、廊下幅員の幅で長さ10cm以上とすること。

⑧ 加圧方式は、水柱圧力が2mm以上の能力を有するものとする  
こと。

(ii) 排煙設備の非常電源は、第3章第2節第3非常電源の基準の例によること。

なお、この場合非常電源の種別は規則第12条第1項第4号かっこ書きの規定を適用しないことができるものであること。

(3) 建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下、この第3において同じ。）で接続されている場合、次のア又はイに適合する場合

なお、天井部分が直接外気に常時開放されているものとは、当該地下連絡路の天井部分のすべてが開放されているもの又は当該地下連絡路の天井の長さがおおむね2mにわたって幅員の大部分が開放されているものをいうものであること。

また、側壁部分が開放されているものは前(1)の開放式の渡り廊下の基準によるものであること。

ア 地下連絡路の長さが20m未満の場合は、次のaからhまでに適合するものであること。

(a) 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分を用いる。）

の主要構造部は、耐火構造であること。

(b) 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態のものであること。

(c) 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

(d) 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔を用いる。）は6m以上であり、その幅員は6m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に第3-20図のように閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。

ては非常電源が附置されていること。

(i) 機械排煙設備は、次の減圧方式又は加圧方式とすること。

⑦ 減圧方式は、1分間に渡り廊下の床面積1㎡につき1㎡以上の空気を排出する能力を有するものとし、排煙口の大きさは、廊下幅員の幅で長さ10cm以上とすること。

⑧ 加圧方式は、水柱圧力が2mm以上の能力を有するものとする  
こと。

(ii) 排煙設備の非常電源は、第3章第2節第3非常電源の基準の例によること。

なお、この場合非常電源の種別は省令第12条第1項第4号かっこ書きの規定を適用しないことができるものであること。

(2) 建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下、この第3において同じ。）で接続されている場合、次のア又はイに適合する場合

なお、天井部分が直接外気に常時開放されているものとは、当該地下連絡路の天井部分のすべてが開放されているもの又は当該地下連絡路の天井の長さがおおむね2mにわたって幅員の大部分が開放されているものをいうものであること。

また、側壁部分が開放されているものは前(1)の開放式の渡り廊下の基準によるものであること。

ア 地下連絡路の長さが20m未満の場合は、次の(ア)から(イ)までに適合するものであること。

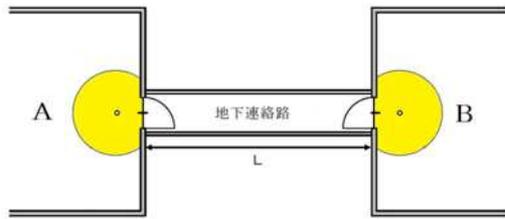
(a) 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分を用いる。）

の主要構造部は、耐火構造であること。

(b) 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態のものであること。

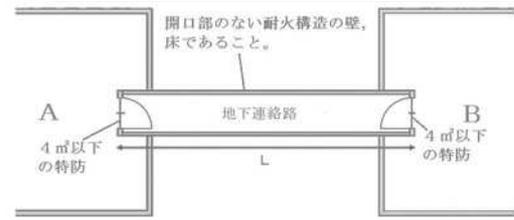
(c) 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

(d) 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔を用いる。）は6m以上であり、その幅員は6m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に第3-5図のように閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。



第3-20図

a 第3-6図において建築物A、B相互間の地下連絡路の長さはLによること。



第3-21図

b スプリンクラー設備等を設けた場合であっても連絡路の長さは2m以上とすること。

(i) 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

(ii) 前eの出入口の開口部の面積は4㎡以下であること。

(iii) 前eの出入口には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。

(iv) 地下連絡路には、前(1).キ.(ii).b.(c)により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。

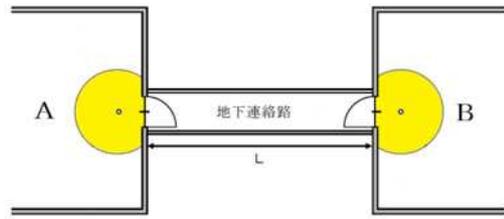
イ 地下連絡路の長さが20m以上の場合は、前ア(7)、(i)、(ii)及び(iii)並びに次の(7)及び(8)に適合するものであること。

(7) 地下連絡路は幅員6m未満であること。

(8) 建築物と地下連絡路の接続部には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するものが設けられていること。

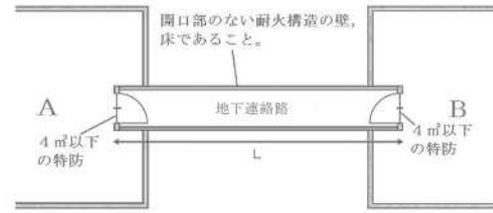
(4) 建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次のアからエまでに適合する場合

ア 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので2㎡以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画



第3-5図

a 第3-6図において建築物A、B相互間の地下連絡路の長さはLによること。



第3-6図

b スプリンクラー設備等を設けた場合であっても連絡路の長さは2m以上とすること。

(i) 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

(ii) 前(i)の出入口の開口部の面積は4㎡以下であること。

(iii) 前(i)の出入口には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。

(iv) 地下連絡路には、前(1).カ.(ii).b.(c)により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。

イ 地下連絡路の長さが20m以上の場合は、前ア(7)、(i)、(ii)及び(iii)並びに次の(7)及び(8)に適合するものであること。

(7) 地下連絡路は幅員6m未満であること。

(8) 建築物と地下連絡路の接続部には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するものが設けられていること。

(3) 建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次のアからエまでに適合する場合

ア 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので2㎡以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画

されていること。

イ 洞道は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。

ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20mを超える場合にあっては、この限りでない。

エ 前アの換気のための開口部で常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。

#### 4 その他の別棟要件

前3によるほか、建築物と建築物の接続が次のいずれかに適合する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

(1) 屋根が交差している場合その他類する構造の場合

(2) 道路法に基づき道路管理者が設置する公共用歩路等（エレベーター、エスカレーター、屋根があるものも含む）で建基法上の建築物に該当しないものと取扱われるもの（建築物と接続する場合には、エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法による必要がある。）。

#### 5 消防長又は消防署長が認める構造

壁等基準第6の「消防長又は消防署長が認める壁等」について、一定のフェールセーフ設計を取り入れたものを想定していることから、第2章第2節第1.6によるほか、（一財）日本消防設備安全センターの実施する消防設備システム評価（緩衝帯を有する接続部の火災の相互影響を防ぐ防火性能の確認）により、接続された棟について設置単位が別であることの評価を取得したものを適用することとする。

#### 6、7 略

第4 建築物の棟、床面積及び階の取扱い

##### 1 建築物の棟の取扱い

特定主要構造部を耐火構造とした建築物の部分（以下、この第4において「耐火構造の部分」という。）と特定主要構造部を耐火構造、主要構造部を準耐火構造又は防火構造とした建築物以外の建築物で、その主要構造部の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた建築物の部分（以下、この第4において「木造の部

イ 洞道は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。

ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20mを超える場合にあっては、この限りでない。

エ 前アの換気のための開口部で常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。

3 前2によるほか、建築物と建築物の接続が次のいずれかに適合する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

(1) 屋根が交差している場合

(2) 建築物と建築物が地下コンコース、公共用地下道（地下街の地下道を除く。）を介して接続しているもので次のアからウまでに適合する場合

ア 接続する部分の片側の開口部の面積の合計はそれぞれ、おおむね20㎡以下であること。ただし、当該開口部の直近が、外気に有効に開放されている場合（片側の開口面積の大なる面積以上の開口をいう。）にあっては、この限りでない。

イ 前アの開口部には、特定防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するものが設けられていること。

ウ 前イの特定防火設備は、閉鎖又は作動した状態で避難に支障がないものであること。

#### 4、5 略

第4 建築物の棟、床面積及び階の取扱い

##### 1 建築物の棟の取扱い

主要構造部を耐火構造とした建築物の部分（以下、この第4において「耐火構造の部分」という。）と主要構造部を耐火構造、準耐火構造又は防火構造とした建築物以外の建築物で、その主要構造部の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた建築物の部分（以下、この第4において「木造の部分」という。）とが相接

分」という。)とが相接して一連になっているもの(上下に接続するものを除く。)で、次の(1)、(2)に適合するものについては、別棟として取り扱うことができるものであること(昭和26年3月6日建設省住防発第14号 一部改正 昭和48年12月10日建設省住指発第900号)。

(1)、(2) 略

## 2 床面積の算定

### (1) 建築基準法令上の床面積

建基政令第2条第1項第3号及び第4号に掲げるもののほか、床面積の算定は次によること。

ア 昭和61年4月30日建設省住指発第115号(以下、この第4において「115号通達」という。)によるほか、神戸市建築主事取扱要領によること。

イ 略

## 第5 無窓階の取扱い

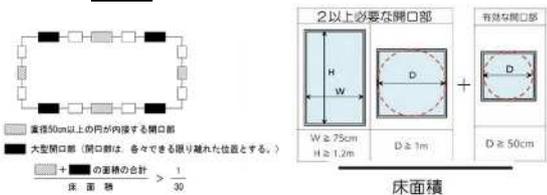
1 無窓階は、床面積に対する開口部の割合、開口部の位置(床面からの高さ及び空地)及び開口部の構造により決定する(消防法施行令第8条の区画に該当する場合は、当該区画ごとに有効開口部算定を行う)。

### (1) 床面積に対する開口部の割合

ア 略

イ 10階以下の階

直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部(以下、この第5において「大型開口部」という。)2以上、かつ、直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の $\frac{1}{30}$ を超える階であること(第5-2図参照)。



第5-2図

### (2) 開口部の位置

ア 略

イ 次に掲げる空地等は、規則第5条の5第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

(1)、(1) 略

(2) 1m以内の空地又は通路にある植栽、へい、門扉及びその他の工作物で避難及び消火活動に支障がないもの。

なお、へい等にあつては、地盤面からの高さが1.2m以内であれば避難及び消火活動に支障がないものとする。ただし、1.2mを超える場合でも、営業中は常時開放されており、営業時間外の無人の状態でのみ閉鎖される門等については、高さに係らず支障がないものとすることができる。

して一連になっているもの(上下に接続するものを除く。)で、次の(1)、(2)に適合するものについては、別棟として取り扱うことができるものであること(昭和26年3月6日建設省住防発第14号 一部改正 昭和48年12月10日建設省住指発第900号)。

(1)、(2) 略

## 2 床面積の算定

### (1) 建築基準法令上の床面積

建基政令第2条第1項第3号及び第4号に掲げるもののほか、床面積の算定は次によること。

ア 昭和61年4月30日建設省住指発第115号(以下、この第4において「115号通達」という。)によるほか、神戸市建築主事取扱要領によること(別記参考)。

イ 略

## 第5 無窓階の取扱い

1 無窓階は、床面積に対する開口部の割合、開口部の位置(床面からの高さ及び空地)及び開口部の構造により決定する(消防法施行令第8条の区画に該当する場合は、当該区画ごとに有効開口部算定を行う)。

### (1) 床面積に対する開口部の割合

ア 略

イ 10階以下の階

前アの割合と同様であるが、前アの開口部に、直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部(以下、この第5において「大型開口部」という。)が2以上含まれているものであること(第5-2図参照)。



第5-2図

### (2) 開口部の位置

ア 略

イ 次に掲げる空地等は、規則第5条の3第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

(1)、(1) 略

(2) 1m以内の空地又は通路にある樹木、へい及びその他の工作物で避難及び消火活動に支障がないもの。

(イ)、(ロ) 略

(3) 開口部の構造

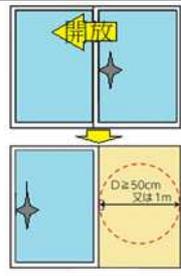
次に掲げる開口部は、規則第5条の5第2項第3号の「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる。

ア ガラス窓

ガラス窓（フィルム付のものを含む。）については、第5-1表のとおり。

ただし、いずれのガラスを用いた場合であっても、CPマーク付きのものは外部からの開放は出来ないものとして取り扱う。

なお、ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分の有効開口は第5-5図による。



第5-5図

イ 屋内で施錠されている窓

ガラスを一部破壊することにより外部から開放する窓に設置される鍵、クレセント錠のうち、当該クレセントを開閉するために、他に解除作業等を要しないものに限ることとし、個別の鍵を用いないと開錠できないもの、ダイヤル又は暗証番号付のもの、防具等が附置されたもの等、セキュリティ機能が付された特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されているものは、認められない。

(イ)、(ロ) 略

(3) 開口部の構造

次に掲げる開口部は、規則第5条の3第2項第3号の「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる（第5-1表参照）。

(7) ガラス窓はめ殺しの窓（FIX）

a 普通板ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス又は熱線反射ガラス（以下、この第5において「普通ガラス等」という。）でその厚さがおおむね6mm以下の場合

b 強化ガラス又は耐熱板ガラスでその厚さが5mm以下の場合

c 複層ガラスでその2枚の材料板ガラスがそれぞれ前a又はbにより構成されている場合

d 前a、b及びc以外であって、窓を容易にはずすことができる場合

(4) 屋内で施錠されている窓

a 普通ガラス等で当該ガラス窓を一部破壊することにより、外部から開放することができるもので、ガラスの厚さがおおむね6mm以下のもの。

b 線入板ガラス又は網入板ガラス窓で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもので、ガラスの厚さが6.8mm以下のもの。

c b以外の線入板ガラス又は網入板ガラス窓で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもので、ガラスの厚さが10mm以下のものについては外部のバルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの。

d ガラスを一部破壊することにより外部から開放する窓に設置される鍵、クレセント錠のうち、当該クレセントを開閉するために、他に解除作業等を要しないものに限ることとし、個別の鍵を用いないと開錠できないもの、ダイヤル又は暗証番号付のもの、防具等が附置されたもの等、セキュリティ機能が付された特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されているものは、認められない（第5-4図）。

また、一部破壊を必要とする箇所が3か所以上である場合も認められない（第5-5図）

e 強化ガラス又は耐熱板ガラスを使用した開口部のうち、ガラス厚5mm以下のものについては、内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から容易に破壊することにより進入できるものとして取り

## ウ シャッター付開口部

(7) 煙感知器と連動により解錠（非常電源付きのものに限る。）した後、屋内外から手動で開放できるシャッター付開口部

(1) 避難階又はバルコニー等（この場合奥行60cm×幅は開口部の幅又は1mのいずれか大きい方が必要とする。）により消防活動上スペースが確保された部分に設けられた軽量シャッター（厚さが1mm以下のもので材質等はJIS A 4704）付開口部

(1) 防災センター、警備員室又は中央管理室等常時人がいる場所から遠隔操作で開放できる電動式シャッター付開口部（非常電源付きのものに限る。）

(2) 屋外から水圧によって開放できる装置を備えたもの（（一財）日本消防設備安全センターにおいて性能評定を受けたものについては、これに適合するものとする。）で開放装置の送水口が1階又は避難階で消防隊が容易に部署できるものであるシャッター付開口部

なお、注水口の高さについては、有効に放水できるものとし、地盤面から概ね1mとすること。

(1) オーバースライダーの類いについては、(1)及び(2)を準用する。

## エ 鉄扉等

(7) 小窓付き鉄扉等は、ガラス小窓を局部破壊し、サムターン錠を開錠するため、開口部の大きさは高さ200mm以上、幅200mm以上とし、かつ、サムターン部分から当該ガラス付小窓までの距離が200mm以下であることが必要である。

ガラス小窓のガラスについては、第5-1表「ガラスの種類による無窓階の取扱い」に定める破壊可能なものとする（第5-6図参照）。

(1) 煙感知器と連動により解錠（非常電源付きのものに限る。）できるもの

## オ 二重窓

(1) はめ殺しの窓で厚さが双方ともおおむね6mm以下の普通ガラスの戸

(1) 内側の窓は鍵等を用いることなく開放できるものとし、外側は第5-1表に適合

させる等、屋内外から開放できるガラス戸

(1) 避難階に設けられた電動以外の軽量シャッターとガラス戸（第5-1表「ガラスの種類による無

扱うこと。

(1) 電動以外の軽量シャッター（厚さが0.8mm以下のもので材質等はJIS A 4704によるもの）の開口部

a 煙感知器と連動により解錠（非常電源付きのものに限る。）した後、屋内外から手動で開放できるもの

b 避難階に設けられたもので、屋外からは消防隊が一般車載器具を用いて開放できるもの

c 共同住宅の雨戸等として設けられたもので、開口部にバルコニー等（この場合奥行60cm×幅は開口部の幅又は1mのいずれか大きい方が必要とする。）の消防活動上スペースが確保され、かつ、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できる

(1) 防火シャッター（前(1)に定める電動以外の軽量シャッター以外の防火シャッターをいう。）

a 防災センター、警備員室又は中央管理室等常時人がいる場所から遠隔操作で開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

b 屋内外から電動により開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

c 屋外から水圧によって開放できる装置を備えたもので開放装置の送水口が1階又は避難階で消防隊が容易に部署できるものであるもの（「消火設備等認定委員会」で認定し、シャッター等の水圧開錠装置に関する取扱いについて（昭和52年12月19日消防予第251号）に適合しているものに限る。）

(1) その他のシャッター等

a パイプシャッター及びリングシャッターの類いについては、前(1)及び(2)を準用する。

b オーバースライダーの類いについては、前(2)を準用する。

(1) 小窓付き鉄扉等

ガラス小窓を局部破壊し、サムターン錠を開錠するため、開口部の大きさは高さ200mm以上、幅200mm以上とし、かつ、サムターン部分から当該ガラス付小窓までの距離が200mm以下であることが必要である。

ガラス小窓のガラスについては、第5-1表「ガラスの種類による無窓階の取扱い」に定める破壊可能なものとする（第5-6図参照）。

(1) 二重窓

a はめ殺しの窓で厚さが双方ともおおむね6mm以下の普通ガラスの戸

b 屋内外から開放できるガラス戸

c 避難階に設けられた電動以外の軽量シャッターとガラス戸（第5-1表「ガラスの種類によ

窓階の取扱い」に定める破壊可能なものとする。)

カ 間仕切り壁を設けることにより、室内と開口部とが区画された構造のもので、開口部と相対する部分に出入口が設けられたもの（出入口は、屋内外から手動で開放できるものに限る。)

キ 開口部と間仕切り壁等の間に通路を設け、間仕切り壁等に出入口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するもの又はこれと同等以上に支障がないと認められるもの

① 通路は、通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないことなど常時通行に支障ないこと。

② 通路及び間仕切り壁等の出入口の幅員は、おおむね1m以上、高さは1.8m以上として下端は床面から15cm以下であること。

③ 間仕切り壁等の出入口と一の外壁の開口部との距離は、おおむね10m以下であること。

ク 開口部の有効寸法の算定は、開口部の形式等により第5-2表により判断するものであること。

第6 収容人員の算定

(削除)

第7 建築物構造

1 構造

(1) 主要構造部

第7-1表 耐火構造に必要な性能に関する技術的基準

ア 略

建築物の階		最上階及び最上階から数えた階数が2以上で4以内の階	最上階から数えた階数が5以上で9以内の階	最上階から数えた階数が10以上で14以内の階	最上階から数えた階数が15以上で18以内の階	最上階から数えた階数が20以上の階
壁	間仕切り壁 (耐火壁に限る。)	1時間	1.5時間	2時間	2時間	2時間
	外壁 (耐火壁に限る。)	1時間	1.5時間	2時間	2時間	2時間
	柱	1時間	1.5時間	2時間	2.5時間	3時間
	床	1時間	1.5時間	2時間	2時間	2時間
	はり	1時間	1.5時間	2時間	2.5時間	3時間
	屋根	30分間				
	階段	30分間				

1 この表において、建基政令第2条第1項第8号の規定により階数に算入されない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、当該屋上部分の直下階とする。  
 2 前号の屋上部分については、この表中最上階の部分の時間と同一の時間によるものとする。  
 3 この表における階数の算定については、建基政令第2条第1項第8号の規定にかかわらず、地階の部分の階数は、すべて算入するものとする。

第7-2表 耐火構造等に必要な性能に関する技術的基準

無窓階の取扱い」に定める破壊可能なものとする。)

① 間仕切り壁を設けることにより、室内と開口部とが区画された構造のもので、開口部と相対する部分に出入口が設けられたもの（出入口は、屋内外から手動で開放できるものに限る。)

② 開口部と間仕切り壁等の間に通路を設け、間仕切り壁等に出入口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するもの又はこれと同等以上に支障がないと認められるもの

a 通路は、通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないことなど常時通行に支障ないこと。

b 通路及び間仕切り壁等の出入口の幅員は、おおむね1m以上、高さは1.8m以上として下端は床面から15cm以下であること。

c 間仕切り壁等の出入口と一の外壁の開口部との距離は、おおむね10m以下であること。

③ 開口部の有効寸法の算定は、開口部の形式等により第5-2表により判断するものであること。

第6 収容人員の算定

第7 政令第8条に規定する区画等の取扱い

第8 建築物構造

1 構造

(1) 主要構造部

第8-1表 耐火構造に必要な性能に関する技術的基準

ア 略

建築物の階		最上階及び最上階から数えた階数が2以上で4以内の階	最上階から数えた階数が5以上で14以内の階	最上階から数えた階数が15以上の階
壁	間仕切り壁 (耐火壁に限る。)	1時間	2時間	2時間
	外壁 (耐火壁に限る。)	1時間	2時間	2時間
	柱	1時間	2時間	3時間
	床	1時間	2時間	2時間
	はり	1時間	2時間	3時間
	屋根	30分間		
	階段	30分間		

1 この表において、建基政令第2条第1項第8号の規定により階数に算入されない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、当該屋上部分の直下階とする。  
 2 前号の屋上部分については、この表中最上階の部分の時間と同一の時間によるものとする。  
 3 この表における階数の算定については、建基政令第2条第1項第8号の規定にかかわらず、地階の部分の階数は、すべて算入するものとする。

第8-2表 耐火構造等に必要な性能に関する技術的基準

構造の種類	部 分	火災の種類	時 間	要 件
耐火構造 (令第107条)	耐力壁、柱、床 はり、屋根、階段	通常の火災	1時間を基本とし、建築物の 階に応じて3時間までの割増 (屋根及び階段については30 分間)	非燃焼性
	壁、床	通常の火災	1時間(外壁の延焼のおそれ のない部分は30分間)	遮熱性
	外壁、屋根	屋内において発生する 通常の火災	1時間(屋根及び外壁の延焼 のおそれのない部分は30分間)	遮炎性
準耐火構造 (令第107条の2)	耐力壁、柱、床 はり、屋根、階段	通常の火災	45分間(屋根及び階段につい ては30分間)	非燃焼性
	壁、床、軒裏	通常の火災	45分間(屋根及び軒裏の延焼 のおそれのない部分は30分間)	遮熱性
	外壁、屋根	屋内において発生する 通常の火災	45分間(屋根及び外壁の延焼 のおそれのない部分は30分間)	遮炎性
火災時倒壊防止構造 (令第109条の5第1号)	耐力壁、柱、床 はり、屋根、階段	通常の火災	通常の火災終了時間(通常の火災 終了時間が45分間未満である 場合は、45分間)(屋根及び 階段は30分)	非燃焼性
	壁、床、軒裏	通常の火災	通常の火災終了時間(通常の火災 終了時間が45分間未満である 場合は、45分間)(外壁及び 軒裏(いずれも延焼のおそれ のない部分)は30分)	遮熱性
	外壁、屋根	屋内において発生する 通常の火災	通常の火災終了時間(通常の火災 終了時間が45分間未満である 場合は、45分間)(外壁の延焼 のおそれのない部分及び屋 根は30分)	遮炎性
避難時倒壊防止構造 (令第110条第1項第1号)	耐力壁、柱、床 はり、屋根、階段	通常の火災	特定避難時間(特定避難時間 が45分間未満である場合は、 45分間)(屋根及び階段は30 分)	非燃焼性
	壁、床、軒裏	通常の火災	特定避難時間(特定避難時間 が45分間未満である場合は、 45分間)(外壁及び軒裏(い ずれも延焼のおそれのない部 分)は30分)	遮熱性
	外壁、屋根	屋内において発生する 通常の火災	特定避難時間(特定避難時間 が45分間未満である場合は、 45分間)(外壁の延焼のおそ れのない部分及び屋根は30 分)	遮炎性
1時間準耐火構造 (令第112条第2項)	耐力壁、柱、床 はり、屋根、階段	通常の火災	1時間	非燃焼性
	壁、床、軒裏(壁及 び軒裏は延焼のおそ れのない部分を除く)	通常の火災	1時間	遮熱性
	外壁(非耐力壁であ る外壁の延焼のおそ れのない部分を除く)	屋内において発生する 通常の火災	1時間	遮炎性
防火構造 (令第108条)	外壁(耐力壁)	周囲において発生する 通常の火災	30分間	非燃焼性
	外壁、軒裏	周囲において発生する 通常の火災	30分間	遮熱性
準防火構造 (令第109条の9)	外壁(耐力壁)	周囲において発生する 通常の火災	20分間	非燃焼性
	外壁	周囲において発生する 通常の火災	20分間	遮熱性
屋根の構造 (令第109条の3)	屋根	屋内において発生する 通常の火災	20分間	遮炎性
床(天井)の構造 (令第109条の3、 第115条の2)	床、直下の天井	屋内において発生する 通常の火災	30分間	非燃焼性 遮熱性

構造の種類	部 分	火災の種類	時 間	要 件
耐火構造 (令第107条)	耐力壁、柱、床 はり、屋根、階段	通常の火災	1時間を基本とし、建築物の 階に応じて3時間までの割増 (屋根及び階段については30 分間)	非燃焼性
	壁、床	通常の火災	1時間(外壁の延焼のおそれ のない部分は30分間)	遮熱性
	外壁、屋根	屋内において発生する 通常の火災	1時間(屋根及び外壁の延焼 のおそれのない部分は30分間)	遮炎性
準耐火構造 (令第107条の2)	耐力壁、柱、床 はり、屋根、階段	通常の火災	45分間(屋根及び階段につい ては30分間)	非燃焼性
	壁、床、軒裏	通常の火災	45分間(屋根及び軒裏の延焼 のおそれのない部分は30分間)	遮熱性
	外壁、屋根	屋内において発生する 通常の火災	45分間(屋根及び外壁の延焼 のおそれのない部分は30分間)	遮炎性
準耐火構造 (令第116条の2の2)	耐力壁、柱、床、 はり	通常の火災	1時間	非燃焼性
	壁、床、軒裏(延焼の おそれのある部分)	通常の火災	1時間	遮熱性
	外壁	屋内において発生する 通常の火災	1時間	遮炎性
防火構造 (令第108条)	外壁(耐力壁)	周囲において発生する 通常の火災	30分間	非燃焼性
	外壁、軒裏	周囲において発生する 通常の火災	30分間	遮熱性
準防火構造 (令第109条の6)	外壁(耐力壁)	周囲において発生する 通常の火災	20分間	非燃焼性
	外壁	周囲において発生する 通常の火災	20分間	遮熱性
屋根の構造 (令第109条の3、 第113条)	屋根	屋内において発生する 通常の火災	20分間	遮炎性
床(天井)の構造 (令第109条の3、 第116条の2)	床、直下の天井	屋内において発生する 通常の火災	30分間	非燃焼性 遮熱性
ひさし等の構造 (令第115条の2の2、 第139条の2の3)	ひさし等	通常の火災	20分間	遮炎性

イ 略

ウ 火災時倒壊防止構造(建基政令第109条の5第1号)

建基法第21条第1項の各号のいずれかに該当する建築物(その主要構造部(床、屋根及び階段を除く。)のうち自重又は積載荷重を支える部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。)の主要構造部を通常火災終了時間が経過するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して(ア)の技術的基準に適合するもので、(イ)の構造方法を用いるもの又は(ウ)の認定を受けたもの。

(1) 技術的基準(建基政令第109条の5第1号)

a 表7-4に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないもの。

第7-4表 火災時倒壊防止構造に必要な性能に関する技術的基準

イ 略

建築物の部分		時間
壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	通常火災終了時間（通常火災終了時間が45分間未満である場合は、45分間、以下この表において同じ。）
	外壁（耐力壁に限る。）	通常火災終了時間
	柱	通常火災終了時間
	床	通常火災終了時間
	はり	通常火災終了時間
	屋根（軒裏を除く。）	30分間
	階段	30分間

b 壁、床及び屋根の軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。以下bにおいて同じ。）にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後通常火災終了時間（非耐力壁である外壁及び屋根の軒裏（延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあっては30分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないもの。

c 外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後通常火災終了時間（非耐力壁である外壁（延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）及び屋根にあっては30分間）屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないもの。

(1) 例示の仕様（令和元年国土交通省告示第193号）

(1) 国土交通大臣の認定

エ 避難時倒壊防止構造（建基政令第110条第1号）建基法第27条第1項の各号のいずれかに該当する特殊建築物の主要構造部を特定避難時間が終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して、(1)の技術的基準に適合するもので、(1)の構造方法を用いるもの又は(1)の認定を受けたもの。

(1) 技術的基準（建基政令第110条第1号）

a 表7-5に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないもの。

表7-5 避難時倒壊防止構造に必要な性能に関する技術的基準

建築物の部分		時間
壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	特定避難時間（特殊建築物の構造、建築設備及び用途に応じて当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間をいう。以下同じ。）（特定避難時間が45分間未満である場合にあっては、45分間、以下この表において同じ。）
	外壁（耐力壁に限る。）	特定避難時間
	柱	特定避難時間
	床	特定避難時間
	はり	特定避難時間
	屋根（軒裏を除く。）	30分間
	階段	30分間

b 壁、床及び屋根の軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。以下bにおいて同じ。）にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間（非耐力壁である外壁及び屋根の軒裏（延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあっては、30分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る）の温度が可燃物燃焼温度

以上に上昇しないもの。

c 外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間（非耐力壁である外壁（延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）及び屋根にあっては、30分間）屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないもの。

(i) 例示の仕様（平成27年国土交通省告示第255号）

(j) 国土交通大臣の認定

オ 略

カ 略

(2) 略

(3) 防火設備（建基法第2条第9号の2ロ）

外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の建基政令第109条で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。）に関して建基政令第109条の2で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を有すること。

ア 略

第7-6表 防火設備に必要な性能に関する技術的基準

防火設備	火災	時間	要件
耐火建築物の外壁の開口部に設ける防火設備（建基法第2条第9号の2ロ、 <u>建基政令第109条の2</u> ）	通常の火災 （屋内火災・両面）	20分間	加熱開始後、当該加熱面以外の面に火炎を出さないこと。
耐火建築物等としなければならない特殊建築物に設ける防火設備（建基法第27条第1項、 <u>建基政令第110条の3</u> ）	通常の火災 （屋内外火災・片面）	20分間	
防火地域又は準防火地域内にある建築物の開口部に設ける防火設備（建基法第61条）	建築物の周囲において発生する通常の火災時 （屋外火災・片面）	20分間	
防火区画に用いる防火設備（特定防火設備）（ <u>建基政令第112条第1項</u> ）	通常の火災 （屋内火災・両面）	1時間	
界壁等を貫通する風道等に設ける防火設備（ <u>建基法第36条</u> 、 <u>建基政令第112条第1項</u> ）	通常の火災 （屋内火災・両面）	45分	

イ 建基政令第109条で定める防火設備は、防火戸、ドレンチャーその他火炎を遮る設備で次に掲げる物とすること。

(7) 略

(i) 建基法第21条に規定する防火設備の仕様の例示（平成27年国土交通省告示第249号、第250号）

(j) 建基法第27条第1項に規定する防火設備の仕様の例示（平成27年国土交通省告示第255号）

(k) 建基法第61条に規定する防火設備の仕様の例示（平成12年建設省告示第1366号）

(l) 略

ウ 防火区画に設ける防火設備等

(7) 建基政令第112条第1項に規定する特定防火設備の仕様の例示（平成12年建設省告示第1369号）

ウ 略

エ 略

(2) 略

(3) 防火設備（建基法第2条第9号の2ロ）

外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の建基政令第109条で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。）に関して建基政令第109条の2で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を有すること。

ア 略

第8-4表 防火設備に必要な性能に関する技術的基準

防火設備	火災	時間	要件
耐火建築物の外壁の開口部に設ける防火設備（建基法第2条第9号の2ロ）	通常の火災 （屋内火災・両面）	20分間	加熱開始後、当該加熱面以外の面に火炎を出さないこと。
防火地域又は準防火地域内にある建築物の開口部に設ける防火設備（建基法第61条）	建築物の周囲において発生する通常の火災時 （屋外火災・片面）	20分間	
防火区画に用いる防火設備（特定防火設備）（ <u>建基政令第112条第1項</u> ）	通常の火災 （屋内火災・両面）	1時間	
界壁を貫通する風道等に設ける防火設備（ <u>建基政令第114条第5項</u> ）	通常の火災 （屋内火災・両面）	45分間	

イ 建基政令第109条で定める防火設備は、防火戸、ドレンチャーその他火炎を遮る設備で次に掲げる物とすること。

(7) 略

(i) 建基法第64条に規定する防火設備の仕様の例示（平成12年建設省告示第1366号）

(j) 建基政令第112条第14項第1号に規定する防火設備の仕様の例示（平成12年建設省告示第1369号）

(k) 界壁を貫通する風道等に設ける防火設備の仕様の例示（平成12年建設省告示第1377号）

(l) 略

ウ 防火区画に設ける防火設備等

(7) 建基政令第112条第14項第1号、同第129条の13の2及び同第136条の2第1号の規定に基づき防火区画に設ける防火設備の仕様の例示（昭和48年建設省告示第2563号（改正 平成12年建設省告示第1370号））

(i) 建基政令第112条第14項第2号、同第126

(i) 建基政令第112条第19項第1号、第129条の13の2及び第136条の2第1号の規定に基づき防火区画に設ける防火設備等の仕様の例示

(ii) 建基政令第112条第19項第2号、第126条の2第2項及び第145条第1項第2号の規定に基づき防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備等の仕様の例示

(i) 建基政令第112条第21項の規定に基づき防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の仕様の例示（昭和48年建設省告示第2565号）

#### エ 界壁等に設ける防火設備

界壁等を貫通する風道に設ける防火設備の仕様の例示（平成12年建設省告示第1377号）

### 2 耐火建築物・準耐火建築物

(1) 略

(2) 準耐火建築物

建基法第2条第9号の3において規定する、次に掲げる基準に適合すること。

#### ア 準耐火建築物（イー1）

建基法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、建基政令第129条の2の3第1項第1号ロに掲げる技術的基準に適合するもの

#### イ 準耐火建築物（イー2）

建基法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物（準耐火建築物（イー1）に該当するものを除く。）

#### ウ 準耐火建築物（ロー1）

建基政令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物エ準耐火建築物（ロー2）建基政令第109条の3第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物

### 3 延焼防止建築物等

(1) 延焼防止建築物（建基政令第136条の2第1号ロ）

建築物の主要構造部、防火設備及び消火設備の構造に応じて算出した延焼防止時間（建築物が通常の火災による周囲への延焼を防止することができる時間をいう。以下3において同じ。）が、当該建築物の主要構造部及び外壁開口部設備（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備をいう。以下3において同じ。）（以下「主要構造部等」という。）が、ア及びイの基準に適合すると仮定した場合における当該主要構造部等の構造に応じて算出した延焼防止時間以上であるもの（表2-7）。

ア 主要構造部が建基政令第107条各号又は第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合すること。

イ 外壁開口部設備が建基政令第109条の2に規定する基準に適合すること。

条の2第2項及び同第145条第1項第2号の規定に基づき防火区画に設ける防火設備の仕様の例示（昭和48年建設省告示第2564号（改正 平成12年建設省告示第1371号））

(ii) 建基政令第112条第16項の規定に基づき防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の仕様の例示（昭和48年建設省告示第2565号（改正 平成12年建設省告示第1372号））

### 2 耐火建築物・準耐火建築物

(1) 略

(2) 準耐火建築物

建基法第2条第9号の3において規定する、次に掲げる基準に適合すること。

ア 耐火建築物以外の建築物で、次(i)又は(ii)に該当すること。

(i) 主要構造部を準耐火構造としたもの

(ii) 前(i)に掲げる建築物以外の建築物であつて、前(i)に掲げるものと同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について建基政令第109条の3で定める技術的基準に適合するもの。

イ 外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、前1.(3)の防火設備を設けること。

(2) 準延焼防止建築物（建基政令第136条の2第2号ロ）

当該建築物の主要構造部、防火設備及び消火設備の構造に応じて算出した延焼防止時間が、当該建築物の主要構造部及び外壁開口部設備が、次のア及びイの基準に適合すると仮定した場合における当該主要構造部等の構造に応じて算出した延焼防止時間以上であること（表8-7）。

ア 主要構造部が建基政令第107条の2各号又は第109条の3第1号若しくは第2号に掲げる基準に適合すること。

イ 外壁開口部設備が建基政令第109条の2に規定する基準に適合すること。

第7-7表 防火地域・準防火地域における規制対象建築物の規模

階数	防火地域(法第61条)			準防火地域(法第62条)		
	50㎡以下	100㎡以下	100㎡超	500㎡以下	500㎡超 1,500㎡以下	1,500㎡超
4階以上	耐火構造			耐火構造		
3階建	耐火構造			一定の防火措置※2	耐火構造	
2階建	45分準耐火構造			防火構造※3 (外壁・軒表)	45分準耐火構造	
平屋建	防火構造※1 (外壁・軒表)			防火構造※1 (外壁・軒表)		

※1 耐火建築物の場合。  
 ※2 1階建建築物を除く。100㎡以下の外壁の開口部に防火設備、2階以上の開口部の面積は階毎建築物中心の面積に占む割合が10%以下、3階建を耐火構造とし、屋内地面は耐火構造とする。また、防火構造は、全戸・全戸が一定以上の小規模、又は防火上有利な構造、全戸・全戸の地下の又は地下に隣接する部分に防火構造、了部材・壁等の地下の又は地下に隣接する部分に防火構造、並行の壁の部分とそれ以外の部分とを併せて確認又は評価することが必要。  
 ※3 耐火建築物の場合。

第8 防火区画

1 面積区画

(1) 建基政令第112条第1項第1号及び第6項第1号に用途上防火区画しなくてもやむを得ない用途が例示されているが、倉庫、荷さばき施設（荷役機械を除く）、ボーリング場、屋内プール、屋内スポーツ練習場は、その他これらに類する用途に含まれるものとする。ただし、飲食店、喫茶店その他付属的営業施設の用途に供する部分については区画すること（昭和44年3月3日建設省住指発第26号、昭和46年12月4日建設省住指発第905号）。

なお、建基政令第112条第1項第1号及び第6項第1号の適用については、用途上、防火区画が設けられない場合に限定しているものであり、一般的に倉庫については、用途上防火区画の設置が可能であることから、当該面積区画は設ける必要があるものであること。

(2)～(5) 略

(6) 吹抜け等の空間を設けた場合における面積区画（建基政令第112条第3項）は、令和2年国土交通省告示第522号によるほか、次の内容を参考にすること。（令和2年国土交通省国住指第4658号）

ア 特定空間部分として想定する用途は玄関ホール、ロビーその他これらに類するものとしており、これら以外の用途に供する建築物の部分が当該部分に含まれることは認められないこと。

イ 令和2年国土交通省告示第522号第1号ロに

第9 防火区画

1 面積区画

(1) 建基政令第112条第1項第1号及び第4項第1号に用途上防火区画しなくてもやむを得ない用途が例示されているが、倉庫、荷さばき施設（荷役機械を除く）、ボーリング場、屋内プール、屋内スポーツ練習場は、その他これらに類する用途に含まれるものとする。ただし、飲食店、喫茶店その他付属的営業施設の用途に供する部分については区画すること（昭和44年3月3日建設省住指発第26号、昭和46年12月4日建設省住指発第905号）。

なお、建基政令第112条第1項第1号及び第4項第1号の適用については、用途上、防火区画が設けられない場合に限定しているものであり、一般的に倉庫については、用途上防火区画の設置が可能であることから、当該面積区画は設ける必要があるものであること。

おける特定空間部分の高さの算定は、当該部分の平均高さとする。

ウ 建基政令第112条第3項の規定の適用によつて、同条第1項の規定に基づき、空間部分と当該二以上の部分との間に耐火構造の壁等の区画材を設ける必要はなくなるが、同条第11項の規定に基づき同項に規定する堅穴部分である当該区画部分と当該二以上の部分との区画は別途要求されることから、当該区画材を設けずに建築する場合には別途全館避難安全検証法（建基政令第129条の2）により、全館避難安全性能の確認が必要であること。

## 2 堅穴区画

- (1) 略
- (2) 建基政令第112条第11項ただし書きにより、避難階からその直上階又は直下階のみに通じる吹き抜け（直下階から直上階まで3階層にわたって吹きぬけているものは含まれない。）で、内装を下地を含めて不燃材料で行う範囲は、当該吹き抜けを含めて耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備若しくは両面20分の防火設備で区画された部分のすべてとする（昭和44年5月1日建設省住指発第149号）。
- (3) 建基政令第112条第11項ただし書により、堅穴区画しなくてもよい住宅又は長屋の住戸には店舗併用住宅等も含まれるものとする。ただし、店舗等の部分の床面積が住宅部分の床面積よりも小さい場合に限られる。
- (4) 略
- (5) エスカレーター部分は建基政令第112条第11項の昇降路に該当するので、区画は水平引きシャッターとせずに堅穴区画とすること。  
※ これはエスカレーターの乗口の床下に防火上弱い部分があるためである（昭和44年11月7日建設省全建行連発第7号）。
- (6)～(9) 略

## 3 小規模建築物における堅穴区画

- (1) 建基法第27条第1項第1号でいう警報設備は、建築基準法上の建築設備として扱われるものであり、建基政令第110条の5において規定し、警報設備の構造方法と設置位置は告示（令和元年国土交通省告示第198号）で定められている。具体の設備としては消防法令に定める「自動火災報知設備」又は「特定小規模施設用自動火災報知設備」を想定しているものであること。
- (2) 建基政令第110条の4でいう「入所する者」とは、対象用途の本来の目的に応じて施設を利用する者のことを意図しており、具体的には、老人ホーム等の居住型の入所施設や、老人短期入所施設（ショートステイ）等の短期宿泊型の入居施設などを想定しているものであること。
- (3) 建基政令第112条第11項及び第12項の「間仕切壁」や「戸」については、特定の仕様を求めているが、火災時の接炎によって直ちに火災が貫通するおそれのあるもの（ふすまや障子のほ

## 2 堅穴区画

- (1) 略
- (2) 建基政令第112条第9項ただし書きにより、避難階からその直上階又は直下階のみに通じる吹き抜け（直下階から直上階まで3階層にわたって吹きぬけているものは含まれない。）で、内装を下地を含めて不燃材料で行う範囲は、当該吹き抜けを含めて耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備若しくは両面20分の防火設備で区画された部分のすべてとする（昭和44年5月1日建設省住指発第149号）。
- (3) 建基政令第112条第9項ただし書により、堅穴区画しなくてもよい住宅又は長屋の住戸には店舗併用住宅等も含まれるものとする。ただし、店舗等の部分の床面積が住宅部分の床面積よりも小さい場合に限られる。
- (4) 略
- (5) エスカレーター部分は建基政令第112条第9項の昇降路に該当するので、区画は水平引きシャッターとせずに堅穴区画とすること。  
※ これはエスカレーターの乗口の床下に防火上弱い部分があるためである（昭和44年11月7日建設省全建行連発第7号）。
- (6)～(9) 略

か、普通ガラス、厚さ3mm程度の合板等で造られたものなどは対象外であること。

- (4) 建基政令112条第12項及び第13項の規定による区画に用いる防火設備及び戸については、「防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2564号）」に基づくものとするか、大臣認定を受けたものとする。

4 異種用途区画

- (1) 建基政令第112条第18項で建築物の一部が建基法第27条第1項各号の一に該当する部分を用用途区画する場合、原則として建基法別表第1(イ)欄の同一枠内であっても、用途が異なるときは、区画を要すること。
- (2) 建基政令第112条第18項ただし書きにより用途区画を設けない場合は、次によること。ア 特定用途部分（建築基準法第27条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する建築物の部分を用。以下、同じ。）と同一階に存する特定用途部分に隣接する部分は、両部分の在館者が火災時に一体的な避難行動をとることができるよう、両部分の在館者により一体的に利用されるものであり、かつ、同一の管理者により管理されていることが望ましいこと。（令和2年国土交通省国住指第4658号）イ 建基政令第112条第18項ただし書きにより設ける警報設備は、建築基準法上の建築設備として扱われるものであり、また、令和2年国土交通省告示第250号第2に規定されているとおり、自動火災報知設備に限られており、特定小規模施設用自動火災報知設備は含まれないものであること

5 防火戸

- (1) 防火区画に用いる構造方法の取扱いは、次の第9-1表によること。

第9-1表 防火設備の種別とその要求性能（建基政令第112条第19項）

条 項 号	区 画 種 別	構造方法	
		遮炎性能 (第19項第1号)	遮炎性能・遮煙性能 (第19項第2号)
112	本文 面積区画	特定防火設備	
	2 適用除外階段等		特定防火設備
	4 準耐火500㎡区画	特定防火設備	
	5 準耐火1,000㎡区画	特定防火設備	
	6 4項、5項適用除外		特定防火設備
	7 11階以上100㎡区画	防火設備	
	7 項適用除外		防火設備
	10 8項、9項適用除外		特定防火設備
	11 堅穴区画		防火設備
	本文 堅穴区画（3階病院等/200㎡）		防火設備
	12 ただし書き 本文適用除外		10分防火設備
	13 堅穴区画（3階旅館等/200㎡）		戸（ふすま、障子その他これに類するものを除く。）
	17 異種用途区画		特定防火設備

- (2) 建基政令第112条第19項で常時閉鎖若しくは作動した状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動できるものにあつては、面積が3㎡以内とされているが、これは開口部の大きさでなく、

3 異種用途区画

- (1) 建基政令第112条第17項で建築物の一部が建基法第27条第1項各号の一に該当する部分を用用途区画する場合、原則として建基法別表第1(イ)欄の同一枠内であっても、用途が異なるときは、区画を要すること。
- (2) 防火シャッターは、前1.(3)を準用すること。

4 防火戸

- (1) 防火区画に用いる構造方法の取扱いは、次の第9-1表によること。

第9-1表 防火設備の種別とその要求性能（建基政令第112条第18項）

条 項 号	区 画 種 別	構造方法	
		遮炎性能 (第18項第1号)	遮炎性能・遮煙性能 (第18項第2号)
112	本文 面積区画	特定防火設備	
	2 適用除外階段等		特定防火設備
	3 準耐火500㎡区画	特定防火設備	
	4 準耐火1,000㎡区画	特定防火設備	
	5 3項、4項適用除外		特定防火設備
	6 11階以上100㎡区画	防火設備	
	6 項適用除外		防火設備
	9 7項、8項適用除外		特定防火設備
	10 堅穴区画		防火設備
	11 堅穴区画		防火設備
	17 異種用途区画		特定防火設備

- (2) 建基政令第112条第18項で常時閉鎖若しくは作動した状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動できるものにあつては、面積が3㎡以内とされているが、これは開口部の大きさでなく、

一の防火戸の大きさを規定しているものである。

なお、3㎡を超える防火設備にあっては、防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号。以下、この第9において「防火設備等構造告示」という。）第1. 2. イからトまでに適合させること。

(3) 略

(4) そで扉付シャッターは建基政令第112条第19項の防火戸と認められないので、避難扉はシャッターと一体にせず、上下階の床に固定した柱に設けること（昭和44年11月7日建設省全建行連発第7号）。

(5)～(12) 略

## 6 風道及び防火ダンパー

### 7 その他

(1) 略

(2) 建基政令第114条第1項で共同住宅等の各戸を耐火構造の壁で区画する場合、同第112条第16項及び第17項に準じ、区画する界壁が接する外壁部分（90cm幅）を耐火構造とし、当該部分にある開口部には防火戸を設けるか、50cm以上突出した耐火構造のひさし若しくはそで壁を設けること。◆

(3)～(6) 略

## 8 規則第12条の2に規定する区画

(1) 規則第12条の2第1項第1号に規定する区画（以下、この8において「1号区画」という。）については、建基政令第107条の2に定める準耐火性能を有すること。この場合、45分以上の準耐火性能を有すること。◆

(2) 規則第12条の2第1項第2号に規定する区画（以下、この8において「2号区画」という。）については、建基政令第107条に定める準耐火性能を有すること。この場合、1時間以上の準耐火性能を有すること。◆

(3) 規則第12条の2第3項に規定する区画（以下、この8において「3項区画」という。）については、建基政令第107条の2に定める準耐火性能を有すること。

(4) 1号区画、2号区画及び3項区画を貫通する配管は、建基政令第129条の2の4第1項第7号イ、ロ又はハに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために区画に設ける開口部とのすき間を、モルタル等の不燃材料で埋め戻す等の措置をとること。

(5) 1号区画、2号区画及び3項区画は、2以上の階にわたらないこと。

(6) 1号区画、2号区画及び3項区画をダクトが貫通する部分には、煙感知の作動と連動して閉鎖する防火ダンパーを設けること。

## 9 規則第13条に規定する区画

規則第13条第1項1号に規定する区画（以下、この9において「1号区画」という。）、規則第13条第1項第1の2号に規定する区画（以下、こ

一の防火戸の大きさを規定しているものである。

なお、3㎡を超える防火設備にあっては、防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号。以下、この第9において「防火設備等構造告示」という。）第1. 2. イからトまでに適合させること。

(3) 略

(4) そで扉付シャッターは建基政令第112条第18項の防火戸と認められないので、避難扉はシャッターと一体にせず、上下階の床に固定した柱に設けること（昭和44年11月7日建設省全建行連発第7号）。

(5)～(12) 略

## 5 風道及び防火ダンパー

### 6 その他

(1) 略

(2) 建基政令第114条第1項で共同住宅等の各戸を耐火構造の壁で区画する場合、同第112条第10項及び第11項に準じ、区画する界壁が接する外壁部分（90cm幅）を耐火構造とし、当該部分にある開口部には防火戸を設けるか、50cm以上突出した耐火構造のひさし若しくはそで壁を設けること。◆

(3)～(6) 略

の9において「1の2号区画」という。)及び規則第13条第2項に規定する区画(以下、この9において「2項区画」という。)については、次によるものとする。

- (1) 13条1号区画は建基政令第107条の2に定める準耐火性能を有すること。  
ただし、3階以上の階に政令別表第1(6)項ロ又はハに掲げる用途に供する部分が存する場合には、建基政令第107条に定める耐火性能を有すること。
- (2) 1号区画は、政令別表第1(6)項ロ又はハに掲げる用途内の居室ごとに設けるのではなく、住戸単位の区画で足りること。
- (3) 1の2号区画及び2項区画は、建基政令第107条に定める耐火性能を有すること。
- (4) 1号区画、1の2号区画又は2項区画を貫通する配管、建基政令第129条の2の4第1項第7号イ、ロ又はハに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために区画に設ける開口部との隙間を、モルタル等の不燃材料で埋め戻す等の措置をとること。
- (5) 1号区画、1の2号区画又は2項区画は2以上の階にわたらないこと。
- (6) 1号区画、1の2号区画又は2項区画をダクトが貫通する部分には、煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火ダンパーを設けること。
- (7) エレベーター扉は規則第13条第2項第1号ハに規定する閉鎖機構に該当しないものであること。

10 規則第30条の2に規定する自動閉鎖の防火戸  
常時閉鎖式のもの、煙感知器若しくは熱感知器の作動と連動して閉鎖するものとする。

なお、同条に規定する区画をダクトが貫通する場合、貫通する部分に防火ダンパーを設けること  
第9 二方向避難

条例第49条に定める防火対象物の安全避難の運用については次のとおりである。

#### 1 趣旨

- (1) 略
- (2) 条例第49条第2項は、政令別表第1(5)項及び(6)項に掲げる防火対象物が就寝施設又は心身の未成熟の者若しくは心身に障害のある者の利用に供する施設であり、それらの施設は過去の火災事例等において、火災発生時に避難開始の遅れ、居室閉じ込め、あるいは窓等からの飛び下りによる死傷等の例が多いことを鑑み、規定しているものである。
- (3) 条例第49条第3項は、政令別表第1(6)項関係の病院や社会福祉施設等について、火災時、車いす等で速やかに直接バルコニーへ避難できるようにするため、避難経路に係る開口部を掃き出し等とするように規定しているものである。

#### 2 適用の範囲

条例第49条第2項の適用の範囲は、政令別表第1(5)項及び(6)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)

#### 第10 二方向避難

条例第49条に定める防火対象物の安全避難の運用については次のとおりである。

#### 1 趣旨

- (1) 略
- (2) 条例第49条第2項は、政令別表第1(5)項及び(6)項の対象物が就寝施設又は心身の未成熟の者若しくは心身に障害のある者の利用に供する施設であり、それらの施設は過去の火災事例等において、火災発生時に避難開始の遅れ、居室閉じ込め、あるいは窓等からの飛び下りによる死傷等の例が多いことを鑑み、規定しているものである。
- (3) 条例第49条第3項は、政令別表第1(6)項関係の病院や社会福祉施設等の災害弱者について、火災時、車いすやストレッチャー等で速やかに直接バルコニーへ避難する必要があるため、避難経路を掃き出しとするように規定しているものである。

#### 2 適用の範囲

政令別表第1(5)項及び(6)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項に掲げる防火対象物のうち、同表

項に掲げる防火対象物のうち、同表(5)項又は(6)項に掲げる防火対象物の用途に供する部分が存する防火対象物の就寝の用に供する居室（保育所の午睡及び関係者の仮眠に供する室並びに集中治療室等（厚生労働省認定特定集中治療室施設基準を満たす部分に限る。）を除く。）である。

なお、政令別表第1に掲げる防火対象物又はその部分に防火対象物関係者が使用する仮眠室等を設ける場合は、条例第49条第1項に基づき、当該部分に避難器具を設置することが望ましい。◆

### 3 用語等の定義

(1) 条例第49条第2項の「二方向避難経路を確保」とは、すべての就寝の用に供する居室（共同住宅にあっては、1住戸を一の居室とみなす。ただし、メゾネット住宅の場合は1住戸内の各階を一の居室とみなす。）から、地上に通ずる安全な避難のための経路をそれぞれ2以上確保することにより、火災の際に各居室から1以上の経路を利用して安全に避難できる状態をいう。

(2) 条例第49条第2項の「就寝の用に供する居室から出入口等を経由して避難することができる主たる経路」とは、玄関、廊下、階段等から主な出入口等を経由する避難経路をいう。

(3) 条例第49条第2項の「バルコニー等」とは、次のアからキまでに掲げる要件を満たすものとする。

ア 直接外気に開放された部分を有し、煙が充満しない構造であること。

イ 略

ウ 外壁に堅牢に固定され、避難上支障のない構造であること。

エ 転落防止のため、周囲に高さが110cm以上の手すり壁、さく又は金網を堅固に固定していること。なお、横棧形式のもの等、足掛かりになるものの設置は避けること（ホテルに設置されるバルコニー等で、日常使用することがない場合はこの限りでない。）。

オ 幅員は80cm以上とすること。ただし、ワンルームマンション等で入居者が自力避難可能な者に限定される建築物等である場合は、60cm以上とすることができる。

カ バルコニー等は、床面から高さ180cm以上の空間を有していること。

キ バルコニー等に隔壁を設ける場合は、当該隔壁は次に適合する破壊板であること。

(7) 不燃材料で、かつ、容易に破壊できるものであり、おおむね次のようなものであること。

種 類	厚 さ
フレキシブル板	4 mm以下
軟質フレキシブル板	5 mm以下
けい酸カルシウム板	

(5)項及び(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分の二方向避難経路は、就寝の用に供する部分（保育所の午睡、防火対象物の関係者の仮眠や集中治療室等（厚生労働省認定特定集中治療室施設基準を満たす部分に限る。）を除く。）について確保するものとする。

### 3 用語等の定義

(1) 条例第49条第1項の「二方向避難経路」とは、すべての居室等（共同住宅にあっては、1住戸を一の居室とみなす。ただし、メゾネット住宅の場合は1住戸内の各階を一の居室とみなす。）から、地上に通ずる安全な避難のための経路をそれぞれ2以上確保することにより、火災の際に各居室等から1以上の経路を利用して安全に避難できる状態をいう。

(2) 条例第49条第2項の「居室から出入口等を経由して避難することができる主たる経路」とは、玄関、廊下、階段等から主な出入口等を経由する避難経路をいう。

(3) 条例第49条第2項の「バルコニー等」とは、次のアからカまでに掲げる要件を満たすものとする。

ア 直接外気に開放された部分を有し、煙が充満しない構造のものであること。

イ 略

ウ 耐火構造又は主要構造部と同じ構造で避難上支障のないものであること。

エ 転落防止のため、周囲に高さが110cm以上の手すり壁、さく又は金網を堅固に固定していること（横棧形式のもの等、足掛かりになるものの設置は避けること。）。

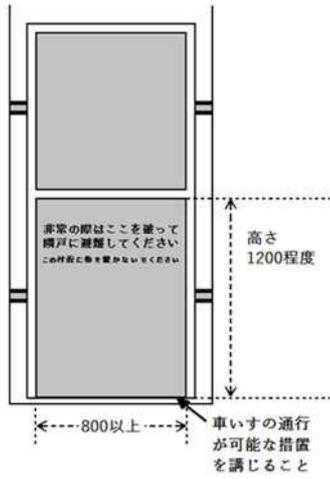
オ 幅員は80cm以上とすること。ただし、ワンルームマンション等で入居者が自力避難可能な者に限定される建築物又はエレベーターが設置されておらず、車椅子利用者等が使用しない建築物は、60cm以上とすることができる。

カ 通常の歩行で避難することができる構造であること。

JIS A 5430参照

- (イ) 破壊できる部分（以下、この第10において「破壊口」という。）の下端の床面からの高さは、車椅子利用者が想定される場合は、避難が可能な高さ（おおよそ5 cm以内）とすること。
- (ロ) 破壊口は、前(3)オの規定の例によることとし、通行可能なものであること（第10-1図参照）。

二方向避難における隔壁の設置例



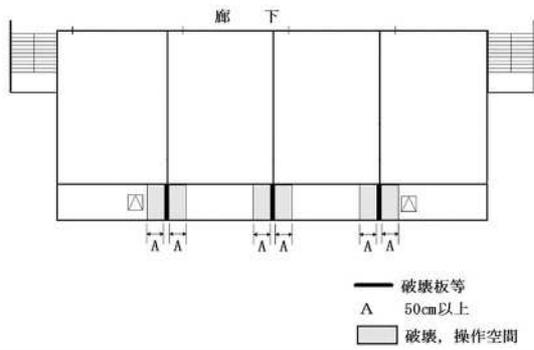
第9-1図

- (イ) 破壊板の支持構造物は、前(ロ)の破壊口を有効に確保できるように設けること。
- (ロ) 破壊板には、次に定める表示をすること。
  - a 表示場所は破壊板の見易い位置とする。  
なお、避難経路が複雑な場合は、容易に避難できるような表示とすること。
  - b 表示方法例（第10-2図参照）
    - (a) 表示する文字は他の色と区別できるものとする
    - (b) 文字の大きさは、上2行はおおむね一文字が12cm<sup>2</sup>以上とし、下1行はおおむね一文字が5 cm<sup>2</sup>以上とする。

非常の際はここを破って  
隣戸に避難してください  
この付近に物を置かないでください

第9-2図

- (ロ) 破壊板付近は避難の際、通行、破壊、操作等が阻害されないよう管理しなければならない（条例第49条の2第2項）。阻害されないとは、破壊、操作空間に物品等が存置されていないこと。（第10-3図参照）



第9-3図

(4) 条例第49条第2項の「バルコニー等を経由して避難することができる経路」とは、バルコニー等を経由して、階段その他の有効に避難できる設備又は器具が設置されている場所に到達し、最終的に安全な場所へ避難できる状態をいい、次のアからカまでに掲げる要件を満たすものとする。

ア バルコニー等は、隣接する居室等を相互に連絡できるように設けるか、居室等ごとに独立して設けること。

イ 「有効に避難できる設備又は器具」のうち器具とは、次の要件を満たすものをいう。

(7) 政令第7条第4項第1号に定める避難器具のうち、固定式（金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第3号）第2条第2号の「固定はしご」並びに避難器具の基準（昭和53年消防庁告示第1号）第2-2の「すべり台」、5の「避難用タラップ」及び7の「救助袋（ハッチ収納式に限る。））」に限る。）のもの

ただし、政令別表第1(5)項（同表(16)項に

(4) 条例第49条第2項の「バルコニー等を経由して避難することができる経路」とは、バルコニー等を経由して、階段その他有効に避難できる設備及び「器具」が設置されている場所に到達し得るものをいい、次のアからカまでに掲げる要件を満たすものとする。

ア 居室からバルコニー等に至る経路については、原則段差がないものとする。ただし、政令別表第1(5)項イに掲げる用途（ハートフルルーム等を除く。）で、段差のない経路とすることが困難な場合は、可能な限り段差を少なくし、容易に避難できる経路とすること。

イ バルコニー等は、隣接する居室等を相互に連絡できるように設けられているか、又は居室等ごとに独立して設けられていること。

ウ バルコニー等には、それぞれ避難のための設備又は「器具」が設けられていること。

ただし、共同住宅のうち、廊下階段等が開放性を有するもので、隣接する若しくは直下に位置する住戸又はバルコニー等を経由して、他の異なる階段等へ安全に避難できるものは除く（第10-1図参照）。なお、40号省令第2条に定める特定共同住宅等での二方向避難に使用する避難器具としては金属製固定はしご（商品名 アクタル）等は認められない。

A階は、避難用タラップ等で（A-1）階まで降りると、後は（A-1）階の階段等を通じて二方向避難が可能であるため、（A-1）階以下の階にA階から直通する避難用タラップ等の設置を要しない。

なお、ここでいう「器具」とは、

(7) 避難のための器具のうち、固定式（金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令（昭和40年省令第3号）第2条第2号の「固定はしご」並びに避難器具の基準（昭和53年消防庁告示第1号）第2-2の「すべり台」、及び第5号の「避難用タラップ（告示1号タラップ）」に限る。）のものをいう。

ただし、次に掲げるものは器具として認めるものとする。

a 政令別表第1(5)項（同表(16)項に掲げる

掲げる防火対象物に存するものを含む。)で、避難器具用ハッチに格納されたハッチ用つり下げはしご(金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令第2条第5号)を設置した場合はこの限りでない。

(4) 略

ウ 敷地内の避難経路は、幅員80cm以上を確保すること。ただし、ワンルームマンション等で入居者が自力避難可能な者に限定される建築物等である場合は、60cm以上とすることができる。なお、避難器具降下地点(避難空地)からの避難通路については、屋内廊下等を経由して避難する経路は認められない(直接外気に開放された部分を有し、煙が充満しない構造のものを除く。)

エ 避難階部分のバルコニー等からの避難経路で、次のいずれかに該当する場合は、手摺り壁等に扉等を設け、安全に地盤面に避難ができるよう措置すること。◆

(7) バルコニー等の床面からバルコニー等の手すりの上端までの高さが1.2mを超える場合

(4) 地盤面からバルコニー等の手すりの上端までの高さが2.0mを超える場合

(5) 条例第49条第3項の「その開口部は段差のないものその他これに準ずるもの」とは、車いす等で直接バルコニーに避難できるようバルコニー等に至る開口部に設ける掃き出し窓をいう。なお、バルコニー等には、車いす等による避難の際に支障とならない範囲で、雨水の侵入を防ぐための最低限の段差を設けることができる。

防火対象物に存するものを含む。)に設ける場合は、避難器具用ハッチに格納されたハッチ用つり下げはしご(金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令第2条第5号)。

b この(7)本文又は前aに掲げる「器具」と同等以上の避難容易性があるとして消防長が認めたもの。

なお、政令別表第1(6)項に掲げる防火対象物については、自力避難が困難な者の利用に供する可能性が高いため、階段、避難用タラップ、すべり台等容易に避難できるもの又は避難に際し介助が可能なものを設けること。◆

(4) 略

エ 弁類等の監視機能を有したスプリンクラー設備が全館に設置されており、かつ、防災センター等において常時機能監視ができる場合、バルコニー等が一の避難階段又は他の避難階段を有する防火防煙区画に避難上有効に接続された場合は、当該バルコニー等は、出火場所がどの居室であっても、安全に利用できる避難経路とみなす。

オ バルコニー等に隔壁を設ける場合は、当該隔壁は次に適合する破壊板であること。

(7)から(4) 略

カ 避難階部分のバルコニー等からの避難経路で、次のいずれかに該当する場合は、手摺り壁等に扉等を設け、安全に地盤面に避難ができるよう措置すること。◆

(7)、(4) 略

(5) 政令別表第1(6)項に掲げる防火対象物 ◆  
政令別表第1(6)項に掲げる防火対象物については、災害弱者を收容することから、全周バルコニーを設置し、バルコニー等から居室等を経由することなく直接階段室(附室)に到達できるものとする。なお、階段は避難階段又は特別避難階段とする(第10-3図参照)。

(6) 有効にスプリンクラー設備を設置する場合は、次に掲げるものをいう。

なお、有効にスプリンクラー設備を設置する範囲は、就寝の用に供される部分及び就寝の用に供される部分が存する階に限らず、該当するスプリンクラー設備を設置しなければならない用途に供される部分全体に設置するものとする。

例1 5階建てのホテルで2階以上の階に客室がある場合

就寝の用に供される部分のない1階についても設置するものとする。

例2 7階建ての複合用途で、5、6階に病院がある場合(就寝部分である病室は6

階のみ) 5、6階に設置するものとする。

ア 政令第12条に定めるスプリンクラー設備を設置する場合

政令第12条に定める技術上の基準の例によるほか、次に定めるところによること。

(7) 省令第13条第3項第11号の部分にあっては、ヘッドを設置すること。

(イ) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、第3章第2節第4スプリンクラー設備2.(6).アの例によりヘッドを設置し、廊下(直接外気に開放されている廊下その他外部の気流が流通する場所を除く。)にもヘッドを設置すること。

(ロ) 非常電源は、条例第37条の2第2項ただし書きを準用すること(政令第12条第1項各号に定める防火対象物又はその部分を除く。)

(ハ) 延べ面積が1,000㎡未満の防火対象物については、制御弁を3階層以内ごとに設置することができる(政令第12条第1項各号及び条例第37条の2第1項各号に定める防火対象物又はその部分を除く。)

イ 40号省令に規定する特定共同住宅等に共同住宅用スプリンクラー設備を、共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成18年消防庁告示第17号)に基づき設置する場合

ウ その他、消防長がスプリンクラー設備と同等以上の性能を有すると認める自動消火設備を適切に設置する場合

(7) 前(6)により有効にスプリンクラー設備を設置した場合で、次のア又はイに該当する部分にあっては、一時避難のために就寢室の外部にバルコニー等を設けること。◆

ア 前(6).ア.(イ)の延べ面積が1,000㎡未満の防火対象物の部分で政令別表第1(6)項に掲げる部分に特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置する場合の当該就寢室部分

イ 高さ31mを超える部分に政令別表第1(5)項または同表(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分の就寢部分が存している場合の当該用途の就寢部分

#### 4 適用の特例

政令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物で高齢者専用、身体障害者専用の部分を除き、次のいずれかに該当する場合は、条例の規定を適用しないことができる。

(1) 2階建てで、政令第21条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により自動火災報知設備が設置されたもの。

(2) 2階建てで、共同住宅用自動火災報知設備が40号省令及びこれに基づく共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成18年消防庁告示第18号)に基づき設置さ

#### 4 二方向避難経路の確保

避難経路として使用できない部分は次によること。(第10-4~11図参照)

なお、政令別表第1(6)項に掲げる防火対象物については、自力避難困難な者の利用に供するため、全周バルコニーを設置し、バルコニー等から居室等を経由することなく直接階段室(附室)に到達できるものとする。 (第10-4図参照)

◆

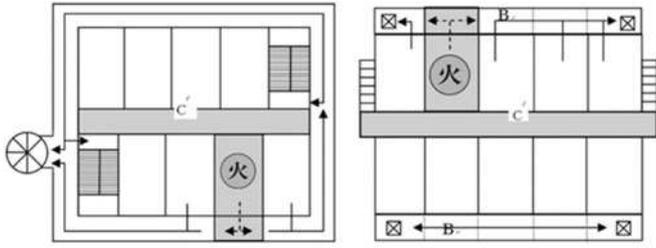
(1) 火災住戸

(2) 開放廊下については、火災住戸等の主たる出入口が面する火災住戸の幅員に相当する部分

(3) 中廊下の部分

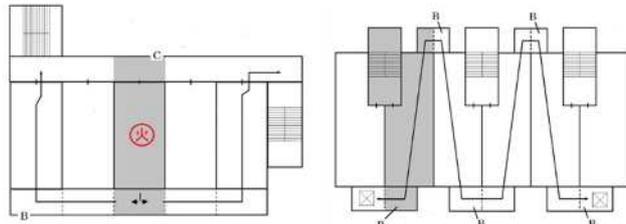
(4) 火災住戸のバルコニー等(ただし、避難階の火災住戸で専用庭等が確保され、上階のバルコニー下を経由しないなど火災の影響を受けないと認められる場合を除く。)

(5) 階段室型については、火災住戸が面する階段室(告示7号階段の場合は(第10-8図)による。)



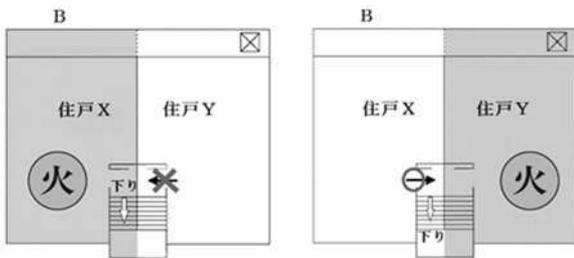
第9-4図 (全周バルコニーの例)

第9-5図 (中廊下の例)



第9-6図 (開放廊下の例)

第9-7図 (階段室型の例)



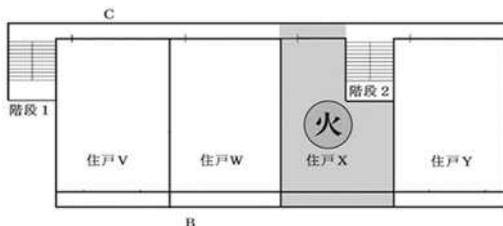
第9-8図 (階段室型 (告示7号階段) の例)

➤ 火災住戸がXで出火部位が階段付近のとき

- ・ 住戸Xからは、バルコニー等を経由して住戸Yに至っても火災住戸Xの出入口から火災の影響を受けるおそれがあり、階段が使えないので住戸Yのバルコニー等に避難器具を設置しなければならない。
- ・ 住戸Yは、火災室に向かったの避難はできないので、住戸Yのバルコニー等に避難器具を設置しなければならない。

➤ 火災住戸がYで出火部位が階段付近のとき

- ・ 住戸Xからは、火災住戸Yの出入口から火災の影響が少なく、階段で避難できるものとする。
- ・ 住戸Yからは、バルコニー等を経由して住戸Xに至れば火災住戸Yの出入口から火災の影響が少なく、階段で避難



第9-9図 (使用できない部分の例①)

➤ 住戸Yは火災住戸がXのときでも、Xの開口部

れたもの又は、住戸用自動火災報知設備が第40号省令及びこれに基づく住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年消防庁告示第19号）に基づき設置されたもの。

- (3) 延べ面積が150㎡未満で、屋外の階段が設置されたもの（避難階以外の階に存するすべての住戸が当該屋外の階段を利用できるものに限る。）。
- (4) その他防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断し、避難上、条例第49条第2項の規定と同等以上の避難安全性を有すると消防長が認めるもの。

※1 適用除外に関する着工届出について

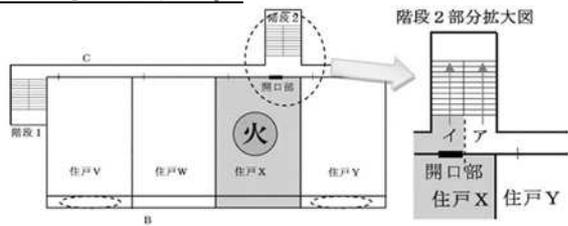
消防法第17条の14の規定の例により工事整備対象設備等着工届出書を届け出ること。

条例第49条第2項ただし書きを適用し、スプリンクラー設備を設置する場合においても同様とする。

※2 維持管理について

二方向避難経路に設置される避難器具及び、二方向避難経路確保の代替として設置される、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備については、消防法第17条に基づき設置される消防用設備等と同等の維持管理が必要であることから、他の消防用設備等の点検の機会を捉えて同法第17条の3の3の適用対象となる防火対象物に係る消防用設備等の点検及び報告の例により点検し報告すること。◆

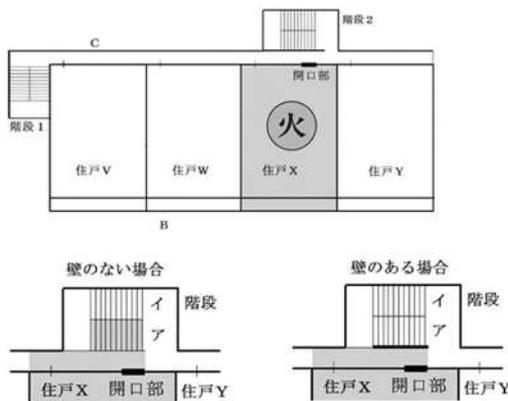
の前を通ることなく階段2へ避難することができるので、住戸Yのバルコニー等に避難器具を設置しなくても二方向避難の経路が確保されているものとする。



第9-10図 (使用できない部分の例②)

➤火災住戸がXのとき

- ・ 階段の降りる方向がアの場合は、住戸Yからは、火災住戸Xの開口部の前を通ることなく階段2へ避難できると判断し、住戸Yのバルコニー等に避難器具を設置しなくても二方向避難経路が確保されているものとする。
- ・ 階段の降りる方向がイの場合は、住戸Yからは、火災住戸Xの開口部から火災の影響を受けるおそれがあり、階段2へ避難できない可能性があることから、住戸Yのバルコニー等に避難器具を設置しなくてはならない。



第9-11図 (使用できない部分の例②)

➤火災住戸がXで階段の降りる方向がアのとき

- ・ 火災住戸Xの開口部の前に壁がない場合は、開口部から火災の影響を受けるおそれがあり、階段2へ避難できない可能性があることから、住戸Yのバルコニーに避難器具を設置しなくてはならない。
- ・ 火災住戸Xの開口部の前に壁がある場合は、開口部の前が遮られているので火災住戸Xの開口部の前を通ることなく階段2へ避難できるので、住戸Yのバルコニーに避難器具を設置しなくても二方向避難の経路が確保されているものとする。

➤火災住戸がXで階段の降りる方向がイのとき

- ・ 火災住戸Xの開口部の前に壁がなくても相当の距離があり、開口部から火災の影響を受けるおそれがなく、階段2へ避難できることから、住戸Yのバルコニーに避難器具を設置しなくても二方向避難の経路が確保されているものとする。

## 5 火災予防上支障がないと認める措置を講じた場合

「神戸市火災予防条例第49条第2項ただし書きの規定に基づき、火災予防上支障がないと認める措置を定める件」（令和7年●月●日消防告示第●号。以下「●告示」という。）に該当する場合は、条例第49条第2項の規定を適用しないことができる。●告示の運用については、以下のことに留意すること。

### (1) スプリンクラー設備等の設置範囲について

就寝の用に供する部分及び就寝の用に供する部分が存する階に限らず、●告示1にあっては、政令別表第1(5)項又は(6)項に掲げる防火対象物（政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(5)項又は(6)項に掲げる防火対象物の用途に供する部分）全体、●告示2(1)にあっては、政令別表第1(5)項又は(6)項イ、ハ若しくはニに掲げる防火対象物（政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(5)項又は(6)項イ、ハ若しくはニに掲げる防火対象物の用途に供する部分）全体に設置しなければならない。

なお、防火対象物の安全避難の観点から、防火対象物全体にスプリンクラー設備等を設置することが望ましい。◆

例1：政令別表第1(5)項イ、階数5（就寝部分は2～5階のみ）

全ての階にスプリンクラー設備等を設置しなければならない。

例2：政令別表第1(16)項イ、階数6（1階：(4)項、2～6階：(6)項イ（就寝部分は6階のみ））

2～6階にスプリンクラー設備等を設置しなければならない。

例3：政令別表第1(16)項イ、階数5（1階：(6)項イ(4)及び(15)項、2～4階：(15)項、5階：(5)項イ）

1階の(6)項イ(4)及び5階の(5)項イにスプリンクラー設備等を設置しなければならない。

### (2) スプリンクラー設備を設置する場合について

政令第12条に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによること。

ア 規則第13条第3項第11号の部分にあってはヘッドを設置すること。

イ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、第3章第2節第4スプリンクラー設備8.(7)の例によりヘッドを設置し、廊下（直接外気に開放されている廊下その他外部の気流が流通する場所を除く。）にもヘッドを設置すること。

ウ 非常電源は、政令第12条第1項各号に定める防火対象物又はその部分以外の場合は、非常電源専用受電設備とすることができる。

## 5 宿直室、仮眠室等への指導 ◆

政令別表第1に掲げる防火対象物又はその部分に防火対象物関係者が使用する仮眠室等を設ける場合は、バルコニー等の設置を原則とするが、構造上の都合等により困難な場合は、当該部分に避難器具を設置するものとする。

## 6 避難空地からの避難通路

避難空地に設ける避難通路の幅員は有効寸法で、政令第25条により設置する避難器具については、避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成8年消防庁告示第2号）に基づき降下空間の幅以上（1mを超えるものについては、1mとする。）とし、条例の二方向避難経路による場合は80cm以上（バルコニーの幅員以上◆）とする。なお、建基法により設ける避難通路は1.5m以上と規定されており、また、建基政令第121条により設けられる避難上有効なバルコニー（避難タラップ等）からの避難通路は75cm以上とされている。

## 7 二方向避難経路の確保

避難経路として使用できない部分は次によること。

(1) 火災住戸

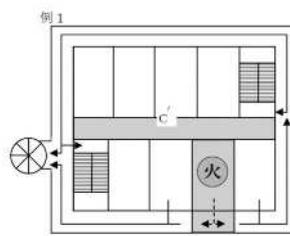
(2) 開放廊下については、火災住戸等の主たる出入口が面する火災住戸の幅員に相当する部分

(3) 中廊下の部分

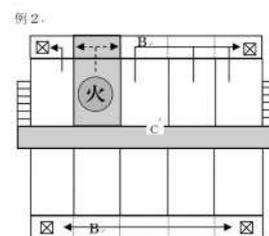
(4) 火災住戸のバルコニー等

(5) 階段室型については、火災住戸が面する階段室（告示7号階段の場合は下記の例5（第10-7図）による。）

例としては次の第10-3図から第10-10図による。



第10-3図



第10-4図

③ ●告示2(2)の運用について

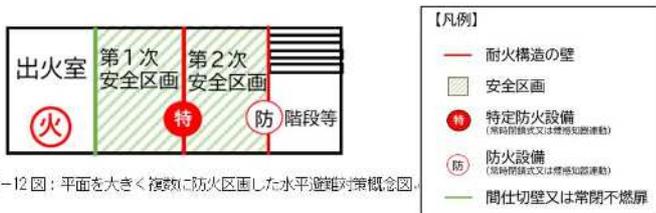
●告示2(2)に規定する対策とは、一時避難場所等の安全性が確保された場所に安全かつ速やかに水平避難させ、当該場所から順次、従業員や駆け付けた消防隊等により垂直避難させる対策であり、次に定めるところによること。

ア 安全区画（一時避難場所等の安全性が確保された場所に火煙の影響が及ぶことを抑止する緩衝帯の役割と避難者が一時避難場所に至る間の避難安全性を担保することを目的として設定する区画をいう。以下同じ。）に面する居室及びその他の室の開口部に、常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式の不燃材料で造られた扉及び窓を設置する場合

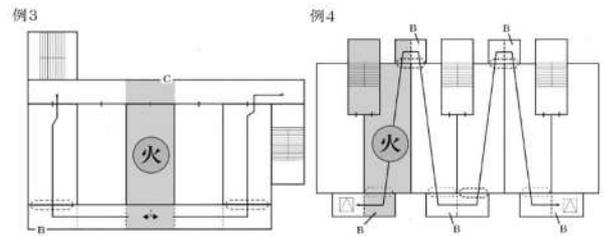
次の(1)又は(1)によること。

(1) 平面を大きく複数に防火区画した水平避難対策

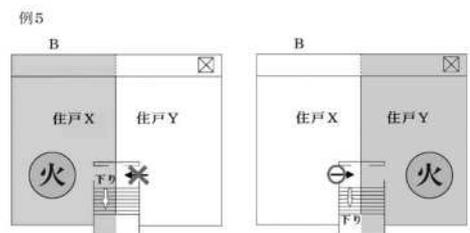
平面を大きく複数に防火区画し、利用者等を速やかに出火区画から非出火区画へ水平避難させる対策であり、以下に定める「平面を大きく複数に防火区画した水平避難対策基準」によること。



【凡例】 C：開放廊下 C'：中廊下 B：バルコニー ←→：避難経路 ㊦：避難設備又は器具  
：火災時使用できない部分



※ バルコニーに面する住戸等の避難上有効な開口部(㊦)は、普通板ガラス(厚さ6mm以下クレセント付)のみとする



※ 階段室型住戸で階段が告示7号階段と同一の開放性がある場合に限る。

ア 火災住戸がXで出火部位が階段付近のとき、

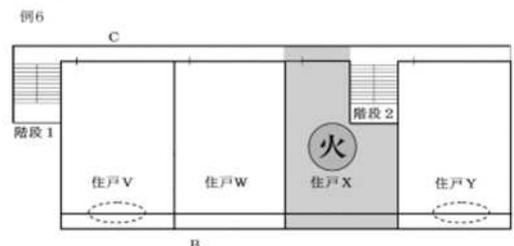
(1) 住戸Xからは、バルコニー等を経由して住戸Yに至っても火災住戸Xの出入口から火災の影響を受けるおそれがあり、階段が使えないので住戸Yのバルコニー等に避難器具を設置しなくてはならない。

(1) 住戸Yは、火災室に向かっての避難はできないので、住戸Yのバルコニー等に避難器具を設置しなくてはならない。

イ 火災住戸がYで出火部位が階段付近のとき

(1) 住戸Xからは、火災住戸Yの出入口から火災の影響が少なく、階段で避難できるものとする。

(1) 住戸Yからは、バルコニー等を経由して住戸Xに至れば火災住戸Yの出入口から火災の影響が少なく、階段で避難できるものとする。

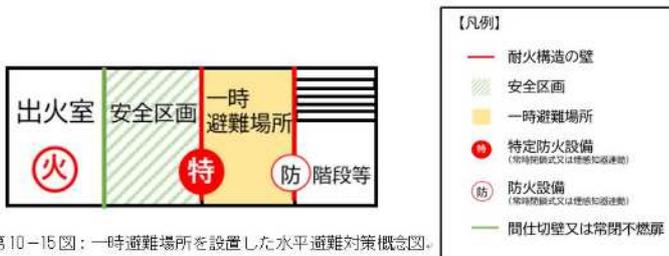


※ 住戸Yは火災住戸がXのときでも、Xの開口部の前を通ることなく階段2へ避難することができるので、住戸Yのバルコニー等に避難器具を設置しなくても二方向避難

平面を大きく複数に防火区画した水平避難対策基準

- 防火区画の基準
  - 就寝の用に供する居室が存する各階を2以上に防火区画すること。
  - それぞれの区画内に直通階段を設置すること。
  - 道階火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画すること。
  - 特定防火設備は、いずれの避難方向にも開くことができる開き勝手とするよう努めること。◆
  - 区画した各々の部分からは、安全に階段まで到着できること。
  - それぞれ区画した部分からの避難人数が概ね等しくなるなど避難上支障の無い位置で区画すること。  
なお、非常用エレベーターの乗降ロビーや特別避難階段の附室の設置に伴う防火区画と兼ねることがある。
- 避難の用に供する通路、廊下等は安全区画とすること。ただし、次に掲げる場所等を除く。
  - ① 便所及び洗面所で次の各号に該当する場合
    - A 避難経路とは防火区画を行う。
    - イ 壁及び天井の地下及び仕上げを不燃材料とする。
  - ② メーターボックス、配管スペース等で次の各号に該当する場合
    - A 物置等の他の用途に使用しない。
    - イ 当該部分と他の部分を不燃材料で造られた間仕切りで区画すること。
    - ウ 壁及び天井の地下及び仕上げは不燃材料とする。
    - エ 扉及び窓は、不燃材料で作られ、通常閉鎖された状態で使用する。

(1) 一時避難場所を設置した水平避難対策  
 避難誘導が完了するまでの間、安全に留まることができる一時避難場所を各階に設置し、利用者等を当該場所に速やかに避難させる対策であり、以下に定める「一時避難場所を設置した水平避難対策基準」によること。

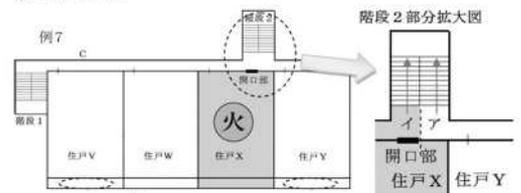


第10-15図：一時避難場所を設置した水平避難対策概念図。



第10-16図：一時避難場所を設置した水平避難対策例。

の経路が確保されているものとする。



第10-9図

第10-9図

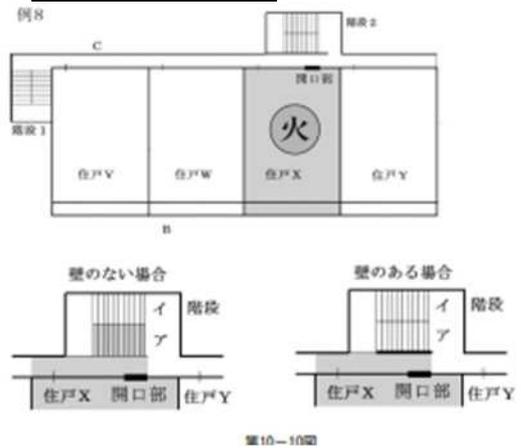
※ 火災住戸がXのとき、

(1) 階段の降りる方向がアの場合

住戸Yからは、火災住戸Xの開口部の前を通ることなく階段2へ避難できると判断し、住戸Yのバルコニー等に避難器具を設置しなくても二方向避難経路が確保されているものとする。

(2) 階段の降りる方向がイの場合

住戸Yからは、火災住戸Xの開口部から火災の影響を受けるおそれがあり、階段2へ避難できない可能性があることから、住戸Yのバルコニー等に避難器具を設置しなくてはならない。



第10-10図

第10-10図

※ 火災住戸がXのとき、

ア 階段の降りる方向がアの場合

(1) 火災住戸Xの開口部の前に壁がない場合は、開口部から火災の影響を受けるおそれがあり、階段2へ避難できない可能性があることから、住戸Yのバルコニーに避難器具を設置しなくてはならない。

(2) 火災住戸Xの開口部の前に壁がある場合は、開口部の前が遮られているので火災住戸Xの開口部の前を通ることなく階段2へ避難できるので、住戸Yのバルコニーに避難器具を設置しなくても二方向避難の経路が確保されているものとする。

イ 階段の降りる方向がイの場合

火災住戸Xの開口部の前に壁がなくとも相当の距離があり、開口部から火災の影響を受けるおそれがなく、階段2へ避難できること

一時避難場所を設置した水平避難対策基準

- 一時避難場所の基準
  - 就寝の用に供する居室が存する各階に、それぞれ2箇所以上設置すること。
  - 直通階段に接続するように設置すること。
  - 出入口を除き、耐火構造の壁で区画し、室内に面する部分の仕上げを不燃材料ですること。なお、一時避難場所を外気に開放されたバルコニーとする場合はこの限りでない。
  - 屋内から一時避難場所への出入口は特定防火設備（常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式）とし、一時避難場所から階段室への出入口は防火設備（常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式）とすること。
  - 床面積は、各階の避難者数（在籍者数から施設関係者を除いた数）と占有面積（0.4㎡）の積を当該階の一時避難場所の数で除して得た値と5㎡を比較し、いずれか大きい値以上とすること。ただし、利用者の状況（ホテルや共同住宅で複数の利用者等が当該一時避難場所に留まることが想定されない場合など）や防火区画がされている等、当該面積を有していても避難上支障が無い場合はこの限りでない。
  - 一時避難場所を居室の各部分からその一に至る歩行距離が50m以下となるように設けなければならない。
  - 居室の各部分から各一時避難場所に至る通常の歩行距離のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さは、25mを超えてはならない。
  - 建基令第126条の3に定める排煙設備を設けること。ただし、一時避難場所を外気に開放されたバルコニーとする場合は、この限りでない。
  - 一時避難場所と同一階の就寝の用に供する居室とは、1以上の安全区画（一時避難場所への延焼阻止及び避難者の安全性を担保する為に設ける区画）を通じて連絡すること。ただし、「平面を大きく複数に防火区画した水平避難対策基準」1 防火区画の基準7①及び②に掲げる場所等を除く。
- 安全区画の基準
  - 建基令第126条の3に定める排煙設備を設けること。ただし、安全区画が外気に開放されている場合（開放廊下等）はこの限りでない。
  - 安全区画と居室及びその他の室は、床から上階の床まで遮する不燃材料で造られた間仕切りで区画すること。間仕切りが上階の床まで遮していない場合は、天井を不燃材料で造ること。いずれの場合も、壁及び天井の仕上げは不燃材料とすること。
  - 安全区画に面する居室及びその他の室の開口部には、常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式の不燃材料で造られた扉及び窓を設置すること。
  - 避難上支障がない状態が維持されていること。

イ 安全区画に面する居室及びその他の室の開口部に、随時閉鎖式の不燃材料で造られた扉及び窓等を設置する場合

上記「一時避難場所を設置した水平避難対策基準」1並びに2(1)、(2)及び(4)によるほか、つぎによること。

安全区画に面する居室及びその他の室の開口部が常時閉鎖式でないことから、居室等で出火した場合、安全区画に煙等が流入するおそれが高いため、各階を2以上に不燃区画することにより第1次安全区画及び第2次安全区画を設定し、避難者の避難安全性を確保する対策を講じること。

なお、この場合において不燃区画したそれぞれの区画内に一時避難場所を設置すること。



から、住戸Yのバルコニーに避難器具を設置しなくても二方向避難の経路が確保されているものとする。

8 避難施設等の管理

(条例第49条の2第2項関係)

バルコニーに破壊板を設ける場合は次によること。

(1) 破壊板には次に定める表示をすること。

ア 表示場所は破壊板の見やすい位置とする。なお、避難経路が複雑な場合は、容易に避難できるような表示とすること（例えばセットバックしている場合、「隣接する住戸に避難器具がある」など）。

イ 表示方法例（第10-11図参照）

(1) 表示する文字は他の色と区別出来るものとする。

(1) 文字の大きさは下記例のように上2行はおおむね一文字が12cm以上とし、下1行はおおむね一文字が5cm以上とする。

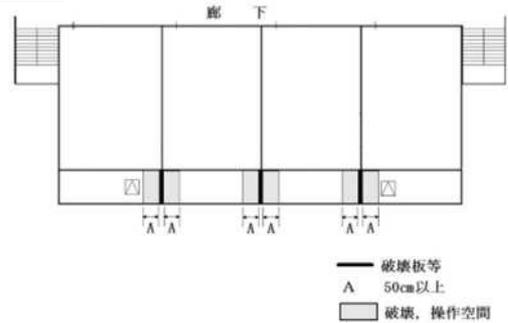
**非常の際はここを破って  
隣戸に避難してください**  
この付近に物を置かないでください

第10-11図

(2) 破壊板付近は避難の際、通行、破壊、操作等が阻害されないよう管理しなければならない。阻害されないよう管理する方法の例としては次の第10-12図による。

阻害されないとは、破壊、操作空間に物品等が存置されていないこと。

ただし、容易に移動可能な物品はこの限りでない。



## 6 その他

本条に基づき設置されるスプリンクラー設備、避難器具又は自動火災報知設備等については、技術基準どおり設置されていることを確認する観点から、法第17条の14に基づく工事整備対象設備等着工届出書又は条例第56条の3に基づく消防用設備等工事計画届出書及び法第17条の3の2に基づく消防用設備等設置届出書を提出すること。また、法第17条に基づき設置される消防用設備等と同等の維持管理が必要であることから、他の消防用設備等の点検の機会を捉えて法第17条の3の3に基づく消防用設備等の点検及び報告の例により点検し、報告すること。

### 7 避難上有効なバルコニーの基準（参考）（神戸市確認審査基準抜粋）

令第121条に規定する「避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの」については、以下のとおり取扱う。また、これらを延焼のおそれのある部分に設置することは可能である。

1. 避難上有効なバルコニーの構造は、次の各号に定めるものとする。

- (1) バルコニーの位置は、直通階段の位置と概ね対称の位置とし、かつ、その階の各部分と容易に連絡するものとする。
- (2) バルコニーは、その1以上の側面が道路等又は幅員75cm以上の敷地内の通路に面し、かつ、タラップその他の避難上有効な手段（以下「タラップ等」という。）により道路等に安全に避難できる設備を有すること。
- (3) バルコニーの面積は、2㎡以上（当該バルコニーから安全に避難する設備の部分を除く。）とし、奥行の寸法は75cm以上とすること。
- (4) バルコニー（共同住宅の住戸等に附属するものを除く。）の各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は耐火構造（準耐火建築物にあっては準耐火構造）とし、その部分に開口部がある場合は、特定防火設備又は両面20分の防火設備を設けること。
- (5) 屋内からバルコニーに通ずる出入口の戸の幅は75cm以上、高さは180cm以上及び下端の床面からの高さは15cm以下とすること。
- (6) バルコニーは十分外気に開放されていること。
- (7) バルコニーの床は耐火構造、準耐火構造その他これらと同等以上の耐火性能を有するものとし、かつ、構造耐力上安全なものとする。

2. タラップ等の配置は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 階毎にのりかえるものとし、降下した後近接した位置に次のタラップ等を設けること。隔壁の反対側に次のタラップ等を設けないこ

### 9 避難上有効なバルコニーの基準（参考）（神戸市確認審査基準抜粋）

建基政令第121条に規定する「避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの」については、以下のとおり取扱う。

1 避難上有効なバルコニーの構造は、次の各号に定めるものとする。

- (1) バルコニーの位置は、直通階段の位置と概ね対称の位置とし、かつ、その階の各部分と容易に連絡するものとする。
- (2) バルコニーは、その一以上の側面が道路又は道路等に通じる幅員75cm以上の敷地内の通路に面し、かつ、安全な場所に避難することができる手段（固定バシゴ、固定タラップ（以下「固定タラップ等」という。）に限る。なお、1階部分は防犯上やむを得ない場合は半固定とすることができる。）を講ずること。
- (3) バルコニーの面積は、滞留を考慮して当該階の居室の床面積の合計の3/100以上、かつ、2㎡以上とし、奥行の寸法は75cm以上とすること。
- (4) バルコニー（共同住宅の住戸等に付属するものを除く。）の各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は耐火構造（準耐火建築物にあっては準耐火構造）とし、その部分に開口部がある場合はその開口部に特定防火設備又は防火設備を設けること。
- (5) 屋内からバルコニーに通ずる出入口の戸の幅は75cm以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは15cm以下とすること。
- (6) バルコニーは十分外気に開放されていること。
- (7) バルコニーの床は耐火構造とし、かつ、構造耐力上安全なものとする。

2 固定タラップ等の配置は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 階毎にのりかえるものとし、降下した後近接した位置に次の固定タラップ等を設けること。隔壁の反対側に次の固定タラップ等を設けないこと。

と。

(2) 隔壁を1ヶ所又は2ヶ所破壊することにより避難できるものであること。

3. 避難階以外の階に設ける屋外通路の構造は、次の各号に定めるものとする。

(1) 当該階の外壁面に沿って設けられ、かつ、直通階段の位置と概ね対称の位置で屋内と連絡するものであること。

(2) 当該階の各部分と容易に連絡するものであること。

(3) 幅は60cm以上で、手すりその他安全に通行できるための措置を講じたものであること。

(4) 通路の一端は、直通階段に連絡し、他端はタラップ等により安全な場所に通ずるものであること。ただし、直通階段に連絡することが困難でやむを得ない場合にあっては、両端に避難上有効な手段を設けたものであること。

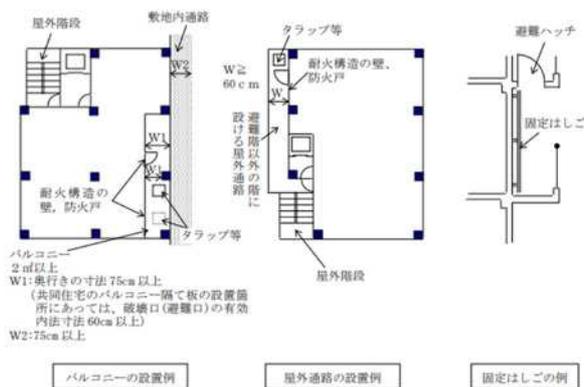
(5) 屋内部分との区画、出入口の戸及び構造については、バルコニーにおける場合と同様のものであること。ただし、出入口の戸の幅は60cm以上とし、窓その他の開口部は避難上支障のない位置に設けること。

4. 下階の屋根、ひさし等（耐火構造のものに限る。）及び避難橋等で、1から3までに規定する避難上有効なバルコニー又は屋外通路と同等以上に避難上有効なものは「その他これらに類するもの」とみなす。

#### 神戸市確認審査基準解説 II-3 抜粋

1. 基準II-3に規定する内容は、次図のとおりとする。

1. 基準II-3に規定する内容は、次図のとおりとする。



2. タラップ等とは、次の(1)又は(2)に掲げるものとする。ただし、消防局と協議の上、タラップ等以外の避難器具を設ける場合において、道路等に火災の影響を受けることなく安全に避難できるものについては、この限りではない。

(1) 固定はしご（金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第40号）に準ずるもの）

(2) ハッチ用つり下げはしご（金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令第2条第5項に規定されているもので、法第21条の2第2

(2) 隔壁を1ヶ所又は2ヶ所破壊することにより避難できるものであること。

3. 避難階以外の階に設ける屋外通路の構造は、次の各号に定めるものとする。

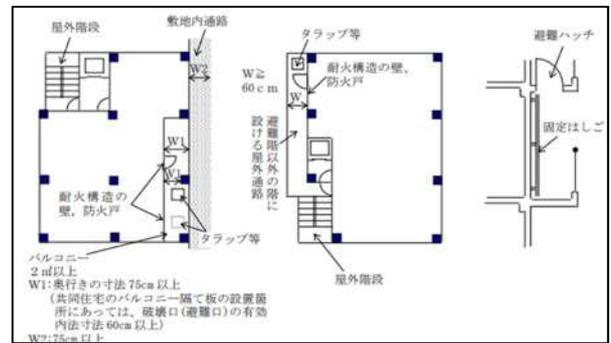
(1) 当該階の外壁面に沿って設けられ、かつ、直通階段の位置と概ね対称の位置で屋内と連絡するものであること。

(2) 当該階の各部分と容易に連絡するものであること。

(3) 幅は60cm以上で手すりその他安全に通行できるための措置を講じたものであること。

(4) 通路の一端は直通階段に連絡し、他端はタラップその他の避難上有効な手段（固定したものに限る）により安全な場所に通ずるものであること。ただし、直通階段に連絡することが困難でやむを得ない場合にあっては、両端に避難上有効な手段を設けたものであること。

(5) 屋内部分との区画、出入口の戸および構造については、前1に規定するバルコニーと同様のものであること。ただし、出入口の戸の幅は60cm以上とし、窓その他の開口部は避難上支障のない位置に設けること。



項に定める型式承認を受けたものに限る。

## 第10 防災防火対象物、防災物品

- 1 略
- 2 防災対象物品
  - (1) 法第8条の3第1項、政令第4条の3第3項の防災対象物品には次のものが含まれるものであること。
    - ア 略
    - イ 室内装飾のために壁に沿って下げられている布製のもの（装飾用じゅうたん等のうち、美術工芸品的なもの、手工芸品的なものは除く。）
    - ウ～キ 略
    - ク 人工芝（屋上に敷いたものも対象）
    - ケ 合成樹脂製又はゴム製のマットを継ぎ合わせたもの（2㎡を超える場合に限る。この場合、1枚以上のプラスチック製で防災ラベルによりを表面に打ち付けて表示されたい）
    - コ 軒の高さが31mを超える共同住宅のカーテン、じゅうたん等
  - (2) 次の床敷物等（カーテン・のれん等を含む）は、防災対象物品に含まれないものであること。
    - ア、イ 略
    - ウ 接着剤等で床に貼られた床と一体になっている合成樹脂製床シート（クッションフロアを含む。）及びプラスチックタイル
    - エ～ク 略
    - ケ 独立したさお等に掲げる旗
  - (3) 略

## 第11 屋上緊急離着陸場等

- 1 略
- 2 用語の定義
  - (1) 屋上ヘリポート：航空法（昭和27年法律第231号。以下、この第11において「航空法」という。）第38条に基づき、屋上を常時飛行場として使用することを目的として設置許可された場所をいう。

屋上ヘリポートを設置する場合は、航空法により国土交通大臣の許可が必要となるため、航空法の基準を優先させること。

なお、屋上ヘリポートには次のものが含まれる。

    - ア、イ 略
  - (2) 飛行場外離着陸場：航空法第79条に基づく臨時のヘリコプター離着陸場で、着陸するには設置者の許可を得たうえで、国土交通省航空局に「飛行場外離着陸許可申請書」を提出する必要があるものをいう。）
  - (3)、(4) 略
  - (5) 屋上緊急離着陸場等：緊急用ヘリコプターが離着陸等できる建築物の屋上施設で(1)、(2)、(3)及び(4)の総称をいう。
  - (6)～(10) 略
- 3 適用の範囲

## 第11 防災防火対象物、防災物品

- 1 略
- 2 防災対象物品
  - (1) 法第8条の3第1項、政令第4条の3第3項の防災対象物品には次のものが含まれるものであること。
    - ア 略
    - イ 室内装飾のために壁に沿って下げられている布製のもの
    - ウ～キ 略
  - (2) 次の床敷物等（カーテン・のれん等を含む）は、防災対象物品に含まれないものであること。
    - ア、イ 略
    - ウ 接着剤等で床に貼られた床と一体になっている合成樹脂製床シート及びプラスチックタイル
    - エ～ク 略
  - (3) 略
- 第12 屋上緊急離着陸場等
- 1 略
- 2 用語の定義
  - (1) 屋上ヘリポート：航空法（昭和27年法律第231号。以下、この第12において「航空法」という。）第38条に基づき、屋上を常時飛行場として使用することを目的として設置許可された場所をいう。

屋上ヘリポートを設置する場合は、航空法により国土交通大臣の許可が必要となるため、航空法の基準を優先させること。

なお、屋上ヘリポートには次のものが含まれる。

    - ア、イ 略
    - ウ 飛行場外離着陸場（臨時のヘリコプター離着陸場で、着陸するには設置者の許可を得たうえで、国土交通省航空局に「飛行場外離着陸許可申請書」を提出する必要があるものをいう。）
  - (2)、(3) 略
  - (4) 屋上緊急離着陸場等：緊急用ヘリコプターが離着陸等できる建築物の屋上施設で(1)、(2)及び、(3)の総称をいう。
  - (5)～(9) 略
- 3 適用の範囲

次の第12-1表により指導すること。

屋上緊急離着陸場等	指導するもの
建築物	
軒の高さが概ね100mを超える建築物	(H)、H※1又はR
軒の高さが60mを超える建築物	H※1又はR
軒の高さが45mを超える建築物	R
軒の高さが31mを超える防災関係公共機関及び医療建築物	(H)、H又はR
高度医療施設※2	(H)又はH

備考：屋上ヘリポート、飛行場外離着陸場：  
 (H) 屋上緊急離着陸場：H  
 緊急救助用スペース：R

※1 共同住宅のHは建築主等の意向に配慮する。

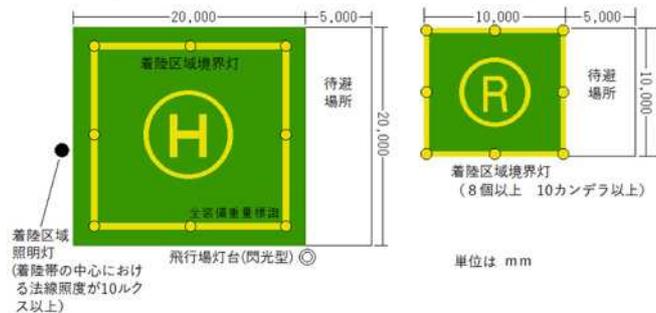
※2 高度医療施設とは、救命救急センター、特定機能病院、災害拠点病院等をいう。

4 略

5 設置基準細目

(1) 着陸帯等について

ア 待避場所は屋上緊急離着陸場、緊急救助用スペースに隣接させるものとし、その大きさは第12-1図を標準とする。



第11-1図

イ～エ 略

(2)～(6) 略

(7) その他の事項

ア～ケ 略

コ 照明設備等

(1) 略

(1) 着陸区域境界灯…屋上緊急離着陸場の着陸帯と離着陸帯の境界にあるライン上及び緊急救助用スペースを囲むライン上に、着陸区域境界灯を等間隔に8個以上設置すること。(第11-1

次の第12-1表により指導すること。

屋上緊急離着陸場等	屋上ヘリポート	屋上緊急離着陸場	緊急救助用スペース
建築物			
軒の高さが概ね100mを超える建築物	△	○	□
軒の高さが45mを超える建築物	—	△	○
軒の高さが31mを超える建築物	—	△	△
軒の高さが31mを超える防災関係公共機関	△	○	—
医療建築物	△	○	—

\* △：奨励するもの ○：要望するもの  
 □：建築計画上、屋上緊急離着陸場を設けることが困難である場合に、指導すること。

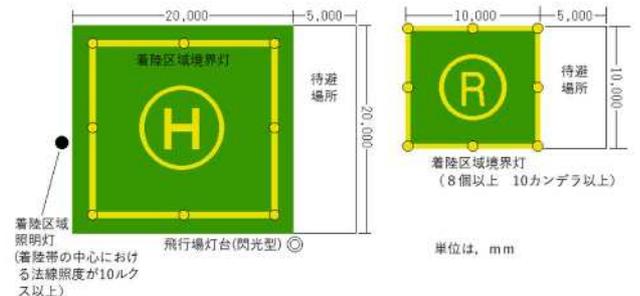
\* 医療建築物とは、救命救急センターをはじめとする高度医療施設をいう。

4 略

5 設置基準細目

(1) 着陸帯等について

ア 待避場所は屋上緊急離着陸場、緊急救助用スペースに隣接させるものとし、その大きさは第12-1図を標準とする。



第12-1図

イ～エ 略

(2)～(6) 略

(7) その他の事項

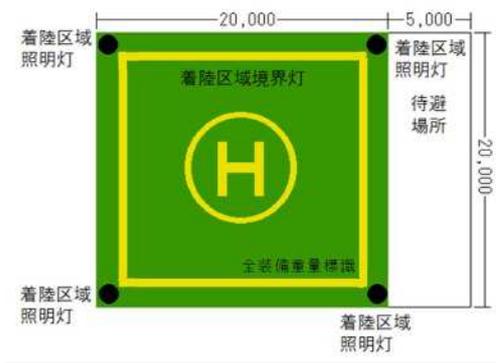
ア～ケ 略

コ 照明設備等

(1) 略

(1) 着陸区域境界灯…屋上緊急離着陸場の着陸帯と離着陸帯の境界にあるライン上及び緊急救助用スペースを囲むライン上に、着陸区域境界灯を等間隔に8個以上設置すること。(第12-1

図参照) なお、着陸区域境界灯に替えて着陸区域照明灯を設置する場合は航空法施行規則第117条第1項第3号アに基づく着陸区域照明灯4基を次のとおり設置すること(第11-5図)。



第11-5図

## 第22 特定共同住宅等

1～3 略

4 構造類型について

(1) 二方向避難型関係

ア 略

イ 避難器具の取扱い

構造類型告示第3. 2. (5)のただし書きの「バルコニー等に設けられた避難器具(避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしご、救助袋等の避難器具に限る。)」については、ハッチに格納又はハッチが併設されていない金属製固定はしご等(直接外壁に取り付ける、柱状半固定避難はしご・収納式固定はしご等ハッチのないもの)は使用できないものとする。

(2) 開放型関係

ア 構造類型告示における開放廊下の手すりの取扱い(図22-7図 参照)

(7) 開放型特定共同住宅等の廊下の開放計算において、手すりの下部に開放性のある格子や金網等を設けた場合であっても開放計算には算入できないこと。なお、手すり上端から垂れ壁等の下端までの高さは、1.0m以上確保すること。

(4) 構造類型告示第4. 2. (4). イ. ロ及び同号(5). ロの運用基準である188号通知第3. 2. (5)「煙の降下状況を確認する方法について」により検証する場合は消防庁の計算プログラム(平成19年1月30日付け消防庁予防課事務連絡 参照)を使用し、確認申請等に添付すること。

なお、煙の降下状況の検証を行う場合であっても、高さ1m以上かつ幅1m以上ない開

図参照)

(第1節から第2節へ変更)

## 第16 特定共同住宅等

1～3 略

4 構造類型について

(1) 二方向避難型関係

ア 略

イ 避難器具の取扱い

構造類型告示第3. 2. (5)のただし書きの「バルコニー等に設けられた避難器具(避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしご、救助袋等の避難器具に限る。)」については、ハッチに格納又はハッチが併設されていない金属製固定はしご等は使用できないものとする。

(2) 開放型関係

ア 構造類型告示における開放廊下の手すりの取扱い

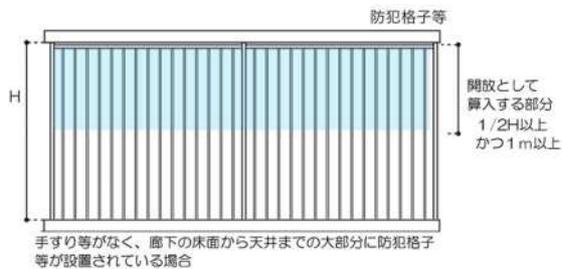
(7) 開放型特定共同住宅等の廊下の開放計算において、手すりに開放性のある格子や金網等(80%以上の開放性を有する縦格子等(煙溜りが生じないもの)をいう。下記イにおいて同じ。)を設けた場合は、当該手すりの有効開放部分を開放として取り扱うことができる。なお、手すり上端から垂れ壁等の下端までの高さは、1.0m以上確保すること(例1: 第16-7図のBの部分の開放率が80%の場合、見付けの3分の1以上の開放を証明するための計算では、 $(A + B \times 80\%)$ の面積を開放部分とする。)

(4) 構造類型告示第4. 2. (4). イ. ロ及び同号(5). ロの運用基準である188号通知第3. 2. (5)「煙の降下状況を確認する方法について」はにおいて、有効開口部の下端の高さは、格子や金網等の非開放部分を高さに変換して、計算するものとする。なお、当該計算にあつては、消防庁の計算プログラム(平成19年1月30日付け消防庁予防課)を使用し、確認申請等に添付すること(例2: 16-7図のBの部分の高さが1.1

口部は、有効な開口とは取扱わないものとする。



第22-7図



(4) 廊下の床面から天井までの大部分に防犯格子等（80%以上の開放性を有する縦格子等に限る。）が設けられ、手すりがない場合は、廊下の床面からの高さが天井の高さの2分の1以上の部分に限り、当該開放率に応じて開放計算に算入することができる。

イ 外気に面しない部分等の取扱い

(7) 構造類型告示第4. 第2. (4). ロの「外気に面しない部分」について

a、b 略

c 廊下端部以外でエレベーターホールや階段等が連続して閉鎖部分が発生している場合は、次のいずれかにより検証を行うこと。

(第13-11図②参照)。

① 4W6mの検証を行う。

② 構造類型告示第4第2号(4)イ(i) dの「風雨等を遮るために設ける壁等」とみなして、壁等の幅が2m以下、かつ、相互間距離を1m以上確保する。

③ 構造類型告示第4第2号(4)イ(ロ)に定める手順により非開放部分を含む廊下全体で煙の降下状況を確認し開放性の検証を行う。

ウ 他の建築物等の外壁等について

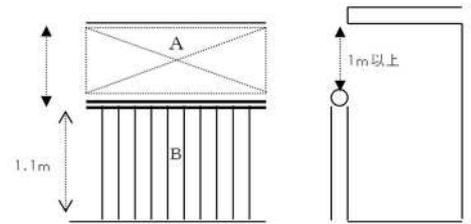
構造類型告示第4. 第2号. (1)の規定により、すべての廊下及び階段室等は「他の建築物等の外壁」との中心線から1m以上離れていることが必要とされているが、「廊下の一部が、隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1m未満である部分」（以下、この第16において「閉鎖的部分」という。）を有する場合の取扱いは次のとおりとすることができる。

なお、樹木は他の建築物等に該当しないこととする。

(7) 閉鎖的部分が廊下端部を含む場合

閉鎖的部分を「外気に面しない部分」とみなしたとき、4W6mの検証が出来れば、当

mで、開放率が80%のものの場合、1.1、に20%の非開放率を積算し、算出した0.22mを手すりの高さとし、煙の降下状況を確認する。)



Aの [X] については開放部分（高さ1m以上で何も設けられていないこと）  
Bは有効80%以上の開放部分

イ 略

(7) 構造類型告示第4. 第2. (4). ロの「外気に面しない部分」について

a、b 略

c 廊下端部以外でエレベーターホールや階段等が連続して閉鎖部分が発生している 4W6mの検証の必要はないものとする（第13-11図②参照）。

ウ 他の建築物等の外壁等について

構造類型告示第4. 第2号. (1)の規定により、すべての廊下及び階段室等は「他の建築物等の外壁」との中心線から1m以上離れていることが必要とされているが、「廊下の一部が、隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1m未満である部分」（以下、この第16において「閉鎖的部分」という。）を有する場合の取扱いは次のとおりとすることができる。

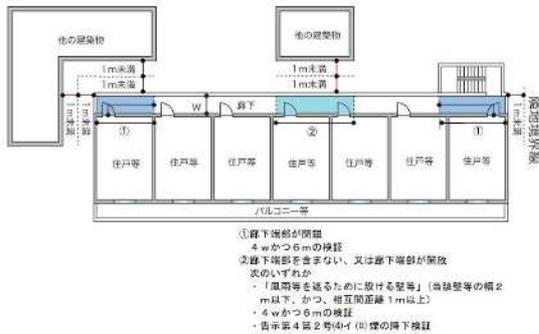
なお、外気の流通を阻害しない樹木は、他の建築物等に該当しないこととする。

(7) 閉鎖的部分が廊下端部を含む場合

閉鎖的部分を「外気に面しない部分」とみなしたとき、4W6mの検証が出来れば、当

該部分は隣地境界閉鎖的部分を構造類型告示第4. 第2号. (4). ロ又は他の建築物等の外壁との中心線から1 m未満の位置にないものとして取り扱って差し支えないものであること（第13-11図参照）。

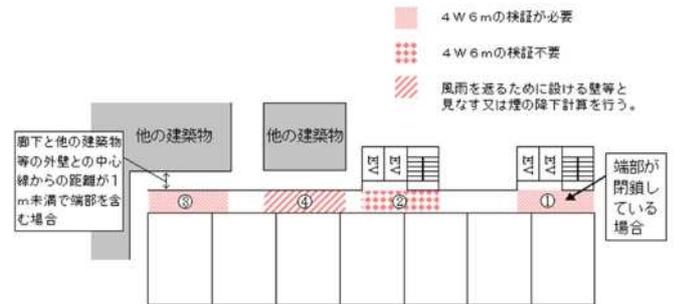
- (イ) 閉鎖的部分が廊下端部を含まない場合
- a 閉鎖的部分を構造類型告示第4. 第2号. (4). イ. (イ). dの「風雨等を遮るために設ける壁等」とみなす場合又は当該部分の長さが、6 m以下で、当該部分の幅員が4倍以下とし、廊下全体で構造類型告示第4. 第2号. (4). イ. (イ)の規定を満たす場合、若しくは188号通知第3. 2. (5)に定める手順によって、非開放部分を含む廊下全体を、構造類型告示第4. 第2号. (4). イ. (イ)の「消火、避難その他の消防の活動に支障になる高さ（床面からの高さ1.8mをいう。）まで煙が降下しないこと」を確認した場合は、閉鎖的部分は隣地境界線又は他の建築物等の外壁の中心線から1 m未満の位置にないものとして取り扱って差し支えないものであること（第13-11図参照）。



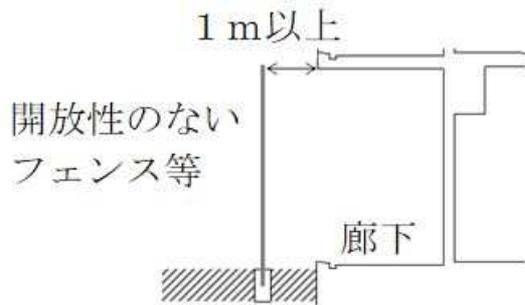
- (イ) 略
- (エ) 避難階の廊下前面に設けられる開放性のない（開放率が80%未満のものに限る。以下同じ。）防犯用フェンス等については、廊下（廊下に手すり等がない場合は廊下幅員1.2mの外側）と防犯用のフェンス等との距離が2 m未満となる場合は、前(ア)又は(イ)によること。  
なお、防犯用フェンス等が不燃材料とすること。  
開放性のない防犯用フェンス等を手すりと同様に取り扱って、構造類型告示第4. 2号. (4). イ及び前(2). ア. (ア)に基づく開放性の検証を行う場合の例（第13-13図参照）。
- 第13-13図 略

該部分は隣地境界閉鎖的部分を構造類型告示第4. 第2号. (4). ロ又は他の建築物等の外壁との中心線から1 m未満の位置にないものとして取り扱って差し支えないものであること（第16-11図③参照）。

- (イ) 閉鎖的部分が廊下端部を含まない場合
- a 閉鎖的部分を構造類型告示第4. 第2号. (4). イ. (イ). dの「風雨等を遮るために設ける壁等」とみなす又は188号通知第3. 2. (5)に定める手順によって、非開放部分を含む廊下全体を、構造類型告示第4. 第2号. (4). イ. (イ)の「消火、避難その他の消防の活動に支障になる高さ（床面からの高さ1.8mをいう。）まで煙が降下しないこと」を確認した場合は、閉鎖的部分は隣地境界線又は他の建築物等の外壁の中心線から1 m未満の位置にないものとして取り扱って差し支えないものであること（第16-11図④参照）。

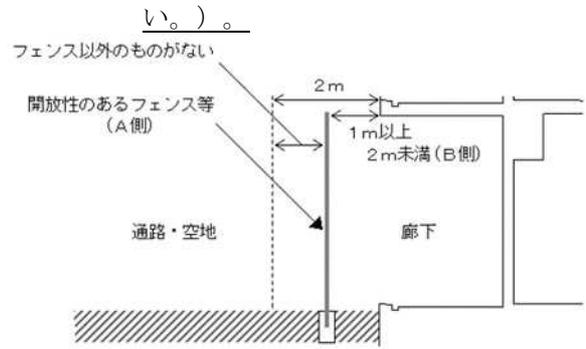


- (イ) 略
- (エ) 避難階の廊下前面に設けられる防犯用フェンスについても他の建築物に該当するため、廊下（廊下に手すり等がない場合は廊下幅員1.2mの外側）と防犯用のフェンス等との距離が2 m未満となる場合は、前(ア)又は(イ)によること。  
ただし、防犯用フェンス等が不燃材料で造られている場合は次によることができる。  
a 防犯用フェンス等を手すりと同様に取り扱って、構造類型告示第4. 2号. (4). イ及び前(2). ア. (ア)に基づく開放性の検証を行うことができる（第16-13図参照）。  
第16-13図 略  
b 開放性のない防犯用フェンス等の上端から垂れ壁等の下端まで1 m未満の場合、防犯用フェンス等の開放率が80%を超えるもので、廊下から2 mの範囲にはフェンス以外のものがない場合（第13-14図のA側が常に煙の抜けに阻害のない状態（通路や空地をいう。駐車場等の場合は不可。）であること。）は、廊下から防犯用フェンス等までの距離を1 m以上2 m未満とすることができる（避難階以外の階には適用しな



手すり等の上端から垂れ壁等までの高さ1 mを上部で確保する場合

第13-14図



第16-14図

エ〜カ 略

5、6 略

7 その他

(1) メゾネット型住戸等を有する特定共同住宅等の取扱い

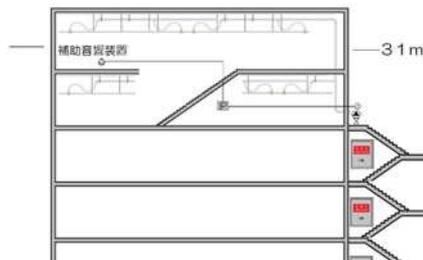
メゾネット型については、原則として1住戸を1階層とみなして、次のとおり消防用設備等を設置することができる。

ア 消火器・屋内消火栓設備

上階側において共用部分が存しないメゾネット型住戸等（下階側において共用部分が存しない場合は、上階を下階、下階を上階と読み替えること。以下(2)において同じ。）は、各部から下階側の屋内消火栓ボックスのホース接続口又は消火器までの歩行距離が足るように設置することで政令第32条を適用して、上階側への設置を省略して差し支えない。

イ 共同住宅用スプリンクラー設備

メゾネット型住戸等の上階のみが11階以上又は31mを超える階となる場合については、当該メゾネット型住戸等全体にスプリンクラーヘッドを設置すること。なお、アラーム弁は下階側共用部分等に設けること。

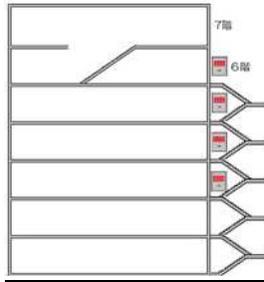


ウ 連結送水管

上階側において共用部分が存しないメゾネット型住戸等は、当該メゾネット住戸の下階側に設けられた放水口から上階側の各部分までの歩行距離が50m以下となる場合は、政令第32条を適用して上階側の放水口を省略して差し支えない。

エ〜カ 略

5、6 略



ただし、メゾネット型住戸等の上階のみが11階以上又は31mを超える階となる場合については、メゾネット型住戸等の下階側の放水口を双口とし、ホース格納箱を設けること。

なお、メゾネット型住戸等の上階のみが7階に該当する場合は、7階建てとし連結送水管の設置義務が生じること。

エ 非常コンセント設備

前ウ（なお書き除く。）連結送水管を準用すること。

オ 避難器具

第2章 第1節 第9 「二方向避難」3によること。

(2) メゾネット型住戸等を有する特定共同住宅等以外の共同住宅の取扱い

特定共同住宅等を適用しない場合についても、次のによること。

ア 自動火災報知設備・非常警報設備

上階側において共用部分が存しないメゾネット型住戸等は、各部分から下階側の共用部分に設けた1の発信機（自動火災報知設備）又は起動装置（非常ベル、自動式サイレン、放送設備）までの歩行距離が50m以下の場合は、政令第32条を適用して、上階側の発信機（自動火災報知設備）又は起動装置（放送設備）を省略して差し支えない。

なお、地区音響装置については、第3章第2節第11 自動火災報知設備、7.(2).エによること。

イ 消火器・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・連結送水管・非常コンセント設備

前(1)ア～オによること。

第2節 用途、形態別等に係る基準

第1 地下街

1、2 略

3 地下街の規制に関する方針

(1) 略

(2) 地下街の新設又は増設は、地上交通の著しく輻輳する地区において、歩行者を含む一般交通の安全と円滑を図るため、公共地下歩道又は公共地下駐車場を緊急に整備しなければならない場合であって、かつ、地下街の設置が公益上真に必要なやむを得ない場合に限るものとする。この場合において、地下街の新設又は増設に関する計画は、次の基本的な考え方によるものと

第2節 用途、形態別等に係る基準

第1 地下街

1、2 略

3 地下街の規制に関する方針

(1) 略

(2) 地下街の新設又は増設は、地上交通の著しく輻輳する地区において、歩行者を含む一般交通の安全と円滑を図るため、公共地下歩道又は公共地下駐車場を緊急に整備しなければならない場合であって、かつ、地下街の設置が公益上真に必要なやむを得ない場合に限るものとする。この場合において、地下街の新設又は増設に関する計画は、次の基本的な考え方によるものと

し、その具体的措置は、次の4に示すところによる。

ア～ウ 略

エ 法及び建基法等に定めるところによるほか、防災、救急、衛生、発生する交通の処理等のため必要と認められる設備を設けること。

オ、カ 略

(3) 地下街の管理について、関係行政庁は建基法、道路法（昭和27年法律第180号）及びガス事業法（昭和29年法律第51号。以下、「ガス事業法」という。）等に基づく指導、監督、検査等を強力に行い、防災その他に関して管理の適正を期するものとする。

(4)～(6) 略

#### 4 地下街の設置計画策定に関する基準

(1)～(4) 略

(5) 構造及び施設

地下街の構造及び設備は、建基法、法、駐車場法（昭和32年法律第106号。以下、「駐車場法」という。）その他の関係法令の定めるところによるほか、次によるものとする。

ア 略

イ 地下街と他の施設との接続

(1) 地下街と他の建築物の接続

原則として他の建築物の地下階とは、接続させないこと。ただし、接続が次のaからdまでの要件を満たす場合（a及びdの要件を満たし、神戸市地下街連絡会議がb及びcと同等以上の安全性があると認める場合を含む。）は、この限りでない。

a 接続が、公共性を鑑み明らかに必要であると認められること。

b 当該建築物の地階が、下記(1)の条件に適合する構造であること。

c 接続部の構造は、当該建築物の地階側に吹抜け又は排煙設備を有する直接地上へ通ずる階段を設けるものであることを原則とする。（接続方法は後記5 地下道と建築物の地下室との接続の例によること。）。

d 略

(1)から(1) 略

(6)～(12) 略

#### 5 地下道と建築物の地下室との接続 ◆

建築物の地階で連続して公共地下歩道（公共の用に供されている道路又は駅前広場の区域に係るもの）に面して設けられたものについては、地下街と同程度の防災上の問題点を有すると認められるので、厳に抑制するものとする。

なお、地下街と建築物の地下室との接続を行う場合は、原則として(1)によること。

(1) 接続方法

地下道と建築物の地下室等が接続される場合、利用者が地下道を利用する際、地下道に接続される建築物の火災によって、避難上支障が

し、その具体的措置は、次の4に示すところによる。

ア～ウ 略

エ 建築基準法、消防法等に定めるところによるほか、防災、救急、衛生、発生する交通の処理等のため必要と認められる設備を設けること。

オ、カ 略

(3) 地下街の管理について、関係行政庁は建築基準法、道路法、ガス事業法等に基づく指導、監督、検査等を強力に行い、防災その他に関して管理の適正を期するものとする。

(4)～(6) 略

#### 4 地下街の設置計画策定に関する基準

(1)～(4) 略

(5) 構造及び施設

地下街の構造及び設備は、建基法、法、駐車場法その他の関係法令の定めるところによるほか、次によるものとする。

ア 略

イ 地下街と他の施設との接続

(1) 地下街と他の建築物の接続

原則として他の建築物の地下階とは、接続させないこと。ただし、接続が次のaからdまでの要件を満たす場合（a及びdの要件を満たし、神戸市地下街連絡会議がb及びcと同等以上の安全性があると認める場合を含む。）は、この限りでない。

a 接続が、公共性をかんがみ明らかに必要であると認められること。

b 当該建築物の地階が、下記オの条件に適合する構造であること。

c 接続部の構造は、当該建築物の地階側に直接地上に通ずる階段及び排煙設備を有する附室を、地下街側に吹抜け又は排煙設備を有する直接地上へ通ずる階段をそれぞれ設けるものであること（接続方法は後記5. (2)の例によること。）。

d 略

(1)から(1) 略

(6)～(12) 略

#### 5 地下道と建築物の地下室との接続 ◆

建築物の地階で連続して公共地下歩道（公共の用に供されている道路又は駅前広場の区域に係るもの）に面して設けられたものについては、地下街と同程度の防災上の問題点を有すると認められるので、厳に抑制するものとする。

なお、地下道と建築物の地下室との接続を行う場合は、下記(2)によること。

(1) 接続方法

地下道と建築物の地下室等が接続される場合、利用者が地下道を利用する際、地下道に接続される建築物の火災によって、避難上支障が

ないようにすること。

また、建築物同士が地下道を介して接続することによって、火災が拡大しないようにするため、次の基準に基づき接続部分に近接して地上に通ずる階段ホールを設け、地下道と建築物の地下室との間に排煙を有する緩衝帯空間を介して接続することとする。

ア 略

イ 地下街と接続する場合を除き、地下道への出入り口の位置が、他の建築物の地下道への出入り口の位置から20m以下となる場合は、原則準地下街として取り扱うものであること。

ウ～コ 略

- (2) 地下道と建築物の地下室等との接続（既存の建築物に接続する場合で前(1)によりがたい場合に限る。）については、前(1)イ、オ、ク及びケによるほか、次のとおりとする。

ア～キ 略

## 6 消防用設備等の設置にあたっての取扱い

(1) 略

(2) 地下道等の床面積の算定

ア 地下街に消防用設備等の技術上の基準を適用するにあたって、地下道部分の床面積の算定は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離20m（20m未満の場合は当該距離）の線で囲まれた部分の床面積とする。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付特定防火設備若しくは煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備が設置されている場合は、当該特定防火設備の線で囲まれた部分までとすることができる。

なお、地下街と建築物の地下室等、建築物の地下室等と地下室等を直接又は地下道を介してり接続する場合については、前5.(1)、ア～コ（イを除く。）の方法により接続し、かつ、次の要件を満たす場合は、「防火上有効な措置が講じられた壁等の基準」（令和6年消防庁告示第7号）第6により、それぞれ別の防火対象物と取り扱い、それぞれの床面積で算定することができる。

(1) 緩衝帯の主要構造部は、原則として耐火構造とする。

(i) 緩衝帯では、火気の使用が禁止され出火する危険性を排除する。

(ii) 緩衝帯で接続されるブロックは、それぞれ避難安全上独立され、緩衝帯を経由せずに避難でき、当該ブロック内の火災に対して避難が完結できる。

(iii) 消防活動にあたって支障がなく緩衝帯を進入路として活用できること。

(iv) 隣接する両ブロックの消防計画の中に当該接続部の維持管理に係る事項が記載されること。

イ 地下街と一体化した同一階層の地下鉄道部分（改札・事務室）は、4.(5)、イ、(i)、b

ないようにすること。

また、建築物同士が地下道を介して接続することによって、火災が拡大しないようにするため、次の基準に基づき接続部分に近接して地上に通ずる階段ホールを設け、地下道と建築物の地下室との間に排煙を有する空間を介して接続することとする。

ア 略

イ 地下道への出入り口の位置が、他の建築物の地下道への出入り口の位置から20m以下となる場合は、原則準地下街として取り扱うものであること。

ウ～コ 略

- (2) 地下道と建築物の地下室等との接続（既存の建築物に接続する場合で前(1)によりがたい場合に限る。）については、前(1)イ、オ、ク及びケによるほか、次のとおりとする。

ア～キ 略

## 6 消防用設備等の設置にあたっての取扱い

(1) 略

(2) 地下道の床面積の算定

ア 地下街に消防用設備等の技術上の基準を適用するにあたって、地下道部分の床面積の算定は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離20m（20m未満の場合は当該距離）の線で囲まれた部分の床面積とする。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付特定防火設備若しくは煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備が設置されている場合は、当該特定防火設備の線で囲まれた部分までとすることができる。

イ 地下街と同一階層の地下鉄道部分（改札・事務室）は、地下街の面積に算入しないもの

による区画部分から地下鉄道側を、地下街の面積に算入しないものであること。

この場合、外コンコース（地下鉄道側区画に限る。）に設ける地下鉄道用途に従属する売店等は、合計で200㎡以下とすることが望ましい。

第2 特定防火対象物の地階と地下街とが一体をなす場合の指定基準

第3 準地下街

第4 アーケード

第5 高層の建築物

1、2 略

3 出火防止策 ◆

条例第24条で規制される部分を除き、次によること。

(1) 厨房設備

ア 都市ガスを使用する火気使用設備器具を使用する場合は、調理油加熱防止装置、立ち消え安全装置を有すること。

イ 略

ウ 電気コンロ類は、調理油加熱防止装置等の安全装置付きのものとする。

エ 火気使用設備器具を使用する居室の家具・家電類は、地震等により火気使用設備器具へ転倒、落下しない対策を行うこと。

(2) 略

(3) その他

ア 発火性又は引火性の危険物品等を持たないこと。

※ 危険物の量としては、条例第31条の2で定める指定数量の5分の1以上の量をいうものであること。

イ 受電設備並びに変電設備等の変圧器及び遮断機は、努めて不燃油使用機器又は乾式のものを使用するものであること。

4 火災拡大防止策

(1) 防火区画等

ア 面積区画は次によること。

(イ)～(ウ) 略

(エ) 電線等が防火区画の壁及び床を貫通する場合は、当該貫通部を不燃材料又は認定された材料で埋戻し、耐火性能及び防煙性能を高めること。

(オ) 略

イ 避難経路等の安全区画

(イ) から(ウ) 略

であること。

この場合、地下鉄道用途に従属する売店等は、原則として合計で200㎡以下とすること。

第2 特定防火対象物の地階と地下街とが一体をなす場合の指定基準

第3 準地下街

第4 アーケード

第5 高層の建築物

1、2 略

3 出火防止策 ◆

条例第24条で規制される部分を除き、次によること。

(1) 厨房設備、湯沸設備等

ア 高さが100mを超える建築物及び高さが100m以下の建築物のうち、高さが31mを超える階においては、都市ガスの使用を努めて抑制するものであること。

ただし、止むを得ず使用する場合は、ガス漏洩防止、耐震、機器の出火防止、使用環境の安全化を図る等の特別の安全措置を講じるものであること。

イ 略

ウ 設置器具は一定の場所に集中し当該部分は耐火構造の壁、床又は防火戸で区画すること。ただし、電気を熱源とする設備器具は除く。

(2) 略

(3) その他

ア キャンドル、ランプ等の裸火等を使用しないこと。

イ 発火性又は引火性の危険物品等を持たないこと。

※ 危険物の量としては、条例第31条の2で定める指定数量の5分の1以上の量をいうものであること。

ウ 受電設備並びに変電設備等の変圧器及び遮断機は、努めて不燃油使用機器又は乾式のものを使用するものであること。

4 火災拡大防止策

(1) 防火区画等

ア 面積区画は次によること。

(イ)～(ウ) 略

(エ) 電線等が防火区画の壁及び床を貫通する場合は、当該貫通部を不燃材料又は認定された材料で埋戻し、耐火性及び防煙性を高めること。

(オ) 略

イ 避難経路等の安全区画

(イ) から(ウ) 略

(エ) 高さがおおむね100mを超える建築物にあっては、中間階に設ける空気調和設備機械室、バル

(エ) 避難階において、下階に通じる階段の出入口と上階に通じる階段の出入口は共用しないものであり、耐火構造の壁又は特定防火設備で区画されていること。◆

ウ 縦穴の区画

(7)、(イ) 略

(8) エレベーターロビーは、他の部分と耐火構造の壁、床及び常時閉鎖式の防火戸若しくは煙感知器の作動と連動して閉鎖することができる防煙性能を有する防火戸で区画すること。

(9) エレベーター乗降扉前に、常時閉鎖式又は煙感知器の作動と連動して閉鎖することができる遮煙性能を有する防火設備で区画すること。ただし、エレベーター乗降扉が遮煙性能を有する場合はこの限りでない。

(10) 略

(11) エスカレーターの部分及び吹き抜けの部分は、建基政令第112条第11項に定める区画を行うとともに、それらの部分に面する開口部の上部には固定式の防煙たれ壁（高さ30cm以上）を設置すること。◆

これは、煙溜りを作ることにより煙感知設備を的確に作動させるためであり、防火設備が機能するまでの間に、煙の拡散及び伝播を遅らせるためにも有効である。

(12) 略

(13) 換気、暖房及び冷房設備の風道は、努めて階を貫通しないこと。

ただし、耐熱処理した金属ダクトによる新鮮空気供給用風道及び余剰空気用風道にあってはこの限りでない。◆

(14)～(16) 略

エ 略

オ その他

(7) 略

(8) 自力避難が困難な者の利用する施設については、当該階の平面を2以上の部分に避難上有効に分割し、準耐火構造の床若しくは壁及び建基政令第112条第19項第1号に定める特定防火設備で区画すること。

(9) 略

(2) 略

5 略

6 消防用設備等及びその他の設備◆

(1) 略

(2) 自動火災報知設備、放送設備

ア 地区音響装置は、放送設備とすること。

イ 旅館、ホテル、病院、福祉施設は、自衛消

コニー等は火災時の一次避難場所として使用できるように当該部分を耐火構造の床及び壁又は特定防火設備で区画すること。◆

なお、この場合、当該機械室は直接外気に開放されている部分を有し、かつ、当該室から下階に避難できる固定はしご等を設けること。◆

(エ) 避難階において、下階に通じる階段の出入口と上階に通じる階段の出入口は共用しないものであり、耐火構造の壁又は特定防火設備で区画されていること。◆

ウ 縦穴の区画

(7)、(イ) 略

(8) エレベーターロビーは、他の部分と耐火構造の壁、床及び常時閉鎖式の防火戸若しくは煙感知器の作動と連動して閉鎖することができる防火戸で区画すること。

(9) 略

(10) エスカレーターの部分及び吹き抜けの部分は、建基政令第112条第9項に定める区画を行うとともに、それらの部分に面する開口部の上部には固定式の防煙たれ壁（高さ30cm以上）を設置すること。◆

これは、煙溜りを作ることにより煙感知設備を的確に作動させるためであり、防火設備が機能するまでの間に、煙の拡散及び伝播を遅らせるためにも有効である。

(11) 略

(12) 換気、暖房及び冷房設備の風道は、努めて階を貫通しないこと。このため各階に空調機械室を設け、各階方式をする。

ただし、耐熱処理した金属ダクトによる新鮮空気供給用風道及び余剰空気用風道にあってはこの限りでない。◆

(13)～(15) 略

エ 略

オ その他

(7) 略

(8) 自力避難が困難な者の利用する施設については、当該階の平面を2以上の部分に避難上有効に分割し、準耐火構造の床若しくは壁及び建基政令第112条第18項第1号に定める特定防火設備で区画すること。

(9) 略

(2) 略

5 略

6 消防用設備等

(1) 略

(2) 非常電話を水平距離50m以下となるよう各階に設置すること。

防隊の活動が速やかに行えるように、常時人がいるスタッフステーション等には、副受信機及び放送設備のリモートを設置すること。

ウ 公共施設や聴覚障がい者の利用を目的とした施設等にあつては、火災の発生を光警報装置により伝えることができるものとすること。

(3) 消防機関へ通報する火災報知設備

前(2)イの場所がある防火対象物に設ける消防機関へ通報する火災報知設備は、遠隔起動装置を設けること。

(4) 連結送水管の放水口及び非常コンセント設備

X階段のように、同一階段区画内で二方向から昇降できる階段等については、それぞれの出入口付近に放水口を設置すること。

(5) 地震発生時には、電気器具等からの出火や地震に伴う停電からの電気復旧時に断線した電気コード等からの出火が予想されることから感震ブレーカーの設置に努めること。

7 消防活動、救助施設

(1) 消防隊の進入路及び進入口 ◆

ア、イ 略

ウ、エ 略

(2) 非常用エレベーター

第4章 消防同意審査参考資料 第4によるほか、次の事項とすること。

ア 非常用エレベーターは、耐震性を十分考慮するものであること。

なお、耐震性（強度）については、第4章 消防同意審査参考資料 第4に示す地震時の管制運転の制御値を目安とすること。

イ 共同住宅、ホテル、病院及び福祉施設等に設ける非常用エレベーターについては、その1基以上を救急用担架が収容可能（エレベーターのかごの奥行き等を、内法寸法で2m以上確保する等）なものとすること。ただし、一般の常用エレベーターのうち、1基以上を当該担架収容可能なものとした場合については、この限りでない。なお、やむを得ずエレベーターをトランク付とする場合は、救急隊が円滑に活動できるよう段差のない「フロア一型」とすること。 ◆

また、上記に該当しない対象物にあつても中高層部分に同用途が存する場合は、これに準ずること。 ◆

ウ 非常エレベーターは防災センターから近接

7 消防活動、救助施設

(1) 消防隊の進入路及び進入口 ◆

ア、イ 略

ウ 共同住宅のエントランスホールに電気錠（オートロック）が設置されている場合は、消防隊が容易に進入できるよう解錠ボタン等を設置すること。

なお、火災の際は自動火災報知設備と連動して解錠されること。

また、共同住宅以外の用途においても、消防隊の進入経路において、管理上施錠する必要のある扉については、自動火災報知設備連動で解錠する構造とすること。

エ、オ 略

(2) 非常用エレベーター

第4章 消防同意審査参考資料 第4によるほか、次の事項とすること。

ア 非常用エレベーターは、耐震性を十分考慮するものであること。

なお、耐震性（強度）については、第4章 消防同意審査参考資料 第4に示す地震時の管制運転の制御値を目安とすること。

イ 共同住宅、病院及び福祉施設等に設ける非常用エレベーターについては、その1基以上を救急用担架が収容可能（エレベーターのかごの奥行き等を、内法寸法で2m以上確保する等）なものとすること。ただし、一般の常用エレベーターのうち、1基以上を当該担架収容可能なものとした場合については、この限りでない。なお、やむを得ずエレベーターをトランク付とする場合は、救急隊が円滑に活動できるよう段差のない「フロア一型」とすること。 ◆

また、上記に該当しない対象物にあつても中高層部分に同用途が存する場合は、これに準ずること。 ◆

した位置に設けること。

エ 避難階の非常用エレベーターから屋外までの経路は、他の用途の居室を経由させないこと。◆

## 第6 高架下建築物

### 1～4 略

### 5 外気に開放された駐車場等

外気に開放された高架工作物（鉄道又は道路等に使用しているもの）下に設けられ、さくやへい等で区画され、政令別表第1に掲げる用途で利用されるものについては、第2章第1節第4建築物の棟、床面積及び階の取扱い2.(2)ウ.(ウ)によること。

なお、法第17条の適用に際し、当該部分の外気への開放性及び使用実態に応じて政令第32条の適用を行うことができることとする。

## 第7 道路の上空に設ける通路

道路の上空に設ける通路の取扱いは、次により運用する。

### 1 運用上の留意事項

#### (1)～(3) 略

(4) 道路法に基づき道路管理者が設置するもの（路管理者以外の者が設置する場合も、移管を前提としたものについては、道路管理者が設置するものとみなす。）は、屋根を有するものであっても建築物に該当せず道路として取扱い、本章の適用は行わない。

### 2～4 略

## 第8 工事中の防火対象物の安全対策

## 第9 一般住宅等の防火安全対策

### 1 住宅用防災機器の設置

#### (1) 適用範囲

住宅火災による死者の低減を目的として、住宅の関係者は、住宅用防災機器を設置し及び維持しなければならない。

この第9において住宅とは、法第9条の2第1項に規定する住宅の用途に供される防火対象物（いわゆる戸建住宅、店舗併用住宅、長屋住宅、共同住宅等）をいい、その一部が住宅の用途以外の用途に供される防火対象物にあっても(3)により設置し、維持しなければならない。

#### (2) 略

#### (3) 住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準（条例第30条の3）

##### ア 設置する場所

(ア) 就寝の用に供する居室（設計上の「寝室」に限らず、実際に就寝の用に供している居室をいう。以下、この第9において「寝室等」という）

(イ) 寝室等が存する階（避難階を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。）の上端

※吹き抜け等の天井がない階段の場合は、設置を必要とする階段に最も近い階の天井

ウ 避難階の非常用エレベーターから屋外までの経路は、他の用途の居室を経由させないこと。◆

## 第6 高架下建築物

### 1～4 略

### 5 外気に開放された駐車場等

外気に開放された高架工作物（鉄道又は道路等に使用しているもの）下に設けられた駐車のために供する部分等については、第2章第1節第4建築物の棟、床面積及び階の取扱い2.(2)ウ.(ウ)によること。

なお、法第17条の適用に際し、当該部分の外気への開放性及び使用実態に応じて政令第32条の適用を行うことができることとする。

## 第7 道路の上空に設ける通路

道路の上空に設ける通路の取扱いは、平成30年7月11日付け消防予第423号の通知に基づき、次により運用する。

### 1 運用上の留意事項

#### (1)～(3) 略

### 2～4 略

## 第8 工事中の防火対象物の安全対策

## 第9 一般住宅等の防火安全対策

### 1 住宅用防災機器の設置

#### (1) 適用範囲

住宅火災による死者の低減を目的として、住宅の関係者は、住宅用防災機器を設置し及び維持しなければならない。

この第9において住宅とは、法第9条の2第1項に規定する住宅の用途に供される防火対象物（いわゆる戸建住宅、併用住宅、共同住宅等）をいい、その一部が住宅の用途以外の用途に供される防火対象物にあつては、住宅の用途以外の用途に供される部分を除いた防火対象物の部分に設置し、維持しなければならない。

#### (2) 略

#### (3) 住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準（条例第30条の3）

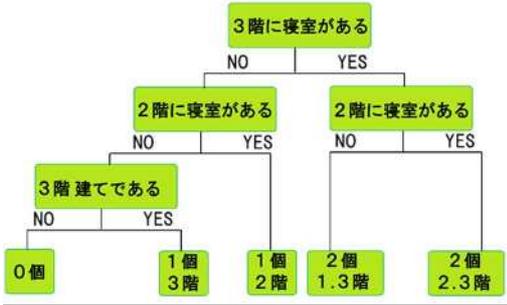
##### ア 設置する場所

(ア) 就寝の用に供する居室（設計上の「寝室」に限らず、実際に就寝の用に供している居室をいう。以下、この第9において「寝室等」という）

(イ) 寝室等が存する階（避難階を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。）の上端

又は天井に近い壁等、当該階段に流入した煙を有効に感知できる位置に設置する。

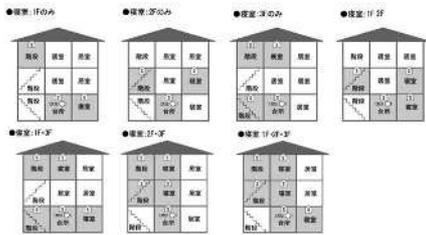
- (ウ) 3階建て以上の住宅で、寝室等が3階以上の階にある場合、寝室等が存する階の2階層下の階に直上階から通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。）の下端（当該階段の上端に住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の感知器が設置されている場合を除く。）
- (エ) 3階建て以上の住宅で、寝室等が避難階にのみ存する場合、その他の居室が存する最上階から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。）の上端



- (イ) 上記アからエまでにより住宅用防災機器が設置されない階のうち、床面積が7㎡（4畳半）以上の居室が5以上存する階のうち、次のいずれかの部分

a～c 略

- (カ) 略



イ～ウ 略

エ 住宅用防災警報器等の種別

次の(ア)から(イ)までの設置場所区分に応じた種別とすること。

なお、原則として煙式のものを設置すること。◆

- (ア)、(イ) 略

- (ウ) 台所

光電式（煙式）住宅用防災警報器、定温式住宅用防災警報器

オ その他

住宅用防災警報器は、検定品とすること。

なお、早期避難を考慮して連動型住宅用火災警報器を設置することが望ましい。

(4)、(5) 略

2 木造3階建て住宅の避難器具の設置に関する基準（条例第49条の4）

地階を除く階数が3である木造の住宅（耐火構造であ

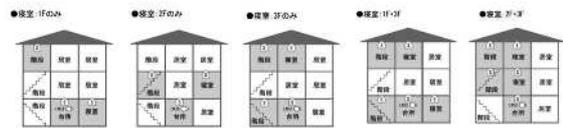
- (ウ) 3階建て以上の住宅で、寝室等が3階以上の階にある場合、寝室等が存する階の2階層下の階に直上階から通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。）の下端

- (エ) 3階建て以上の住宅で、寝室等が避難階にのみ存する場合、その他の居室が存する最上階から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。）の上端

- (イ) 上記アからエまでにより住宅用防災機器が設置されない階のうち、床面積が7㎡（4畳半程度）以上の居室が5以上存する階のうち、次のいずれかの部分

a～c 略

- (カ) 略



第9-1図 設置例

イ～ウ 略

エ 住宅用防災警報器等の種別

次の(ア)から(イ)までの設置場所区分に応じた種別とすること。

なお、原則として煙式のものを設置すること。◆

- (ア)、(イ) 略

- (ウ) 台所

光電式（煙式）住宅用防災警報器

ただし、下記(5)イによることができる。

(4)、(5) 略

2 木造3階建て住宅の避難器具の設置に関する基準（条例第49条の4）

地階を除く階数が3である木造の住宅を建築しようと

る木造3階建て住宅とした場合は除く。)を建築しようとする者又は当該住宅に居住しようとする者は、3階に避難器具等を設けるよう努めなければならない。

3階に存する居室に設置する避難上有効な器具等は、努めて避難はしごとし、3階部分から直接又は2階のバルコニー等を経由して安全に地上へ避難できるよう、その収納場所及び取付場所等についても、設計上で考慮されていること。

ただし、屋外階段等避難上有効な施設を設けている場合はこの限りでない。

### 3 その他

戸建住宅、店舗併用住宅(店舗面積が50㎡未満の場合に限る。)、長屋住宅については、確認申請書に「住宅用防災機器等の設置計画書」を添付(店舗面積により政令対象の防火対象物となるもの等、消防用設備等設置計画届出書の添付が必要な申請については、省略可能)すること。

第1章 消防防災対策

様式第1号

#### 住宅用防災機器等の設置計画書

【 専用住宅、長屋住宅申請用 】

神戸市火災予防条例第9章の2に規定する基準に準じ、住宅用防災機器の設置を下記のとおり計画しています。

住宅用防災機器の設置場所	設置の有無
居室	有・無
台所	有・無
階段	有・無
廊下(居室が5以上する階のみ)	有・無
住宅用防災機器以外の設置機会の名称	

【 本道3階建て住宅を建築する場合 】

神戸市火災予防条例第49条の4第2項に基づき、避難器具の設置を下記のとおり計画しています。

避難器具の種類	設置場所	設置の有無
(G型枠) 避難はしご	○階	有・無

建築主名称:

作成上の注意事項

- 本書は、建築法第6編第1項の規定を受けなければならない建築等で、専用住宅(店舗等併用住宅を含む)、長屋住宅等の住宅に関する確認申請書に必要です。  
**倉庫等併用の申請は、本道ではなく消防用設備設置計画届出書を添付してください。**
- 申請による確認申請書の場合は本書を付近見取図の前に添付してください。
- 設備の設置計画は、設置の有無欄に○印を記入してください。
- 住宅用防災機器については、居室、台所、階段及び廊下の各区分について記入してください。
- 本道3階建て住宅を建築する場合、避難器具の設置計画を記入してください。  
凡例として避難器具の種類、設置場所を記入しています。他の種類、場所の場合は下段(空白欄)に記入してください。

## 第10 倉庫等の防火安全対策

### 1 略

### 2 安全対策基準

(1)、(2) 略

(3) 消防活動対策 ◆

ア、イ 略

ウ 進入経路の確保

(7) 外壁に設けるシャッターは、条例第50条の10第1項に掲げるもの防火対象物以外であっても努めて水圧開放シャッターとする。

なお、当該シャッターについては、第2章第1節第5「無窓階の取扱い」1.

(3). ウ. g「屋外から水圧によって開放できる装置を備えたもの」の基準を準用する

する者又は当該住宅に居住しようとする者は、3階に避難器具等を設けるよう努めなければならない。

3階に存する居室に設置する避難上有効な器具等は、努めて避難はしごとし、3階部分から直接又は2階のバルコニー等を経由して安全に地上へ避難できるよう、その収納場所及び取付場所等についても、設計上で考慮されていること。

ただし、屋外階段等避難上有効な施設を設けている場合はこの限りでない。

### 3 共同住宅の避難管理

(1) 条例第49条の4に基づき、令第21条第1項第3号、第4号又は第11号の規定により自動火災報知設備を設けなければならない共同住宅以外の共同住宅(階数が2以上のものに限る。)には、消防長が指定する自動火災報知設備等(令和2年消防長告示第11号)を設けるよう努めなければならない。

(2) 地階を除く階数が3である木造の住宅を建築しようとする者又は当該住宅に居住しようとする者は、3階に避難器具等を設けるよう努めなければならない。

### 4 その他

確認申請書に「住宅用防災機器等の設置計画書」を添付(消防用設備等設置計画届出書の添付が必要な申請については、省略可能)すること。

## 第10 倉庫等の防火安全対策

### 1 略

### 2 安全対策基準

(1)、(2) 略

(3) 消防活動対策 ◆

ア、イ 略

ウ 進入経路の確保

(7) 外壁に設けるシャッターは、努めて水圧開放シャッターとする。

こと。

(i)、(ii) 略

エ、オ 略

(4) 略

### 3 大規模倉庫における消防活動支援対策 ◆

規模倉庫火災は、火災が広範囲に拡大すると消防隊による消防活動が極めて困難となるため、できるだけ早期に消防隊による消防活動を終了させ、倉庫における貨物の損傷などを低減するため、消防隊が隊員の人命を第一に効率的に消防活動を行うことができる環境を確保することを目的とする。

#### (1) 指導対象防火対象物

ア 令別表第1(14)項に掲げる防火対象物（同表(16)項に掲げる防火対象物のうち、当該用途に供される部分が存するものを含む。以下同じ。）で、倉庫の用途に供する部分が50,000㎡以上となる新築のもの

イ 令別表第1(14)項に掲げる防火対象物又は同表(12)項イに掲げる防火対象物（同表(16)項に掲げる防火対象物のうち、当該用途に供される部分が存するものを含む。）であって、上記(1)の趣旨、目的に照らし、対策を講じることが適当であると倉庫等の事業者が認めるもの  
この場合、次の条件に該当する防火対象物については、消防活動上の困難性を有すると考えられるため、特に留意すること。

(i) 無窓階が存するもの

(ii) 一の進入用階段等からの水平距離が50m以上となる部分が存するもの

(iii) 防火区画について、一の防火区画を形成する壁又は防火設備の水平投影の長さの $1/2$ 以上が、連動防火設備の水平投影の長さである防火区画が存するもの

(iv) 建物内部に可燃物が大量に存するもの

(2) 消防隊の内部進入を支援するための措置の例  
消防隊の建物内部への進入を支援するために有効な措置を講じることが望ましい。

ア 進入用階段等を、防火対象物の部分のいずれの場所からも、一の進入用階段等までの水平距離が50m以下となるように設ける。

イ 非常用進入口又は代替進入口を防火対象物の2階以上の階に設ける。

(3) 建物中央部における消防活動を支援するための措置

建物の外周部に接していない防火区画の部分が存する場合は、例えば次に掲げる措置など、消防隊の建物中央部における消防活動を支援するために有効な措置を講じることが望ましい。

ア 屋外から建物中央部に放水を行う方法

外周部と接していない防火区画の部分にスプリンクラー設備を、政令第12条の規定に基づき設置する。

イ 一の感知器が作動した際に、当該感知器が存する面積区画を形成するために必要なすべ

(i)、(ii) 略

エ、オ 略

(4) 略

ての連動防火設備を閉鎖するよう措置すること。

(4) 非常用進入口等のバルコニーを消防活動拠点とする方法

ア 非常用進入口等を、次により設けること。

(7) 非常用進入口等は、建物の外周部と接する全ての面積区画に位置の非常用進入口等が接するように設けること。

(4) 非常用進入口には、消防活動上有効な面積が5㎡以上で、かつ、消防活動上支障のない形状のバルコニーを設ける。

(7) 非常用進入口に扉を設置する場合は、消防活動上支障のない開閉方向とする。

(2) 非常用進入口に扉を設置する場合は、連結送水管の放水口及びホース格納箱の使用に支障のない位置及び開閉方向とすること。

イ 政令第29条第2項（第1号を除く。）及び規則第31条の規定に適合する連結送水管を、次に従い設置すること。

(7) 連結送水管の放水口は、非常用進入口等に設けられたバルコニーに設置すること。

(4) アの放水口の周囲に、ホース格納箱を備えること。

(7) 連結送水管は湿式とし、水力計算においては、一の放水口から800ℓ/min放水できることが望ましい。

第11 ラック式倉庫の防火安全対策

第12 グループホーム等の防火安全対策

第13 可燃性発泡樹脂の表示（条例第50条の10第2項に関する運用基準）

1 可燃性発泡樹脂とは

条例第50条の10第2項で規定する可燃性発泡樹脂は、平成22年消防長告示第1号（以下、この第13において「消防長告示」という。）第1項に規定している発泡プラスチック系保温材であるが、これに類するものも開発製造されていることから、消防長告示第1項に係わらず、火災時の加熱により可燃性ガスが発生するおそれがあると認められる保温材があれば、消防長と協議すること。

また、消防長告示に示されているものでも、不燃材料等で可燃性ガスが発生しないものについては、規制を要しないものである。

なお、消防長告示で指定する発泡プラスチック系保温材は次のとおり。

(1)～(6) 略

2 略

3 標識の掲出

(1) 略

(2) 掲出場所

次に掲げる場所に外部から確認できるよう常時掲出すること。なお、例としては、例図1若しくは例図2又は後記4で示す各例図を参考とすること。

ア、イ 略

第11 ラック式倉庫の防火安全対策

第12 グループホーム等の防火安全対策

第13 可燃性発泡樹脂の表示（条例第50条の10第2項に関する運用基準）

1 可燃性発泡樹脂とは

条例第50条の10第2項で規定する可燃性発泡樹脂は、平成22年消防長告示第1号（以下、この第13において「消防長告示」という。）第1項に規定している発泡プラスチック系保温材であるが、これに類するものも含まれることから、新たな保温材等については、消防長と協議すること。

なお、消防長告示で指定する発泡プラスチック系保温材は次のとおり。

(1)～(6) 略

2 略

3 標識の掲出

(1) 略

(2) 掲出場所

次に掲げる場所に外部から確認できるよう常時掲出すること。なお、例としては、例図1若しくは例図2又は後記4で示す各例図を参考とすること。

ア、イ 略

ウ 前ア及びイに掲げるもののほか、壁、天井、床その他室内に面する部分（その下地を含む。）の部材に可燃性発泡樹脂を使用している室のすべての出入口の付近

ただし、前ア又はイに掲出することで、容易に使用箇所が特定できる場合は、「使用しているすべての出入口の付近」に設けないことが出来る。

4、5 略

#### 6 掲出方法の特例

前3(2)については、常時人がいる防災センター等に消防部隊が容易に確認できるように掲出等されており、火災等の災害時に速やかに情報提供可能なように維持管理されている場合は、アからウの掲出がされているものとみなす。

#### 第14 条例第3条第1項第20号の運用

条例第3条第1項第20号では、気体燃料を使用する炉の配管、計量器等の附属設備は、電気設備が設けられているパイプシャフト、ピット等の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所に設けないことと定められている。

#### 1 趣旨

高層建築物等の増加に伴って、効率的な施工をするために、ガス配管、計量器等と電気設備が同一のパイプシャフトやピット内等の隠蔽場所に設置することが多くなったため、経年劣化や地震等により可燃性ガスが漏れて滞留した場合の危険性を配慮して、アークの発生するおそれのある電気設備は、原則として同一パイプシャフト内に施工しないように定めたもの。

#### 2 漏れた燃料が滞留する場所に該当しない場合

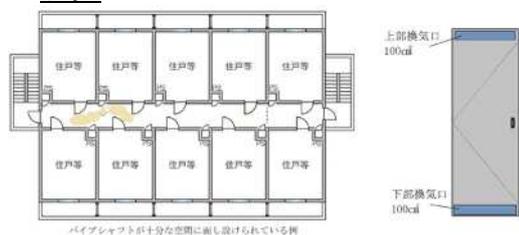
次の全てに該当する場合は、漏れた燃料が滞留する場所に該当しない

(1) パイプシャフトの上部及び下部に有効な換気口が設けられていること。

(2) 換気口のそれぞれの開口面積は、100cm<sup>2</sup>以上とすること。

(3) 換気口は廊下等、漏れた燃料が滞留しない十分な空間に面し設けられていること。

なお、共同住宅の廊下は十分な空間とみなす。



#### 3 対象電気設備

火花、アークを発生するおそれのある機器

#### 4 防爆工事等の安全措置

次に掲げる措置を講じた場合にあつては、気体燃料と電気設備を共用しても差し支えない。

#### (1) 金属管工事

ア 金属管相互、金属管とボックス等との接続は、5山以上のねじ接続、その他これと同

ウ 前ア及びイに掲げるもののほか、壁、天井、床その他室内に面する部分（その下地を含む。）の部材に可燃性発泡樹脂を使用している室のすべての出入口の付近

等以上の方法により、堅牢に接続すること。

イ 隠蔽場所内で電線を接続する場合は、安全増防爆構造以上の防爆性能を有する接続箱を用いること。

ただし、金属製接続箱を使用し、接続箱内を充填剤で充填した場合は、これによらないことができる。

(2) ケーブル工事

隠蔽場所内でケーブルを接続する場合は、安全増防爆構造以上の防爆性能を有する接続箱を設け、通線部分は、防塵パッキン方式又は防塵固着式により処理すること。ただし、次により施工する場合は、これによらないことができる。

ア 金属性接続箱を使用し、接続箱内を充填剤で充填した場合

イ ケーブルの分岐又は接続部分が、当該ケーブルと同等以上の接続強度及び絶縁性を有する場合

(3) 電気設備の防爆工事

電気設備自体を防爆仕様のものとする

第15 フード等用簡易自動消火装置

条例第9条の2の厨房設備の基準のうち、第1項第2号エに掲げる火炎伝送防止装置のうち、自動消火装置について定めるものである。

1、2 略

3 設置対象物

次に掲げる防火対象物又はその部分に設ける厨房設備の火炎伝送防止装置は、自動消火装置とすること。

(1) 略

(2) 前(1)によるほか、政令別表第1に掲げる防火対象物で、次のいずれかに掲げるもの。

ア 床面積（厨房設備が設置された部分の周囲に水平距離5mの線で囲まれた部分の面積（同一室内に厨房設備が2か所以上設置されている場合はその合計をいう。）をいう。）が200㎡以上の厨房室

イ 厨房設備の入力の合計が350kW以上となる厨房室

4、5 略

6 その他多量の火気を使用する厨房室

次のすべてに適合する調理を目的として使用する火気設備器具が設けられる多量の火気使用部分（最大消費熱量が350kW以上のもの）は、当該火気使用部分にスプリンクラー設備を政令第12条に定める技術上の基準又は当該技術上の基準の例により設置した場合、政令第13条第1項の規定にかかわらず、政令第32条の規定を適用して、特殊消火設備を設置しないことができる。

(1) 油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備に前1から5によりフード等簡易自動消火装置が設置されていること。

(2) 熱源として液体燃料を使用しないこと。

(3) 気体燃料を使用する厨房設備の場合には、フード等簡易自動消火装置の起動及び多量の火

第3章第2節第26 その他消防用設備等以外の設備（簡易自動消火装置等）より移動

1、2 略

3 設置対象物

次に掲げる防火対象物又はその部分に設ける厨房設備の火炎伝送防止装置は、自動消火装置とすること。

(1) 略

(2) 前(1)のほか、政令別表第1に掲げる防火対象物で、厨房設備の入力の合計が350kW以上となる厨房室

4、5 略

気を使用する厨房室のスプリンクラー設備の作動と連動して当該厨房設備の気体燃料の供給を停止すること。

### 第16 避雷設備

条例第17条に定める避雷設備は、落雷による火災を防止するため、避難設備の機能の保守及び避雷道線を流れる雷電流が他の電気設備等に及ぼす誘導障害を防止する事項について定める。

#### 避雷設備の構造について

避雷設備については、次に掲げるものとする。

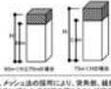
(1) JIS A 4201-2003 (建築物等の雷保護) 平成4年 消防告示第2号 (～令和7年3月31日)

経過措置 JIS A 4201-1992 (建築物等の避雷設備 (避雷針))

(2) JIS Z 9290-3-2019 (令和7年4月1日～令和8年3月31日)

経過措置 JIS-A4201-2003 (JIS A 4201-1992含む)

(3) JIS-Z9290-3-2019 (令和8年4月1日～) のみ 経過措置なし

	JIS A 4201-2003	JIS Z 9290-3-2019	JIS A 4201-1992
受雷部	避雷針保護 保護半径 (20m以下) 避雷針	避雷針保護 保護半径 (20m以下) 避雷針	避雷針保護 保護半径 (20m以下) 避雷針
高層建築物の避難の受雷部	建築物の高30mを超える高層建築物に受雷部を設置 	下部のよりに避雷針に受雷部を設置 	なし
屋上設備部、屋上の受雷部	避雷針保護、避雷針の保護により、受雷部、屋上に受雷部を設置 避雷針の保護範囲に設置し、かつ、避雷針下部のよりに設置する。	避雷針保護、避雷針の保護により、受雷部、屋上に受雷部を設置 避雷針の保護範囲に設置し、かつ、避雷針下部のよりに設置する。	特に規定なし。 避雷針の保護範囲に設置し、かつ、避雷針下部のよりに設置する。
引下げ導線システム	・早期閉鎖 (電圧) 20m以下 ・水平導線導線の距離 20m以内	・早期閉鎖 (電圧) 20m以下 ・水平導線導線の距離 20m以内 [電圧なし]	導線距離 30m以内
接地システム	接地システムの接地抵抗以下 ・大接地電流 ・避雷針 ・保護体利用接地	接地システムの接地抵抗以下 ・大接地電流 ・避雷針 ・保護体利用接地	接地抵抗値は100Ω以下 接地線径は16mm以上 接地電圧は100V以下 接地電圧は100V以下

### 第17 キャバレー、飲食店等の客席

#### 1 避難通路等の取扱い

本基準は、キャバレー、飲食店等における火災時の円滑な避難を図るため、避難通路の保有について定めたものである。

(1) 「当該階における客席の床面積」とは、階の店舗ごとにキャバレー、飲食店等の客席の床面積を合計することにより、規制対象となるか否かの判断をするものである。

ただし、フードコート等、店舗配置や区画の状況等から鑑み、当該階の客席の床面積を合計することが適当な場合にあつては、当該階の客席床面積の合計が150㎡以上として取り扱う。

なお、飲食店とは、政令別表第1(3)項に掲げるものに限らず、飲食店としての実態で適用する。

(2) 客席における避難通路の位置は、いす席、テーブル席、ボックス席のいずれの場合においても、7個以上の座席を通過しないで到達できるものとしなければならない。

なお、大型テーブル等を配置しているなど、座席の個数の算定を当てはめることが適当でない

判断される場合は、避難通路までの歩行距離が概ね10m以下を目安として判断すること。

第18 百貨店等、地下街又は展示場の避難通路等  
[略]

第19 避難経路図の掲示

避難経路図は、火災時の避難経路を予め利用者が認識しておくことで、人命安全を確保するために、掲示を定めたものである。本規定は、

1 掲示行う場所

避難経路図の掲示が義務付けられるのは、劇場、百貨店等、旅館、ホテル、病院及び(2)項ニ（平成21年3月消防告示第1号。防火対象物の部分を含む。）であり、次により掲示すること。

(1) 見やすい場所

利用者の目に触れやすい箇所に設けること。館内の案内図がある場合は、兼用することが望ましいものである。掲示する際には、利用後の使用を考慮してカートや買い物かご等で見にくくならない場所に掲示するような配慮を行うこと。

(2) 掲示場所

以下の場所への掲出を目安として、より見やすい場所がある場合は、この限りではない。

用途	掲示する部分
劇場等	ロビー、廊下、階段の出入口等
百貨店等、地下街	階段の出入口、エレベーターホール、エスカレーターの乗降口、店内入口
ホテル、旅館、宿泊所	客室、廊下、階段の出入口、ロビー等
病院	病室、待合所、廊下、階段の出入口等
(2)項ニ	受付カウンター、階段の出入口等、各個室

(3) 掲示高さ

避難経路図は、容易に視認できるような高さとし、避難経路図の下端が1.5m程度であることが望ましいこと。

2 避難経路図

(1) 掲示内容

避難経路図に明示する内容は、利用者や入場者に対して次の事項が記載されていることを要する。

ア 避難口、避難階段、避難器具の設置場所

イ 現在地と現在地からの避難経路（2方向に避難出来る経路とし、容易に確認できる色で明示する）

ウ 消火器及び屋内消火栓設備の設置位置等

エ その他避難に必要な事項

(2) 避難経路図の形状等

誰が見ても一目して避難経路が識別できるものとする。店内案内図と兼用する場合は、当該案内図の大きさに(3)で必要な内容が明示できれば支障

第15 百貨店等、地下街又は展示場の避難通路等

ないものとする。店内案内図と兼用しない場合は、容易に確認することが必要であるため、50cm以上角の大きさとする。

なお、ホテルや旅館の客室内や(2)項ニの各個室内に設けるものにあつては、横幅30cm程度のものでも支障ないこととする。

### 3 特例

平屋建て又は売場が地上1階のみの百貨店等で売場又は展示部分から全ての避難口が容易に見通せる場合には避難経路図を掲示しないことができる。

#### 第20 避難施設の管理

本条は、政令別表第1に掲げる防火対象物の避難のために使用する施設の管理に関し、避難のために使用する施設の適正な維持、避難口における防火戸等について定めたものである。

#### 1 床面の基準

避難のために使用される廊下、階段、通路の床面については、避難に支障となる凹凸などがなく、かつ、階段、通路を滑りにくくするため、滑り止めを設けることが必要である。OA関係の配線等、床面のカーペット等のめくれ、タイル等の破損等が生じた場合等、避難時につまずきが予想される場合は改修、修繕が必要である。

#### 2 避難口に設ける戸の開放方法

避難口に設ける戸については、火災が発生した際に迅速な避難を行うことが必要であるため、内開き以外とすることを定めている。

##### (1) 対象となる避難口

対象となる避難口とは次の各号に掲げるものが想定される。

ア 避難階の屋外に通じる出入口

イ ア以外の階で避難階又は直接地上に通じる直通階段の出入口

ウ 避難の用に供するバルコニー又は避難器具設置場所に通じる出入口

エ 屋上避難広場、屋上緊急離着陸場等に通じる出入口

##### (2) 特例

少数の関係者や利用者しか使用しない場合など、内開きとすることで避難上支障がない場合は、外開きの基準を適用しない。

#### 3 避難口に設ける戸の施錠

避難口に設ける戸は、公開時間、従業員中は鍵等（鍵やIDカード、暗証番号など）を用いず屋内から容易に避難が出来る構造としなければならない。

しかしながら、セキュリティ等の観点から、やむを得ず施錠が必要な場合は、火災時に閉じ込められることがないように、非常時に自動的に解錠できる構造とすることが必要である。

##### (1) 対象となる避難口

前2.(1)に定める避難口

(2) 屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造

ア サムターン

イ パニックバー

#### ウ 非常錠

- ・ プレートを押すとデッドボルトが引っ込み解錠、開放できるもの
- ・ プラスチックカバーの外しつまみを回すことにより開放できるもの

エ 円筒錠（ノブを回すと解錠、開放ができる）

オ 空錠（ホテル錠）

#### (3) 非常時に解錠できる構造

次のア又はイによること。

ア 自動火災報知設備の作動により連動して解錠できるもの

なお、スプリンクラー設備のアラーム弁等と連動することが望ましい。◆

イ アの措置が困難な場合は次のすべての要件により解錠できるもの

(7) 停電時に手動開放できるなど、避難上支障とならない構造のもの

なお、停電時に解錠しても扉を閉めると自動施錠する構造のものは、該当しない。

(4) 非常時に防災センター、ナースセンター等から遠隔操作できるもの

#### 4 届出

電気錠を避難口の扉に設置する場合は、条例第56条の3（消防用設備等の工事計画届出書）に準じた届出を行い、次の書類を添付する。

- (1) 平面図（電気錠、制御盤の位置を示したもの）
- (2) 電気錠、制御盤の機能が確認できる仕様書、カタログ等

#### 第21 避難口の扉等の緑色の基準

条例第49条の3第1項に定める扉等の緑色表示（以下、この第20において「グリーン扉」という。）は、次に定める基準によること。

##### 1 グリーン扉の必要な防火対象物

次に掲げる防火対象物の特定防火設備及び防火設備の防火戸の避難方向面はグリーン扉としなければならない。

(1)、(2) 略

2～4 略

#### 第22 特定共同住宅等

#### 第23 消防部隊活動支援

##### 1 進入等 ◆

(1) 共同住宅のエントランスホールに電気錠（オートロック）が設置されている場合は、消防隊が容易に進入できるよう解錠ボタン等を設置すること。なお、火災の際は自動火災報知設備と連動して解錠されること。

また、共同住宅以外の用途においても、消防隊の進入経路において、管理上施錠する必要のある扉については、自動火災報知設備連動で解錠する構造とすること。

(2) 高層の建築物、病院や福祉施設又は収容人員の多い防火対象物等のエレベーターにあっては、建築安全条例の義務の有無にかかわらず、第2章第2節第5.7.(2)を準用し、一般の常

#### 第14 避難口の扉等の緑色表示の基準

条例第49条の3第1項に定める扉等の緑色表示（以下、この第14において「グリーン扉」という。）は、次に定める基準によること。

##### 1 グリーン扉の必要な防火対象物

次に掲げる防火対象物の防火設備等の避難方向面はグリーン扉としなければならない。

(1)、(2) 略

2～4 略

#### 第16 特定共同住宅等

#### 第17 太陽光発電設備における表示

用エレベーターのうち、1基以上を担架収容可能なものとする。なお、トランク扉の鍵は（一社）日本エレベーター協会による共通統一キー（EMTR（Emergency Medical Trunk Room））とすることが望ましい。

2 太陽光発電設備における表示 ◆

(1)～(3) 略

第3章 消防用設備等の技術基準

第1節 総論

第1 消防用設備等設置計画届の届出要領等

1 [略]

2 記載要領

(1)～(6) 略

(7) 予定収容人員

規則第1条の3の...記入する。

(8) 無窓階

無窓階（規則第5条の5...）に...する。

第2 工事整備対象設備等着工届及び消防用設備等工事計画届の添付図書等

2 届出書作成要領

(1) 略

(2) 各消防用設備等又は特殊消防用設備等毎の添付書類の作成要領

ア 略

イ 平面図

平面図には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その設置に係る階の防火区画、階段、各室の用途、床面積、高さ（天井及び天井裏高さ）、各設備の機器等の配置状況及び性能、能力、配管又は配線状況等を明記すること。

なお、平面図に必要な事項が盛り込まない場合は、次による資料を添付することで、明記したことと同等とする。

明記が必要な内容	代替の図書
用途、床面積	参考様式第1号「防火対象物の概要表」
高さ（天井及び天井裏等）	断面図及び立面図
各設備の性能及び能力	参考様式第2号から第22号

ウ 略

エ 使用機器

型式番号等が記載された機器図等を添付すること。 ◆

ただし、消防用設備等又はその部分である機器等のうち、消防庁長官が定める基準に適合すべきこととされているものを用いる場合は、当該基準に適合する旨（規則第31条の4第1項の規定に基づく認定を受けたもの（以下「認定品」という。）にあっては、認定品である旨及び必要に応じて施工等の条件）を各添付図書に明記することで機器図等

1～3 略

第3章 消防用設備等の技術基準

第1節 総論

第1 消防用設備等設置計画届の届出要領等

1 [略]

2 記載要領

(1)～(6) 略

(7) 予定収容人員

省令第1条の3の...記入する。

(8) 無窓階

無窓階（省令第5条の3...）に...する。

第2 工事整備対象設備等着工届及び消防用設備等工事計画届の添付図書等

2 届出書作成要領

(1) 略

(2) 各消防用設備等又は特殊消防用設備等毎の添付書類の作成要領

ア 略

イ 平面図

平面図には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その設置に係る階の防火区画、階段、各室の用途、床面積、高さ（天井及び天井裏高さ）、各設備の機器等の配置状況、配管又は配線状況等を明記すること。

ウ 略

エ 使用機器

消防用設備等又はその部分である機器等のうち、消防庁長官が定める基準に適合すべきこととされているものを用いる場合は、当該基準に適合する旨（規則第31条の4第1項の規定に基づく認定を受けたもの（以下「認定品」という。）にあっては、認定品である旨及び必要に応じて施工等の条件）を各添付図書に明記すること。

を省略することができる。

第3 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届  
及び防火対象物使用開始届の添付図書等

1 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届の添  
付図書等

(1) 法第...、規則第31条の3...こと。

第2節 各論

第1 消防用設備等の地震防災対策

1 消防用設備等の耐震措置

(1) 略

(2) 建築物導入部の配管等の耐震対策として、送  
水口等にはフレキシブル管等を用いて接続する  
こと。◆

なお、フレキシブル管等の長さは、次のア  
又はイによること。

ア 管の呼び径が80mm以下のものは、500mm以  
上、管の呼び径が80mmを超えるものは、原則  
として管の呼び径の10倍以上（最大1000mm）  
とすること（第1-1図参照）。

イ 略

ウ フレキシブル管の敷設方法は、第1-2図  
によること。

(3)~(7) 略

(8) スプリンクラー設備、連結散水設備及び連  
結送水管の送水口は、次によること。◆

ア 土中埋設配管における建築物導入部は地震  
時の建築物の振動と地震動の振動状況が異な  
るため、大きな変位を受ける。このため、建  
築物と地盤との間の変位による配管の損傷を  
防ぐため、原則として配管が土中に埋設され  
ることのないプレート型のものとし、建築物  
の壁体等の部分に設けること（第1-3図参  
照）。（第1-4図参照）。

なお、プレート型を建築物の壁体等に設け  
た場合は、(2)に係わらずフレキシブル管を設  
けないことができる。

イ 前(2)で建築物導入部にフレキシブル管が必  
要な場合であっても、合成樹脂配管（性能認  
定品に限る）を次に掲げる基準により用いる  
場合は、フレキシブル管を省略することがで  
きる。

なお、合成樹脂配管を用いる場合、地盤変  
位吸収量に必要な配管必要長さL（直管）は  
表第1-2によることとする。

2~4 [略]

5 スプリンクラー設備等の耐震措置に関するガイ  
ドライン ◆

スプリンクラー...、規則第12条第1項第9  
号...すること。

第2 屋内消火栓設備（パッケージ型消火設備を  
含む）

1 略

2 加圧送水装置

第3 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届  
及び防火対象物使用開始届の添付図書等

1 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届の添  
付図書等

(1) 法第...、省令第31条の3...こと。

第2節 各論

第1 消防用設備等の地震防災対策

1 消防用設備等の耐震措置

(1) 略

(2) 前(1)のフレキシブル管等の長さは、次のア又  
はイによること。

ア 管の呼び径が80mm以下のものは、500mm以  
上、管の呼び径が80mmを超えるものは、原則  
として管の呼び径の10倍以上とすること（第  
1-1図参照）。

イ 略

(3)~(7) 略

(8) スプリンクラー設備、連結散水設備及び連  
結送水管の送水口は、次によること。◆

ア 土中埋設配管における建築物導入部は地震  
時の建築物の振動と地震動の振動状況が異な  
るため、大きな変位を受ける。このため、建  
築物と地盤との間の変位による配管の損傷を  
防ぐため、原則として配管が土中に埋設され  
ることのないプレート型のものとし、建築物  
の壁体等の部分に設けること（第1-3図参  
照）。

イ 建築物及び周囲の状況等により、前アに  
より難しい場合は、前(2)の例によりフレキシ  
ブル管等を用いることにより、スタンド型  
とすることができる（第1-4図参照）。

ウ 前イでフレキシブル管が必要な場合であ  
っても、合成樹脂配管（性能認定品に限る）を  
次に掲げる基準により用いる場合は、フレキ  
シブル管を省略することができる。

なお、この場合、地盤変位吸収量に必要な  
配管必要長さL（直管）は表第1-2による  
こととする。

2~4 [略]

5 スプリンクラー設備等の耐震措置に関するガイ  
ドライン ◆

スプリンクラー...、省令第12条第1項第9  
号...すること。

第2 屋内消火栓設備（パッケージ型消火設備を  
含む）

1 略

2 加圧送水装置

(1) 加圧送水装置にポンプを用いるものにあつては、次によること。

ア、イ 略

ウ 設置方法

(ア) ポンプの吐出量

規則第12条第1項第7号ハ(イ)、…次によるものとする。

(2) 加圧送水装置に…次によること。

ア 略

イ 機器

(ア) 高架水槽は規則第12条第1項第7号イ、(ロ)によること。

ウ 設置方法

(ア) 略

(イ) 高架水槽の落差は、規則第12条第1項第7号イ(イ)又は…すること。

(3) 放水圧力

放水圧力については、…規則第12条第1項第7号に規定…すること。

### 3 水源

(1) 水源水量

政令…規則第12条第1項第7号ロ…こと。

(2) 水源水量の確保

ア～ウ 略

エ 水源水量の維持について、ボールタップによる自動給水とする場合は、事前に水道事業者の確認が必要であること。

### 4 配管等

(1) 機器

配管は、規則第12条第1項第6号に…こと。

ア、イ 略

ウ 管継手は、規則第12条第6号ホに…こと。

(2) 設置方法

ア～エ 略

オ 略

(ア) 略

(イ) 連結送水管…規則第31条第5号…こと。

(3) 配管の腐食防止措置 ◆

ア 略

イ 被覆防食

(ア) 略

(イ) 絶縁継手(規則第12条第1項第6号…。

### 5 起動装置

(1) 略

(2) 設置方法

規則第12条第1項第7号へ…。

### 6～10 略

### 11 パッケージ型消火設備

(1) 設置することができる防火対象物の要件

ア、イ 略

ウ 前ア…、規則第13条第3項…部分。

(2)、(3) 略

(4) 特例

ア 地階が避難階となる防火対象物で、開口部等が、第2章第1節第5「無窓階の取扱い」

(1) 加圧送水装置にポンプを用いるものにあつては、次によること。

ア、イ 略

ウ 設置方法

(ア) ポンプの吐出量

省令第12条第1項第7号ハ(イ)、…次によるものとする。

(2) 加圧送水装置に…次によること。

ア 略

イ 機器

(ア) 高架水槽は省令第12条第1項第7号イ、(ロ)によること。

ウ 設置方法

(ア) 略

(イ) 高架水槽の落差は、省令第12条第1項第7号イ(イ)又は…すること。

(3) 放水圧力

放水圧力については、…省令第12条第1項第7号に規定…すること。

### 3 水源

(1) 水源水量

政令…省令第12条第1項第7号ロ…こと。

(2) 水源水量の確保

ア～ウ 略

### 4 配管等

(1) 機器

配管は、省令第12条第1項第6号に…こと。

ア、イ 略

ウ 管継手は、省令第12条第6号ホに…こと。

(2) 設置方法

ア～エ 略

オ 略

(ア) 略

(イ) 連結送水管…省令第31条第5号…こと。

(3) 配管の腐食防止措置 ◆

ア 略

イ 被覆防食

(ア) 略

(イ) 絶縁継手(省令第12条第1項第6号…。

### 5 起動装置

(1) 略

(2) 設置方法

省令第12条第1項第7号へ…。

### 6～10 略

### 11 パッケージ型消火設備

(1) 設置することができる防火対象物の要件

ア、イ 略

ウ 前ア…、省令第13条第3項…部分。

(2)、(3) 略

(4) 特例

地階が避難階となる防火対象物で、開口部等が、第2章第1節第5「無窓階の取扱い」の無

の無窓階以外の階に合致するものについては、パッケージ消火設備の設置に限り、地階以外の階と同様に取扱うことが可能とする。

イ 仮設建築物のうち、次の(7)又は(イ)の基準に適合するものは、前(1)及び(2)に係わらず、パッケージ型消火設備を設置することができる。

(7) 継続期限が概ね1年未満のもので、火災の発生を認識できる措置がとられており、容易に避難ができる構造のもの

(イ) 建基法に基づく排煙設備（各種免除規定を適用しないものに限る。）が設けられているもの

ウ 令第12条第2項第3号の2で定める防火上有効な措置が講じられた構造を有するものとして総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が1,000㎡未満のものうち、規則第13条第3項で定める部分が、EVシャフトやパイプシャフト、浴室等、有効な開口部を設けることができない小規模な区画のみである場合は、前(1)及び(2)に係わらず（地階及び無窓階の場合も含む。）、パッケージ型消火設備を設置することができる。

### 第3 非常電源

#### 1 用語の定義

(1)～(3) 略

(4) 耐火配線...規則第12条第1項第4号ホ...

(5) 耐熱配線...規則第12条第1項第5号...

#### 2 略

#### 3 非常電源専用受電設備

(1) 構造及び性能

設置場所		非常配電等の種類
不燃専用室	区画が耐火構造のもの	第1種配電盤等、第2種配電盤等又は一般の配電盤等
	区画が耐火構造以外の不燃材料のもの	第1種配電盤等、第2種配電盤等又は一般の配電盤等
略		(注)
不燃区画された機械室等及びその他これに類する室(消火ポンプ室)		第1種配電盤等、第2種配電盤等
略		
略		第1種配電盤等

(注) 規則では一般の配電盤等を設置することが認められているが、信頼性の確保を目的として第2種配電盤等を設置する。◆

※ 「耐火性能」とは、建基政令第107条に規定する1時間の耐火性能

窓階以外の階に合致するものについては、パッケージ消火設備の設置に限り、地階以外の階と同様に取扱うことが可能とする。

### 第3 非常電源

#### 1 用語の定義

(1)～(3) 略

(4) 耐火配線...省令第12条第1項第4号ホ...

(5) 耐熱配線...省令第12条第1項第5号...

#### 2 略

#### 3 非常電源専用受電設備

(1) 構造及び性能

設置場所		非常配電等の種類
不燃専用室	区画が耐火構造のもの	第1種配電盤等、第2種配電盤等又は一般の配電盤等
	区画が耐火構造以外の不燃材料のもの(消火ポンプ室含む)	第1種配電盤等、第2種配電盤等又は一般の配電盤等
略		(注)
不燃区画された機械室等及びその他これに類する室		第1種配電盤等、第2種配電盤等
略		
略		第1種配電盤等

(注) 省令では一般の配電盤等を設置することが認められているが、信頼性の確保を目的として第2種配電盤等を設置する。◆

※ 「耐火性能」とは、建基政令第107条に規定する1時間の耐火性能

第4 スプリンクラー設備（パッケージ型自動消火設備を含む）

1 共通事項（特定施設水道連結型を除く。）

- (1) 略
- (2) 配管等
  - ア 略
  - イ 設置方法
    - (ア) 略
    - (イ) 立上り管 ◆  
立上り管...規則第13条の6第1項...ない。
- (3) 起動装置  
規則第14条第1項第8号...こと。◆
- (4) 送水口等  
政令...規則第14条第1項第6号...こと。
  - ア 機器◆  
送水口...規則第14条第1項第6号口...。
  - イ 設置方法◆
    - (ア) 送水口は、規則第13条の6第1項...。
    - (イ)、(ロ) 略
    - (ハ) 規則第14条第1項第6号ホ...。
- (5) 自動警報装置等  
規則第14条第1項第4号...。
  - ア～カ 略
  - キ 容易に...規則第12条第1項第6号ニ...こと。

2 閉鎖型SPヘッドを用いるスプリンクラー設備

- (1) 加圧送水装置
  - ア ポンプの吐出量  
規則第14条第1項第11号ハ...こと。
    - (ア) 規則第13条の6第1項...こと。◆
    - (イ) 湿式...規則第13条の6第1項...こと。  
ただし、...規則第14条第1項第11号ハ、イ又は...規則第14条第1項第11号ハ、イ...できる。
  - イ ポンプの全揚程等  
規則第14条第1項第11号...すること。
- (2) 小区画型SPヘッドを用いるスプリンクラー設備
  - ア 規則第13条の3第2項第1号...こと。
  - イ 小区画...規則第13条の3第2項第3号...こと。
  - ウ 小区画...規則第14条第1項第4号の2...こと。
- (3) 側壁型ヘッドを用いるスプリンクラー設備
  - ア 規則第13条の3第3項第1号...こと。
- (4) 水源水量
  - ア、イ 略
  - ウ 標準型...規則第13条の6第1項第1号...こと。
- (5) SPヘッドの省略
  - ア 規則第13条第3項第1号に...こと。◆
  - イ 規則第13条第3項第6号に...こと。◆
  - ウ 規則第13条第3項によるほか...できる。
  - エ 規則第13条第3項各号...次によること。
    - (ア) 規則第13条第3項第2号...含まれない。
    - (イ) 規則第13条第3項第3号には、...含まれる。
    - (ロ) 規則第13条第3項第7号には、...含まれる。
- (6) SPヘッドの配置等
  - ア 配置形による間隔  
標準型SPヘッドを...政令第12条第2項第2号イ並びに規則第13条の3第2項第3号、規則第13条

第4 スプリンクラー設備（パッケージ型自動消火設備を含む）

1 共通事項（特定施設水道連結型を除く。）

- (1) 略
- (2) 配管等
  - ア 略
  - イ 設置方法
    - (ア) 略
    - (イ) 立上り管 ◆  
立上り管...省令第13条の6第1項...ない。
- (3) 起動装置  
省令第14条第1項第8号...こと。◆
- (4) 送水口等  
政令...省令第14条第1項第6号...こと。
  - ア 機器◆  
送水口...省令第14条第1項第6号口...。
  - イ 設置方法◆
    - (ア) 送水口は、省令第13条の6第1項...。
    - (イ)、(ロ) 略
    - (ハ) 省令第14条第1項第6号ホ...。
- (5) 自動警報装置等  
省令第14条第1項第4号...。
  - ア～カ 略
  - キ 容易に...省令第12条第1項第6号ニ...こと。

2 閉鎖型SPヘッドを用いるスプリンクラー設備

- (1) 加圧送水装置
  - ア ポンプの吐出量  
省令第14条第1項第11号ハ...こと。
    - (ア) 省令第13条の6第1項...こと。◆
    - (イ) 湿式...省令第13条の6第1項...こと。  
ただし、...省令第14条第1項第11号ハ、イ又は...省令第14条第1項第11号ハ、イ...できる。
  - イ ポンプの全揚程等  
省令第14条第1項第11号...すること。
- (2) 小区画型SPヘッドを用いるスプリンクラー設備
  - ア 省令第13条の3第2項第1号...こと。
  - イ 小区画...省令第13条の3第2項第3号...こと。
  - ウ 小区画...省令第14条第1項第4号の2...こと。
- (3) 側壁型ヘッドを用いるスプリンクラー設備
  - ア 省令第13条の3第3項第1号...こと。
- (4) 水源水量
  - ア、イ 略
  - ウ 標準型...省令第13条の6第1項第1号...こと。
- (5) SPヘッドの省略
  - ア 省令第13条第3項第1号に...こと。◆
  - イ 省令第13条第3項第6号に...こと。◆
  - ウ 省令第13条第3項によるほか...できる。
  - エ 省令第13条第3項各号...次によること。
    - (ア) 省令第13条第3項第2号...含まれない。
    - (イ) 省令第13条第3項第3号には、...含まれる。
    - (ロ) 省令第13条第3項第7号には、...含まれる。
- (6) SPヘッドの配置等
  - ア 配置形による間隔  
標準型SPヘッドを...政令第12条第2項第2号イ並びに省令第13条の3第2項第3号、省令第13条

- の5第7項第2号...
- イ～カ 略
- キ ラック式倉庫に... 規則第13条の5... よること。
- ク、ケ 略
- コ 標準型SPヘッドの... (規則第13条の2第4項第1号ハ) ... すること。
- (7) 配管の摩擦損失計算
- ア 補助散水栓にあつては、規則第13条の6第4項に規定する性能... すること。
- (8) 補助散水栓
- ア～カ 略
- キ (ア)～(イ)
- (エ) 規則第14条第1項第11号ニに... いること。
- ク 日本消防検定協会... 規則第13条の6第4項第3号ロ... によること。
- 3 パッケージ型自動消火設備
- (1) 略
- (2) 設置方法等
- ア 略
- イ 規則第13条第3項第1号から第8号... できる。
- 4 開放型SPヘッドを用いるスプリンクラー設備
- (1) 加圧送水装置
- ポンプの吐出量は、規則第14条第1項第11号ハ、(イ)に... よること。
- (2) 略
- (3) 放水区域
- 規則第14条第1項第2号の規定に... 設けること。
- (4) 一斉開放弁又は手動式開放弁
- 規則第14条第1項第1号の規定に... よること。
- (5) SPヘッドの設置位置
- 政令第12条第2項並びに規則第13条の2、同第13条の4、同第13条の6及び同第14条の規定... こと。
- 5 乾式、予作動式又は予作動式(負圧湿式)その他これらに類する予作動式流水検知装置を用いたスプリンクラー設備
- (1) 略
- (2) ア、イ 略
- ウ 加圧装置の配管は、規則第12条第1項第6号に... こと。
- (3) 略
- (4) 減圧警報装置
- 乾式スプリンクラー設備... 規則第14条第1項第4号の5の警報は、... あること。
- (5) 略
- (6) 配管
- ア 略
- イ 規則第14条第1項第8号の2の措置は、... ではない。
- ウ 規則第14条第1項第10号イの防食措置... 施工によること。
- なお、予作動式... 規則第14条第1項第10号イの防食措置を講じること。
- 6 放水型ヘッドを用いたスプリンクラー設備
- (1) 高天井部分の取扱い
- 政令第12条第2項第2号ロ並びに規則第13条の5第6項及び第8項... よること。

- の5第7項第2号...
- イ～カ 略
- キ ラック式倉庫に... 省令第13条の5... よること。
- ク、ケ 略
- コ 標準型SPヘッドの... (省令第13条の2第4項第1号ハ) ... すること。
- (7) 配管の摩擦損失計算
- ア 補助散水栓にあつては、省令第13条の6第4項に規定する性能... すること。
- (8) 補助散水栓
- ア～カ 略
- キ (ア)～(イ)
- (エ) 省令第14条第1項第11号ニに... いること。
- ク 日本消防検定協会... 省令第13条の6第4項第3号ロ... によること。
- 3 パッケージ型自動消火設備
- (1) 略
- (2) 設置方法等
- ア 略
- イ 省令第13条第3項第1号から第8号... できる。
- 4 開放型SPヘッドを用いるスプリンクラー設備
- (1) 加圧送水装置
- ポンプの吐出量は、省令第14条第1項第11号ハ、(イ)に... よること。
- (2) 略
- (3) 放水区域
- 省令第14条第1項第2号の規定に... 設けること。
- (4) 一斉開放弁又は手動式開放弁
- 省令第14条第1項第1号の規定に... よること。
- (5) SPヘッドの設置位置
- 政令第12条第2項並びに省令第13条の2、同第13条の4、同第13条の6及び同第14条の規定... こと。
- 5 乾式、予作動式又は予作動式(負圧湿式)その他これらに類する予作動式流水検知装置を用いたスプリンクラー設備
- (1) 略
- (2) ア、イ 略
- ウ 加圧装置の配管は、省令第12条第1項第6号に... こと。
- (3) 略
- (4) 減圧警報装置
- 乾式スプリンクラー設備... 省令第14条第1項第4号の5の警報は、... あること。
- (5) 略
- (6) 配管
- ア 略
- イ 省令第14条第1項第8号の2の措置は、... ではない。
- ウ 省令第14条第1項第10号イの防食措置... 施工によること。
- なお、予作動式... 省令第14条第1項第10号イの防食措置を講じること。
- 6 放水型ヘッドを用いたスプリンクラー設備
- (1) 高天井部分の取扱い
- 政令第12条第2項第2号ロ並びに省令第13条の5第6項及び第8項... よること。

ア 略

イ (ア) 略

(イ) 天井又は小屋裏が傾斜を... 政令第12条第2項第2号ロ並びに規則第13条の5第6項及び第8項の規定に掲げる高さとなる部分

(2) 加圧送水装置

ポンプの吐出量は、規則第14条第1項第11号ハ、(イ)によるほか、次によること。

(3) 略

(4) 非常電源

非常電源は、規則第12条第1項4号の規定に...は30分以上行えるものであること。

7 弁類等の監視機能を有するスプリンクラー設備

(1) スプリンクラー設備は、第4-37図による弁類等の監視機能を有すること。◆

なお、規則第14条第1項第12号に定める総合操作盤の設置を要する防火対象物については、第4-37図による弁類等の表示警報項目を総合操作盤の表示項目とすること。◆

※ 共同住宅用スプリンクラー設備は、弁類等の監視付と同様とみなす。

8 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

(1) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置及び配管等については、次によること。

ア 略

イ 政令第12条第2項第3の2号に規定する... 水源(規則第13条の6第1項第2号括弧書き... する。

ウ 規則第13条の5の2第2号イ及びロに規定する開口部... 含まない。

エ 規則第13条の5の2第2号ロに規定する「当該部分に隣接する部分」は、... はない。

オ 規則第13条の5の2第2号ロに規定する「スプリンクラー設備の有効範囲内」とは、前エの部分に政令第12条第2項の規定(規則第13条第3項各号を除く。) ... する。

(2) 水 源

特定施設水道連結型スプリンクラー設備で水源を設ける場合は、次のいずれかによること。

ア 略

イ 前アにかかわらず、規則第13条の6第1項第2号、第4号、第2項第2号及び第4号に... こと。

ウ 直結・受水槽補助水槽併用式の類型... 規則第13条の6第1項第2号及び第4号に... 補助水槽には、規則第13条の6第1項第2号及び第4号に規定する水量の1/2以上貯留すること。◆

(3)、(4) 略

(5) 配管

ア 「特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いる配管、... 準用する規則第12条第1項第6号ニ、ホ及びトに掲げる... こと。

(6) 略

(7) SPヘッド

ア～ウ 略

エ 特例

(ア) 略

(イ) 防火対象物全体に、... 規則第23条第4項第1

ア 略

イ (ア) 略

(イ) 天井又は小屋裏が傾斜を... 政令第12条第2項第2号ロ並びに省令第13条の5第6項及び第8項の規定に掲げる高さとなる部分

(2) 加圧送水装置

ポンプの吐出量は、省令第14条第1項第11号ハ、(イ)によるほか、次によること。

(3) 略

(4) 非常電源

非常電源は、省令第12条第1項4号の規定に...は30分以上行えるものであること。

7 弁類等の監視機能を有するスプリンクラー設備

(1) スプリンクラー設備は、第4-37図による弁類等の監視機能を有すること。◆

なお、省令第14条第1項第12号に定める総合操作盤の設置を要する防火対象物については、第4-37図による弁類等の表示警報項目を総合操作盤の表示項目とすること。◆

8 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

(1) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置及び配管等については、次によること。

ア 略

イ 政令第12条第2項第3の2号に規定する... 水源(省令第13条の6第1項第2号括弧書き... する。

ウ 省令第13条の5の2第2号イ及びロに規定する開口部... 含まない。

エ 省令第13条の5の2第2号ロに規定する「当該部分に隣接する部分」は、... はない。

オ 省令第13条の5の2第2号ロに規定する「スプリンクラー設備の有効範囲内」とは、前エの部分に政令第12条第2項の規定(省令第13条第3項各号を除く。) ... する。

(2) 水 源

特定施設水道連結型スプリンクラー設備で水源を設ける場合は、次のいずれかによること。

ア 略

イ 前アにかかわらず、省令第13条の6第1項第2号、第4号、第2項第2号及び第4号に... こと。

ウ 直結・受水槽補助水槽併用式の類型... 省令第13条の6第1項第2号及び第4号に... 補助水槽には、省令第13条の6第1項第2号及び第4号に規定する水量の1/2以上貯留すること。◆

(3)、(4) 略

(5) 配管

ア 「特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いる配管、... 準用する省令第12条第1項第6号ニ、ホ及びトに掲げる... こと。

(6) 略

(7) SPヘッド

ア～ウ 略

エ 特例

(ア) 略

(イ) 防火対象物全体に、... 省令第23条第4項第1

号ニに掲げる場所を除き、...いること。

## 第5 泡消火設備

### 1 共通事項 略

### 2 固定式

- (1) ポンプ吐出量  
規則第18条第4項第9号ハ。(イ)...こと。
- (2) 水源の水量  
規則第18条第2項第1号及び...こと。
- (3) 放射区域  
規則第18条第4項第5号に...よること。
- (4)、(5) 略
- (6) 泡放出口の配置等 ◆  
規則第18条第1項第2号及び...よること。
- (7) 起動装置  
ア 自動式の起動装置  
規則第18条第4項第10号イ...よること。  
(ア) 略  
(イ) 感知器を用いる場合  
a 感知器は、...規則第23条第4項...こと。  
b 略  
イ 手動式の起動装置  
規則第18条第4項第10号ロの規定...こと。
- (8) 自動警報装置等  
規則第18条第4項第12号...よること。
- (9) 泡消火薬剤の貯蔵量  
規則第18条第3項に...こと。

### 3 乾式流水検知装置を用いた泡消火設備 略

### 4 特定駐車場用泡消火設備

- (1)、(2) 略
- (3) 特例  
ア 特定駐車場用泡消火設備を...規則第23条第5項各号及び第6項第2号に...こと。

### 5 移動式

- (1) 移動式の...部分(規則第18条第4項第1号...)
- (2) ポンプの吐出量  
規則第18条第4項第9号ハ。(イ)に...こと。
- (3) ポンプの全揚程  
規則第18条第4項第9号ハ。(ロ)に...こと。
- (4) 略
- (5) 起動装置  
規則第12条第1項第7号へ及びト...こと。

## 第6 不活性ガス消火設備

### 1 全域放出方式

- (1) 貯蔵容器の設置場所  
不活性ガス消火設備の...及び規則第19条第5項第6号の...こと。
- (2) 略
- (3) 選択弁  
選択弁は、規則第19条第5項第11号...こと。
- (4)、(5) 略
- (6) 配管等  
ア 配管は、規則第19条第5項第7号...こと。◆
- (7) 略
- (8) 防護区画の構造等

号ニに掲げる場所を除き、...いること。

## 第5 泡消火設備

### 1 共通事項 略

### 2 固定式

- (1) ポンプ吐出量  
省令第18条第4項第9号ハ。(イ)...こと。
- (2) 水源の水量  
省令第18条第2項第1号及び...こと。
- (3) 放射区域  
省令第18条第4項第5号に...よること。
- (4)、(5) 略
- (6) 泡放出口の配置等 ◆  
省令第18条第1項第2号及び...よること。
- (7) 起動装置  
ア 自動式の起動装置  
省令第18条第4項第10号イ...よること。  
(ア) 略  
(イ) 感知器を用いる場合  
a 感知器は、...省令第23条第4項...こと。  
b 略  
イ 手動式の起動装置  
省令第18条第4項第10号ロの規定...こと。
- (8) 自動警報装置等  
省令第18条第4項第12号...よること。
- (9) 泡消火薬剤の貯蔵量  
省令第18条第3項に...こと。

### 3 乾式流水検知装置を用いた泡消火設備 略

### 4 特定駐車場用泡消火設備

- (1)、(2) 略
- (3) 特例  
ア 特定駐車場用泡消火設備を...省令第23条第5項各号及び第6項第2号に...こと。

### 5 移動式

- (1) 移動式の...部分(省令第18条第4項第1号...)
- (2) ポンプの吐出量  
省令第18条第4項第9号ハ。(イ)に...こと。
- (3) ポンプの全揚程  
省令第18条第4項第9号ハ。(ロ)に...こと。
- (4) 略
- (5) 起動装置  
省令第12条第1項第7号へ及びト...こと。

## 第6 不活性ガス消火設備

### 1 全域放出方式

- (1) 貯蔵容器の設置場所  
不活性ガス消火設備の...及び省令第19条第5項第6号の...こと。
- (2) 略
- (3) 選択弁  
選択弁は、省令第19条第5項第11号...こと。
- (4)、(5) 略
- (6) 配管等  
ア 配管は、省令第19条第5項第7号...こと。◆
- (7) 略
- (8) 防護区画の構造等

防護区画は、政令第16条第1号...並びに規則第19条第5項第3号及び...よること。

ア 避圧口

規則第19条第5項第22号の2...こと。

(9) 略

(10) 防護区画に隣接する部分に係る安全対策（二酸化炭素を放出するものに限る。）

ア 規則第19条第5項第19号の2...こと。◆

イ 規則第19条第5項第19号の2...とおりに。

(11) 略

(12) 起動装置

ア～ウ 略

エ 規則第19条第5項第14号から...こと。

(7) 略

(イ) 前(7)による...規則第23条第5項第4号及び...する。

(ウ) 感知器は、規則第23条第4項の例...こと。

(13) 音響警報装置

規則第19条第5項第17号及び...こと。

(14) 放出表示灯

ア 規則第19条第5項第19号イ. (ニ)...こと。

(15) 排出装置等

ア 規則第19条第5項第18号...こと。

イ、ウ 略

エ 規則第19条第5項第18号...できる。)

(16) 標識等

二酸化炭素を...規則第19条第5項第19号イ(ホ)のほか、次よること。

ア 規則第19条第5項第19号イ(ホ)に...こと。

2 局所放出方式（二酸化炭素消火設備に限る。）

(1)～(8) 略

(9) 制御盤等

前1. (11)よること。ただし、規則第19条第5項第19号イ. (イ)に規定される...できる。

3 移動式（二酸化炭素消火設備に限る。）

(1) 設置できる場所の条件

規則第19条第6項第5号...する。

第7 ハロゲン化物消火設備

1 防火対象物又はその部分に応じた放出方式、消火剤の種類（規則第20条）

2 全域放出方式

(1) 貯蔵容器の設置場所

ア 消火剤の...及び規則第20条第4項第4号の規定に...こと。

(2)～(5) 略

(6) 配管等

ア 配管は、規則第20条第4項第7号の...こと。

イ ハロン1301、...規則第20条第4項第16号に基づく...こと。

(7)～(9) 略

(10) 起動装置

ア～ウ 略

エ 規則第20条第4項第14号イ. (イ)...こと。

(11) 音響警報装置

規則第20条第4項第13号...こと。

防護区画は、政令第16条第1号...並びに省令第19条第5項第3号及び...よること。

ア 避圧口

省令第19条第5項第22号の2...こと。

(9) 略

(10) 防護区画に隣接する部分に係る安全対策（二酸化炭素を放出するものに限る。）

ア 省令第19条第5項第19号の2...こと。◆

イ 省令第19条第5項第19号の2...とおりに。

(11) 略

(12) 起動装置

ア～ウ 略

エ 省令第19条第5項第14号から...こと。

(7) 略

(イ) 前(7)による...省令第23条第5項第4号及び...する。

(ウ) 感知器は、省令第23条第4項の例...こと。

(13) 音響警報装置

省令第19条第5項第17号及び...こと。

(14) 放出表示灯

ア 省令第19条第5項第19号イ. (ニ)...こと。

(15) 排出装置等

ア 省令第19条第5項第18号...こと。

イ、ウ 略

エ 省令第19条第5項第18号...できる。)

(16) 標識等

二酸化炭素を...省令第19条第5項第19号イ(ホ)のほか、次よること。

ア 省令第19条第5項第19号イ(ホ)に...こと。

2 局所放出方式（二酸化炭素消火設備に限る。）

(1)～(8) 略

(9) 制御盤等

前1. (11)よること。ただし、省令第19条第5項第19号イ. (イ)に規定される...できる。

3 移動式（二酸化炭素消火設備に限る。）

(1) 設置できる場所の条件

省令第19条第6項第5号...する。

第7 ハロゲン化物消火設備

1 防火対象物又はその部分に応じた放出方式、消火剤の種類（省令第20条）

2 全域放出方式

(1) 貯蔵容器の設置場所

ア 消火剤の...及び省令第20条第4項第4号の規定に...こと。

(2)～(5) 略

(6) 配管等

ア 配管は、省令第20条第4項第7号の...こと。

イ ハロン1301、...省令第20条第4項第16号に基づく...こと。

(7)～(9) 略

(10) 起動装置

ア～ウ 略

エ 省令第20条第4項第14号イ. (イ)...こと。

(11) 音響警報装置

省令第20条第4項第13号...こと。

(12) 放出表示灯

規則第20条第4項第14号イ. (ハ)... こと。

第8 粉末消火設備

1 略

2 全域放出方式

(1)~(3) 略

(4) 配管等

ア 配管は、規則第21条第4項第7号... こと。

イ、ウ 略

エ 使用する...規則第21条第4項第18号の... こと。

3 局所放出方式

(1)、(2) 略

(3) 消火剤の貯蔵量

規則第21条第3項第2号及び... こと。

4 移動式

(1)、(2) 略

(3) 機械式駐車場の地下部分は、次のアからカまでに定める措置を行ったものに限り、地上部分に移動式粉末消火設備を設置することができる。

ア 略

イ 地下2段部分は、地上から消火薬剤が有効に到達できるように配管等を設置すること。

ウ~ク 略

第9 屋外消火栓設備

1 略

2 加圧送水装置

(1) 種別

加圧送水装置は規則第22条第10号... こと。

(2) 略

(3) 全揚程等

規則第22条第10号イ、ロ... こと。

(4) ポンプの吐出量

加圧送水装置に...規則第22条第10号ハ. (イ)によるほか、次によること。

3 略

4 配管等

(1) 機器

本節...規則第12条第6号ホに...。) ◆

5 起動装置

規則第22条第10号ホに... こと。

6 略

7 屋外消火栓の表示等

規則第22条第3号及び...規則第22条第3号の表示灯と兼ねることができる。

8 消火栓箱の構造 ◆

本節第2屋内消火栓設備8.(1).ア.(イ)を準用すること。

第10 動力消防ポンプ設備

略

第11 自動火災報知設備

1~10 略

11 共同住宅用自動火災報知設備の基準

(12) 放出表示灯

省令第20条第4項第14号イ. (ハ)... こと。

第8 粉末消火設備

1 略

2 全域放出方式

(1)~(3) 略

(4) 配管等

ア 配管は、省令第21条第4項第7号... こと。

イ、ウ 略

エ 使用する...省令第21条第4項第18号の... こと。

3 局所放出方式

(1)、(2) 略

(3) 消火剤の貯蔵量

省令第21条第3項第2号及び... こと。

(1)、(2) 略

(3) 機械式駐車場の地下部分は、次のアからカまでに定める措置を行ったものに限り、地上部分に移動式粉末消火設備を設置することができる。

ア 略

イ~キ 略

第9 屋外消火栓設備

1 略

2 加圧送水装置

(1) 種別

加圧送水装置は省令第22条第10号... こと。

(2) 略

(3) 全揚程等

省令第22条第10号イ、ロ... こと。

(4) ポンプの吐出量

加圧送水装置に...省令第22条第10号ハ. (イ)によるほか、次によること。

3 略

4 配管等

(1) 機器

本節...省令第12条第6号ホに...。) ◆

5 起動装置

省令第22条第10号ホに... こと。

6 略

7 屋外消火栓の表示等

省令第22条第3号及び...省令第22条第3号の表示灯と兼ねることができる。

8 消火栓箱の構造 ◆

本節第2屋内消火栓設備8.(1).ア.(イ)を準用すること。

ただし、扉の表面積は0.8㎡以上とすること。

第10 動力消防ポンプ設備

略

第11 自動火災報知設備

1~10 略

11 共同住宅用自動火災報知設備の基準

(1)、(2) 略

(3) 住棟受信機が設けられた管理人室については、当該住棟受信機により火災が発生した場所及び火災である旨の情報を容易に確認できる場合、音響警報装置の設置を省略して差し支えない。

(4) 留意事項

高齢者又は自力避難が困難な者の住居する可能性のある特定共同住宅等については、火災の感知から避難までの相当の時間が相当かかることが予想されるため、階数・規模等を問わず、共同住宅用自動火災報知設備を設置すること。◆

12 特定小規模施設用自動火災報知設備の基準

(1) 設置対象

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号。以下、この第11において「特定小規模施設省令」という。）規定する特定小規模施設用自動火災報知設備は、同省令第2条第1号に掲げる防火対象物又はその部分に設置することができる。

(2) 設置基準

特定小規模施設省令及び特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成20年消防庁告示第25号。以下、この第11において「特定小規模自火報告示」という。）によるほか、次によるものとする。

(1)、(2) 略

(3) 留意事項

高齢者又は自力避難が困難な者の住居する可能性のある特定共同住宅等については、火災の感知から避難までの相当の時間が相当かかることが予想されるため、階数・規模等を問わず、共同住宅用自動火災報知設備を設置すること。◆

12 特定小規模施設用自動火災報知設備の基準

(1) 設置対象

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号。以下、この第11において「特定小規模施設省令」という。）第2条第2号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備は、次に掲げる防火対象物であって、特定一階段等防火対象物以外のものうち、延べ面積が300㎡未満のものに設置することができる（以下、この第11において「特定小規模施設」という。）。

ア 政令別表第1(2)項ニに掲げる防火対象物

イ 政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物

ウ 政令別表第1(6)項イ(1)から(3)に掲げる防火対象物

エ 政令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物

オ 政令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物

（利用者を入居させ又は宿泊させるものに限る。）

カ 政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、次の防火対象物の用途に供される部分が存するもの（延べ面積が300㎡以上のものにあつては、小規模特定用途複合防火対象物（政令第21条第1項第8号に掲げる防火対象物を除く。）であつて、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分（同項第5号及び第11号から第15号までに掲げる防火対象物の部分を除く。）及び規則第23条第4項第1号へに掲げる部分以外の部分が存しないものに限る。）

キ イに掲げる防火対象物以外の政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物（政令別表第1(5)項イ及びロに掲げる用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、(5)項イに掲げる用途に供される部分の床面積が300㎡未満のものに限る。）のうち、延べ面積が300㎡以上500㎡未満のもの

(2) 設置基準

特定小規模施設省令及び特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成20年消防庁告示第25号。以下、この第11において「特定小規模自火報告示」という。）によるほか、次によるものとする。

ア 警戒区域

(7) 警戒区域は、政令第21条第2項第1号及び第2号の規定の例によることとし、次によること。

a 2の階にわたる特定小規模施設については、階段等を含めた全体を一の警戒区域（一辺50m以下に限る。）とすることができる。

b 警戒区域の面積が500㎡以下であり、かつ、当該警戒区域が防火対象物の2の階にわたる場合又は規則第23条第5項第1号及び第3号の規定により煙感知器を設ける場合は、警戒区域が2の階にわたることができる。

(i) 特定小規模施設用自動火災報知設備の全ての感知器を火災の発生した警戒区域警戒区域を特定することができる連動型警報機能付とした場合は、警戒区域を2以上とすることができる。

(ii) 火災の発生した警戒区域を特定できる連動型警報機能付感知器の火災警報は、次のように、警報音並びに火災である旨及び火災の発生場所を周知する音声を組み合わせたものであり、火災の発生場所に関するメッセージとしては、火災を感知した階又は階段とすることで足りるものであること。

日本語を母国語としない人に配慮したメッセージを日本語のメッセージの後に付加することも可能とするが、メッセージはできる限り短くすること。

例：「ピー、ピー、ピー。3階で火事です。Fire、Fire。」



第11-37図 警戒区域が2以上かつ延べ面積が300㎡未満（3階建ての(6)項ロ）の場合



第11-38図 令第21条第1項第7号に定める防火対象物（(6)項ロ）の場合

(i) 非常ベル又は自動式サイレンの代替として

ア 警戒区域

(7) 警戒区域は、政令第21条第2項第1号及び第2号の規定の例によること。なお、2.(5). エ及びオの要件を満たす場合は、2の階にわたることができる。

特定小規模施設用自動火災報知設備を設ける場合は、努めて警戒区域が2以上とならないようにすること。

イ 感知器

感知器は、特定小規模施設省令第3条第2項第3により次のaからcまでに掲げる場所の天井（天井がない場合は屋根）又は壁（aに掲げる場所（床面積が30㎡以下のものに限る。）の壁に限る。以下この12において同じ。）の屋内に面する部分に、有効に火災の発生を感知することができるように設けること（天井裏には設置を要しない。）。

a 建基法第2条第4号に規定する居室及び床面積が2㎡以上の収納室

b 倉庫、機械室その他これらに類する室

c 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイダクトその他これらに類するもの（次に掲げる防火対象物又はその部分の内部に設置されている場合に限る。）。

(a) 特定小規模施設省令第2条第1号イ及びハに掲げる防火対象物又はその部分のうち、(2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供されるもの

(b) (16)項イに掲げる防火対象物（(5)項イ及びロに掲げる用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、(5)項イに掲げる用途に供される部分の床面積が50㎡未満のものに限る。）のうち、延べ面積が500㎡未満のもの

(c) 規則第23条第4項第7号に規定する特定1階段等防火対象物

(d) 警戒区域が2以上の防火対象物

ウ 感知器設置方法

規則第23条第4項各号（第1号ハ、第4号から第5号まで、第7号ニ、第7号の2、第7号の3、第7号の5まで、第7号の6及び第9号を除く。）及び同条第5項から第7項まで、第24条第7号並びに第24条の2第2号の規定の例によるほか、次により設けること。

(7) 差動式スポット型、定温式スポット型又は補償式スポット型その他の熱複合式スポット型の感知器は、天井（天井のない場合は、屋根）又は壁の室内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。

a 壁又ははりから0.4m以上離れた天井の室内に面する部分

b 天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の室内に面する部分

(i) 煙感知器は、天井又は壁の室内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。

a 壁又ははりから0.6m以上離れた天井の室内に面する部分

b 天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の室内に面する部分

(ii) 熱煙複合式スポット型感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域（それぞ

イ 感知器

れ壁又は取付面から0.4m（煙感知器を設ける場合は0.6m）以上突出した梁等によって区画された部分をいう。）ごとに、その有する種別及び取付面の高さに応じて、規則第23条第4項第3号ロ及び第7号ホの表で定める床面積のうち、最も大きい床面積につき1個以上の個数を、火災を有効に感知するように設け、かつ、天井又は壁の室内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。

a 壁又ははりから0.6m以上離れた天井の室内に面する部分

b 天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置になる壁の室内に面する部分

(エ) 感知器は、スポット型又は炎感知器とすること。

(オ) 定温式スポット型感知器を壁面に設置する場合は、有効に火災の発生を感知することができるように設けなければならないことから、公称作動温度が65度以下で特種のものとする。◆

(カ) 略

#### エ 受信機

規則第24条第2号（ハ及びチを除く。）及び第24条の2第1号の規定の例によるほか、規則第12条第1項第8号に規定する防災センター等に設けること。

ただし、全ての感知器が連動型警報機能付感知器である場合には、受信機を設けないことができる。

#### オ 地区音響装置及び発信機

受信機を設ける場合は、規則第24条の規定の例により設けること。

#### カ 配線

配線は、特定小規模自火報告示第2第3号で規則第24条第1号（イを除く。）の規定の例によるほか、感知器又は発信機からはずれ、又は断線した場合には、受信機において断線等が確認できる場合のほか、受信機の設置を要しない場合に、当該連動型感知器自体に断線等があった場合に電源灯の消灯等により、断線等を確認できるように措置されたものであること。

### (3) 留意事項等

ア 政令第21条に基づき設置される自動火災報知設備と特定小規模施設用自動火災報知設備の技術上の基準に関する主な相違点は次のとおり。

(7)から(9) 略

(7) 定温式スポット型感知器を壁面に設置する場合は、公称作動温度が65度以下で特種のものとする。◆

(4) 略

#### ウ 配線

配線は、特定小規模自火報告示第2第3号で規則第24条第1号（イを除く。）の規定の例によるほか、感知器又は発信機からはずれ、又は断線した場合には、その旨を確認できる措置されていることと規定されているが、当該措置とは、受信機において断線等が確認できる場合のほか、連動型感知器が設置され、受信機の設置を要しない場合に、当該連動型感知器自体に断線等があった場合に電源灯の消灯等により、断線等を確認できるように措置されたものをいう。

なお、従来どおり送り配線の方式としても差支えない。

エ 前アからウまでによるほか、無線式自動火災報知設備にあつては、平成21年3月23日付消防庁消防予第119号消防庁予防課長通知「無線式自動火災報知設備及び特定小規模施設用自動火災報知設備の運用について」第2及び別添2から4までによること。

### (3) 留意事項等

ア 政令第21条に基づき設置される自動火災報知設備と特定小規模施設用自動火災報知設備の技術上の基準に関する主な相違点は次のとおり。

(7)から(9) 略

イ 届出及び工事

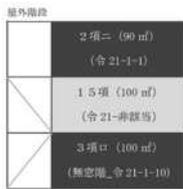
- (7) すべての感知器が連動型警報機能付感知器であって、受信機、中継器を設置しない場合は法第17条の14の規定によらないこととなるが、無線通信確保のため中継器を設置するケースが考えられる。中継器を設ける特小自火報の工事及び整備については、第4類の甲種消防設備士の資格を有する者が行うことが必要であること。
- (i) 工事の際は、設置場所において、電波の受信状況をよく確認し、建物利用状況から設置後に電波障害となるおそれがないように、例えば10m未満の廊下部分にも感知器を設置しておき電波を低減させない措置を考慮することが望ましい。

ウ 略

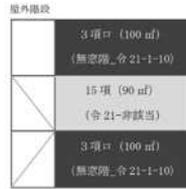
■ 延べ面積が300㎡未満の16項イの防火対象物の場合

■ …… 特小自火報の設置義務がある部分 □ …… 特小自火報の設置義務がない部分

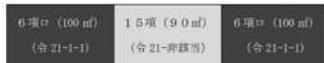
例1 特定小規模施設が異なる用途の場合



例2 特定小規模施設が同一用途の場合



例3 平屋の場合



※より効率的・効果的に火災警報を伝達するためには、設置義務のない用途やその部分にも連動できる感知器を設置することが望ましい。

(法改正の内容を反映)

- (エ) 感知器は、次のaからcまでに掲げる場所の天井又は壁（aに掲げる場所（床面積が30㎡以下のものに限る。）の壁に限る。以下この(エ)において同じ。）の屋内に面する部分（天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分）に、有効に火災の発生を感知することができるように設けること（天井裏には設置を要しない。）。
- a 建基法第2条第4号に規定する居室及び床面積が2㎡以上の収納室
- b 倉庫、機械室その他これらに類する室
- c 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するものうち、次に当するもの。
- (a) (2)項ニに掲げる防火対象物又は(16)項イに掲げる防火対象物のうち、(2)項ニの用途に供される部分が存するもの
- (b) (5)項イに掲げる防火対象物又は(16)項イに掲げる防火対象物のうち、(5)項イの用途に供される部分が存するもの ◆
- (i) 特定小規模施設用自動火災報知設備に用いることができる感知器は、スポット型感知器又は炎感知器とされていること。

イ 略

(法改正の内容を反映)



できること。

第13 ガス漏れ火災警報設備

- 1 略
- 2 受信機
  - (1)～(4) 略
  - (5) 警戒区域
    - ア、イ 略
    - ウ 警戒区域は、...この限りでない。  
(7) 規則第23条第5項第3号に...もの。
- 3 ガス濃度指示警報装置
  - (1) 常用電源  
規則第24条の2の3第1項第6号...こと。
- 4 検知器
  - (1)、(2) 略
  - (3) 設置方法
    - ア 共通事項  
規則第24条の2の3第1項第1号イ、(4)に規定される...こと。
    - イ 空気に対する比重が1未満の場合に対する設置方法
      - (7) 検知器の設置場所  
検知器は、規則第24条の2の3第1項第1号イの規定による。
      - ウ 空気に対する比重が1を超える場合に対する設置方法（参考）
        - (7) 検知器の設置場所  
検知器は、規則第24条の2の3第1項第1号ロの規定による。
    - (4) 検知器の設置を要しない場所  
規則第24条の2の3第1項第1号...こと。

第14 漏電火災警報器

- 1～3 略
  - 4 設置方法  
設置方法は規則第24条の3...参照）。
- 第15 非常警報設備

- 1 略
- 2 放送設備
  - (1)、(2) 略
  - (3) スピーカー
    - ア 放送区域
      - (7)から(8) 略
      - (7) 人が内部に立ち入ることができない又は外部からの作業のみを想定したパイプシャフトその他これに類する部分のスピーカーについては設置を要しないこと。
      - (8) 直接屋外に面する小規模なごみ置き場で、屋内部分と防火区画されているもののスピーカーについては設置を要しないこと。
    - イ、ウ 略
  - (4) 報知区域
    - ア～エ 略
    - オ ブロック鳴動区域は、次によること。
      - (7)～(9) 略
      - (1) 鳴動を行う場合は、次によることができる。この場合の放送設備の鳴動は、第1報

第13 ガス漏れ火災警報設備

- 1 略
- 2 受信機
  - (1)～(4) 略
  - (5) 警戒区域
    - ア、イ 略
    - ウ 警戒区域は、...この限りでない。  
(7) 省令第23条第5項第3号に...もの。
- 3 ガス濃度指示警報装置
  - (1) 常用電源  
省令第24条の2の3第1項第6号...こと。
- 4 検知器
  - (1)、(2) 略
  - (3) 設置方法
    - ア 共通事項  
省令第24条の2の3第1項第1号イ、(4)に規定される...こと。
    - イ 空気に対する比重が1未満の場合に対する設置方法
      - (7) 検知器の設置場所  
検知器は、省令第24条の2の3第1項第1号イの規定による。
      - ウ 空気に対する比重が1を超える場合に対する設置方法（参考）
        - (7) 検知器の設置場所  
検知器は、省令第24条の2の3第1項第1号ロの規定による。
    - (4) 検知器の設置を要しない場所  
省令第24条の2の3第1項第1号...こと。

第14 漏電火災警報器

- 1～3 略
  - 4 設置方法  
設置方法は規則第24条の3...参照）。
- 第15 非常警報設備

- 1 略
- 2 放送設備
  - (1)、(2) 略
  - (3) スピーカー
    - ア 放送区域
      - (7)から(8) 略
    - イ、ウ 略
  - (4) 報知区域
    - ア～エ 略
    - オ ブロック鳴動区域は、次によること。
      - (7)～(9) 略
      - (1) 鳴動を行う場合は、次によることができる。この場合の放送設備の鳴動は、第1報

の感知器が作動した報知区域と隣接する報知区域を区分鳴動により鳴動できるものであること。

なお、第1報の感知器が作動してから、一定時間（最大10分）が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合は、火災放送を区分鳴動により鳴動させ、その後、一定時間（最大10分）経過した場合は、自動的に全館一斉鳴動に切り替わること。

(5)～(11) 略

3～5 略

第16 避難器具

1～5 略

6 標識

(1) 略

(2) 特定一階段等防火対象物に係る避難器具の設置等場所の表示に関する取扱い ◆

ア、イ 略

ウ 設置場所識別措置等の省略

(7) 設置等場所出入口の識別措置と避難器具設置等場所配置図が近接する場合等にあつては、避難器具設置等場所配置図を設置することで足りるものであること。

(4) 避難器具設置等場所がある階のエレベーターホール又は階段室から避難器具が設置されていることが容易に認識できる場合は、「設置等場所出入口の識別措置」を省略することができる。

(3) 略

7～12 略

第20 連結散水設備

1 略

2 開放ヘッド方式

開放ヘッド方式は、規則第30条の3によるほか、次によること。

(1) ウ 排水弁 ◆

規則第30条の3第3号トに…よること。

(2) 配管の摩擦損失計算

配管の摩擦損失計算は、本節第27「配管の摩擦損失計算」によるほか、開放型ヘッドの個数が10までの配管の摩擦損失水頭は、各ヘッドからの放水量を180ℓ/minとし、当該ヘッドの個数以後の配管の摩擦損失水頭は、設置する開放型ヘッドの個数に180ℓ/minを乗じて得た量を流量として行うこと。この場合、配管又は枝管（直接開放型ヘッドが設けられている管）の呼び径と開放型ヘッドの関係は、第20-1表によること。

第20-1表

ヘッドの合計個数	1個	2個以下	3個以下	5個以下	10個以下
配管の呼び径(A)	32	40	50	65	80

(3)～(5) 略

3 閉鎖型ヘッド方式

閉鎖型ヘッド方式は、規則第30条の3によ

の感知器が作動した報知区域と隣接する報知区域を区分鳴動により鳴動できるものであること。

なお、第1報の感知器が作動してから、一定時間（最大10分）が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合は、火災放送を区分鳴動により鳴動させ、その後、一定時間（最大10分）経過した場合は、自動的に全館一斉鳴動に切り替わること。

(5)～(11) 略

3～5 略

第16 避難器具

1～5 略

6 標識

(1) 略

(2) 特定一階段等防火対象物に係る避難器具の設置等場所の表示に関する取扱い ◆

ア、イ 略

ウ 設置等場所出入口の識別措置と避難器具設置等場所配置図が近接する場合等にあつては、避難器具設置等場所配置図を設置することで足りるものであること。

(3) 略

7～12 略

第20 連結散水設備

1 略

2 開放ヘッド方式

開放ヘッド方式は、省令第30条の3によるほか、次によること。

(1) ウ 排水弁 ◆

省令第30条の3第3号トに…よること。

(2) 配管の摩擦損失計算

配管の摩擦損失計算は、本節第27「配管の摩擦損失計算」によるほか、開放型ヘッドの個数が10までの配管の摩擦損失水頭は、各ヘッドからの放水量を180ℓ/minとし、当該ヘッドの個数以後の配管の摩擦損失水頭は、設置する開放型ヘッドの個数に180ℓ/minを乗じて得た量を流量として行うこと。この場合、配管又は枝管（直接開放型ヘッドが設けられている管）の呼び径と開放型ヘッドの関係は、第20-1表によること。

第20-1表

ヘッドの合計個数	1個	2個以下	3個以下	5個以下	10個以上
配管の呼び径(A)	32	40	50	65	80

(3)～(5) 略

3 閉鎖型ヘッド方式

閉鎖型ヘッド方式は、省令第30条の3によ

る...参照)。

(1)～(5) 略

(6) 配管の摩擦損失計算

配管の摩擦損失計算は、本節第27「配管の摩擦損失計算」によるほか、閉鎖型ヘッドの個数が5までに配管の摩擦損失水頭は、各ヘッドからの放水量を90ℓ/minとし、当該ヘッドの個数以後の配管の摩擦損失計算は、450ℓ/minを流水量として行うこと。

この場合、配管又は枝管（直接閉鎖型ヘッドが設けられている管）の呼び径と閉鎖型ヘッドの関係は、第20-2表によること。

第20-2表

ヘッドの合計個数	2個以下	3個以下	5個以下	10個以下	20個以下
配管の呼び径(A)	32	40	50	65	80

(7)～(10) 略

4 連結散水設備の...取扱い

(1) 要件

ア、イ 略

ウ 加圧送水装置の...規則第18条第4項第9号...設けること。

第21 連結送水管

1 高層建築物等以外の建築物に設ける連結送水管

(1) 略

(2) 配管等

ア～カ 略

キ 埋設配管 ◆

(7) 配管の施工にあたっては、原則として土中埋設（共同溝等への敷設を除く。）しないこと。

(4) 土中埋設する場合には、本節 第2 屋内消火栓設備 4.(3)による防食措置を講ずるとともに、メンテナンスが容易に行える敷設方法とすること。

(3) 略

2 高層建築物等に設ける連結送水管

(1)、(2) 略

(3) 格納箱

格納箱の材質は、厚さ1.6mm以上の鋼製とし、奥行は、弁の操作に十分な余裕を有すること。この場合、非常コンセントを内蔵する型式のものにあつては、水の飛まつを受けない構造とし、赤色の灯火は、非常コンセントの赤色の灯火をもって代えることができるものであること。

また、放水口には階数表示を行うこと。 ◆

第22 非常コンセント設備

第23 無線通信補助設備

1 用語の定義

(1) 略

(2) 無線機とは、消防隊が使用する無線機で、送信及び受信ができるものをいう。

る...参照)。

(1)～(5) 略

(6) 配管の摩擦損失計算

配管の摩擦損失計算は、本節第27「配管の摩擦損失計算」によるほか、閉鎖型ヘッドの個数が5までに配管の摩擦損失水頭は、各ヘッドからの放水量を90ℓ/minとし、当該ヘッドの個数以後の配管の摩擦損失計算は、450ℓ/minを流水量として行うこと。

この場合、配管又は枝管（直接閉鎖型ヘッドが設けられている管）の呼び径と閉鎖型ヘッドの関係は、第20-2表によること。

第20-2表

ヘッドの合計個数	2個以下	3個以下	5個以下	10個以下	20個以上
配管の呼び径(A)	32	40	50	65	80

(7)～(10) 略

4 連結散水設備の...取扱い

(1) 要件

ア、イ 略

ウ 加圧送水装置の...省令第18条第4項第9号...設けること。

第21 連結送水管

1 高層建築物等以外の建築物に設ける連結送水管

(1) 略

(2) 配管等

ア～カ 略

キ 埋設配管 ◆

(7) 配管の施工にあたっては、原則として土中埋設（共同溝等への敷設を除く。）しないこと。

(4) 土中埋設する場合には、本節 第2 屋内消火栓設備 4.(3)による防食措置を講ずること。

(3) 略

2 高層建築物等に設ける連結送水管

(1)、(2) 略

(3) 格納箱

格納箱の材質は、厚さ1.6mm以上の鋼製とし、扉の表面積は0.8㎡以上、奥行は、弁の操作に十分な余裕を有すること。この場合、非常コンセントを内蔵する型式のものにあつては、水の飛まつを受けない構造とし、赤色の灯火は、非常コンセントの赤色の灯火をもって代えることができるものであること。

また、放水口には階数表示を行うこと。 ◆

第22 非常コンセント設備

第23 無線通信補助設備

1 用語の定義

(1) 略

(2) 無線機とは、消防隊が使用する無線機で、送信及び受信ができるものであり、かつ、送信時の定格出力が10Wのものをいう。

(3)～(6) 略

2～7 略

第4章 同意審査参考資料

第3 非常用進入口

第3-1 表備考

凡例

○……非常用進入口又は代替進入口の開口部として取り扱うことができる。

△……ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分（引き違い戸の場合おおむね1/2の面積で算定する。）を規則第5条の5第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことができる。

×……非常用進入口又は代替進入口の開口部として取り扱うことはできない。

第4 非常用の昇降機（エレベーター）

1～5 略

6 エレベーターの構造

(1)～(3) 略

(4) 非常用エレベーターの呼び戻し釦は、非常時に容易に視認できるように、赤色とすること。

第5 内装制限

第6 その他

(3)～(6) 略

2～7 略

第4章 同意審査参考資料

第3 非常用進入口

第3-1 表備考

凡例

○……省令第5条の3第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことができる。

△……ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分（引き違い戸の場合おおむね1/2の面積で算定する。）を省令第5条の3第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことができる。

×……省令第5条の3第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことはできない。

第4 非常用の昇降機（エレベーター）

1～5 略

6 エレベーターの構造

(1)～(3) 略

第5 内装制限

第6 その他